

東日本大震災12年のつどい

基調講演(60分)

仮題「二つの大震災を踏まえ、被災者支援のあり方を考える～災害復興基本法、災害ケースマネジメントの確立を目指して～」



講師 津久井 進氏

(弁護士 元日弁連災害復興支援委員長・前兵庫県弁護士会会長)

1969年生
1993年3月 神戸大学法学部卒業
1995年4月 弁護士登録（兵庫県弁護士会）
2016年4月 日弁連・災害復興支援委員会委員長
2021年4月 兵庫県弁護士会 会長
著書「大災害と法」（岩波新書）、「Q&A被災者生活再建支援法」（商事法務）、「災害ケースマネジメント◎ガイドブック」（合同出版）

報告(85分)

(1) 「宮城県の震災復旧・復興の現状と課題」(40分)

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

(2) 各分野からの報告(45分)

- ① 「災害公営住宅健康調査」
- ② 「アルプス処理水海洋放出反対署名」
- ③ 「女川原発再稼動差し止め訴訟」

フロアからの発言

アピール採択

漂流する

「創造的大震災から
被災者支援のあり方を考える、

現在地

2023年 9月2日土
13:30~16:30

仙台弁護士会館4階大会議室

仙台市青葉区一番町2-9-18 TEL 022-223-1001(代表)



参加方法

①会場参加自由(資料代500円)

*マスク着用をお願い致します。

②ZOOM参加

*当日13時より入室開始できます。

*ZOOM参加者は、先着100名までとなっております。

ミーティングID: 876 2203 9214

パスコード: 669511

*配布資料は、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターのホームページに8月末にアップ致します。

問い合わせ先

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

E-mail: miyagi.kenmincenter@gmail.com

FAX: 022-399-6925

主催 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

協賛 みやぎ震災復興研究センター 宮城災対連

後援 災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会

目 次

1, 基調講演（60分）・・・資料1頁～50頁

テーマ「二つの大震災を踏まえ、被災者支援のあり方を考える
～災害復興基本法、災害ケースマネジメントの確立を目指して～」

講 師 津久井 進 氏（弁護士 元日弁連災害復興支援委員長）

2, 報告（40分）・・・資料51頁～63頁

テーマ「宮城県の震災復旧・復興の現状と課題」

報告者 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

事務局長 小川 静治

3, 各分野からの報告（45分）・・・資料64頁～94頁

① テーマ「災害公営住宅健康調査」

報告者 宮城県民主医療機関連合会

副会長 矢崎 とも子 氏

② テーマ「アルプス処理水海洋放出反対署名」

報告者 みやぎ生協・コープふくしま

副理事長 河野 雪子 氏

③ テーマ「女川原発再稼動差し止め訴訟」

報告者 女川原発再稼動差止原告団

団長 原 伸雄 氏

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
東日本大震災12年のつどい

漂流する「創造的復興」の現在地
～2つの大震災から被災者支援のあり方を考える～

2つの大震災を踏まえ
被災者支援のあり方を考える
～災害復興基本法、災害ケースマネジメントの確立を目指して～

津久井 進
(兵庫県弁護士会所属)

自己紹介／阪神淡路大震災

災害弁護士としての出発点

阪神大震災ボランティア統々報 (1995.2.15)

先日奈良・静島で行われたボランティアの件ですが、既に10数名を超える皆さんのが、参加の意を伝えて下さいました。しかし、一方で、信頼不足などの理由で、踏み切れないといったの方々も多くいらっしゃるようですね。そこで、追加情報をお提供いたします。(既前回に譲りQ&A式です)

①**無料法律相談活動について**

Q 実際の相談案件ではどのようなものが多いのでしょうか?
A 今のところ、ほとんどが信頼情報関係(会員登録等)です。しかし、これからは保険、行政、相談等の問題も多くなってくると思われます。

Q 実際、何が求められているのでしょうか?
A 自然、的確な法的アドバイスを求められています。この点については参考資料で対応できるでしょう(参加希望には資料配布)。併しコピー費用自己負担。資料は、弁護士会作成マニュアル等が中心。

しかし、学生法律相談に求められているのは、該災者の不安定な精神状態に対するメンタルケア的な侧面で、「話し相手になる」というレベルでも十分な本旨に沿った回答といえます。

Q 審査基準は?
A 今段中に、カプセルホテル・ビジネスホテルを含む宿泊施設の追跡先一覧表を窓口示板に掲示し、お知らせします。

1 今後、いよいよ1F掲示板にボランティア情報コーナーを設けます。二回試験中を通じ、情報提供しますのでご覧になって下さい。
2 参加希望者はもちろん、現在思考中である方、單に興味を持っている方も、各フロア担当者にお申し出下さい。
3 神戸市教育委員会災害対策本部から司法修習生宛の連絡を別紙に添付します。ご覧下さい。

文責 律久井(因縁: 759号室)

H9.1.15 読売新聞

不許可

95.2.15
参考係

元修習生 やり取りを手記に
振り切り被災地へ
しぶる司法研修所
ボランティア参加

阪神大震災の被災マンション

災害対応に関する理由

無力感・罪悪感・他人事

平時の論理=「法という壁」

惨事便乗主義への抵抗

「法」という壁

神戸新聞平成11年8月18日～27日の連載

- マンションの再建に壁（法の欠陥）
- 借地借家の紛争に壁（法の時代錯誤）
- 火災保険の免責約款の壁（法の無情）
- 原形復旧主義の壁（法の硬直）

惨事便乗主義の台頭

- 創造的復興と復興予算流用
- 新長田再開発による「復興という名の地獄」
- 西須磨都市計画道路
- 借り上げ復興住宅の立ち退き要求

西須磨都市計画道路訴訟原告団

本ホームページは西須磨都市計画道路訴訟原告団が運営しています。

[トップページ](#) [お知らせ](#) [西須磨都市計画道路訴訟とは](#) [お問い合わせ](#) [裁判資料](#)



<https://nishisuma-douro.org/>

震災28年目の借上復興住宅の現実

SEKAI Review of Books

惨事便乗の連鎖を止めるために

兵庫県震災復興研究センター
『負の遺産を継続可能な資産へ』
津久井進

新長田南地区の再開発の教訓
～ショックドクトリンを軸に～
『世界』2022.10

東日本大震災から12年

繰り返される惨事便乗主義

- 創造的復興
- 巨額の復興予算流用
- 復興特区(水産特区等)
- 数々の巨大開発
- 原発のゾンビ的な抵抗
- 緊急事態条項(～戦争準備)



共通するのは真の「住民本位」の欠落

人は被災後も生活していかなければならない

東日本大震災後、
がれきの中から
見つかった写真
で、所有者が不
明で返却できな
かったもの。
[岩手日報2015.3.10]

↑ 生活者は
何處?

在宅被災者の現実

在宅被災世帯の現在、写真紹介

在宅被災世帯と被災世帯との支援格差	在宅被災世帯	被災住宅世帯
賃貸金	賃貸料によって高い金額	賃り
市町村賃貸金支給制度	無し	有り
修理器具支援	無し	有り
住宅用具	お住まいの土地の状況 に応じて必要な修理費を負担する 制度	費用負担。市町村が負担する 制度
借金等	修理料に相応しい修理費を負担する 制度	修理料の負担は自己負担
コミュニティ再生	被災地に相応しい 地域活性化のための支援	被災地の活性化支援 （アシスト）
避難環境	被災地へ向かう際、市町村 が運営する宿泊施設	被災地へ向かう際、被災地の宿 泊施設へ向かう際、市町村が運営する宿泊施設
整理見守り	被災地へ向かう際、市町村が運営する宿泊施設	被災一時となった被災地へ

石巻市南郷地区／老人住宅（跡地）／壁から外が見え、風呂は壊れたまま、全般的な豪雪でこれ以上の被害は免まらめている。

石巻市北上地区／被災老人会館／当院の治療はしたが、修理できていない問題が多い、自己負担が必要な程度が限られない。

石巻市市街地地区／被災老人会館／防火計画で立ちきり施設、去年復生せば経営するが、玄関のドアしない状態でまた立たざる。

現在の災害復興法における問題点

高度経済成長に吸収されない時代の
 ～阪神・淡路大震災
 ～新潟中越大震災
 ～東日本大震災
 ～常総水害ほか多数の水害
 ～熊本地震
 そして**福島原発事故**…
 などから浮かび上がる
 共通の問題を探る



我が国の災害対応の最大の課題

**一人ひとりの被災者が
大事にされていない！**

(災害法制の最大の弱点)

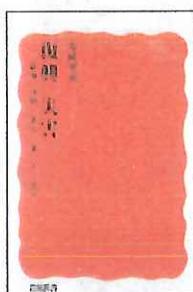
一人ひとりの被災者が
大事にされていない！

暮らし

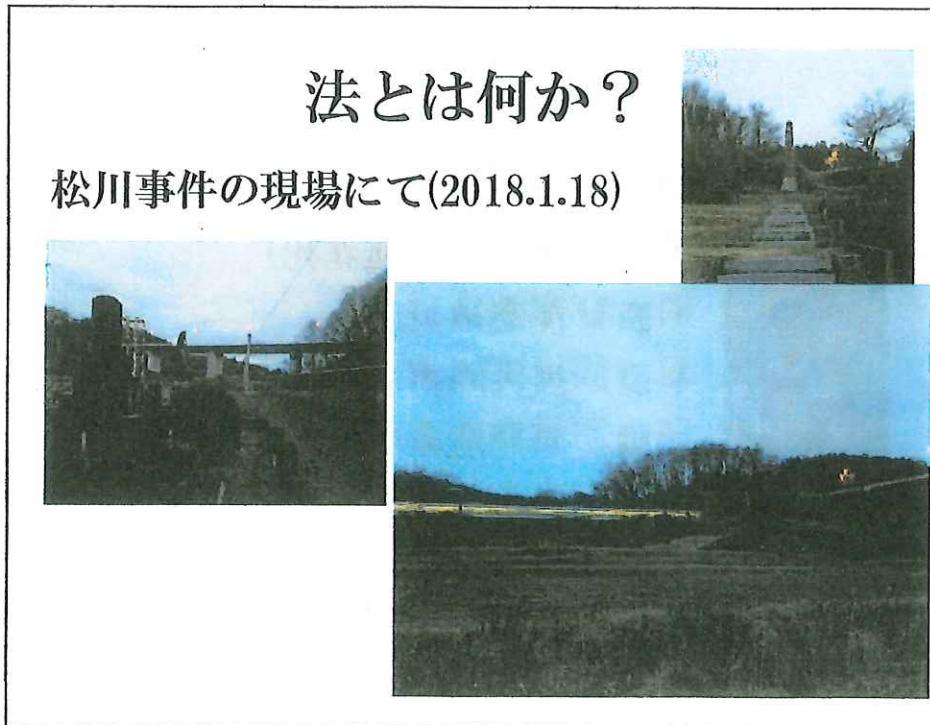
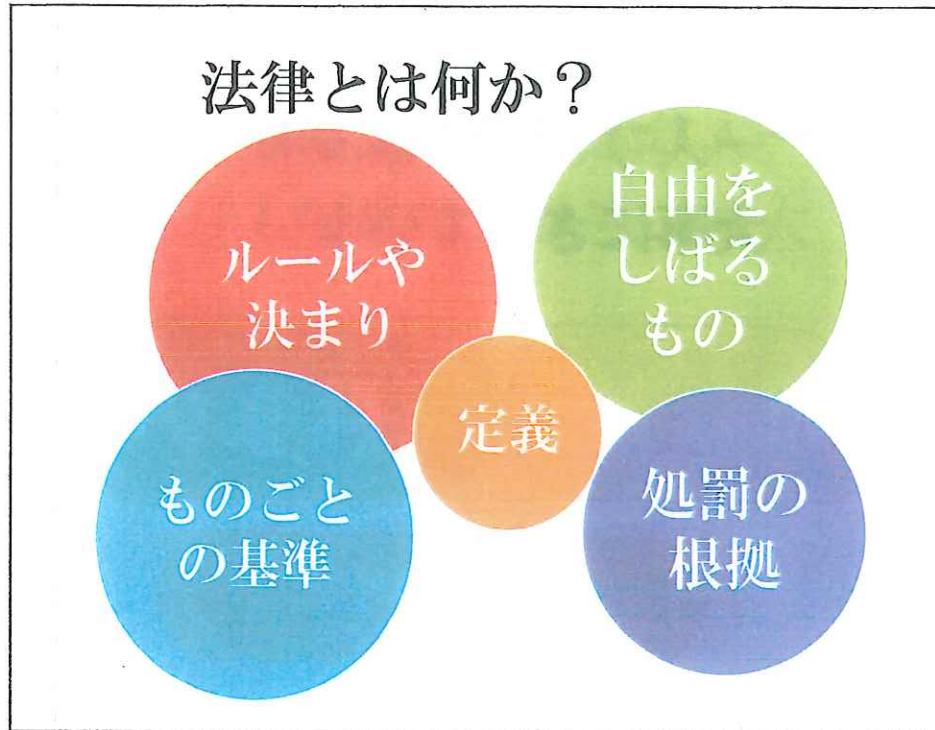
住まい

いのち

「復興災害」

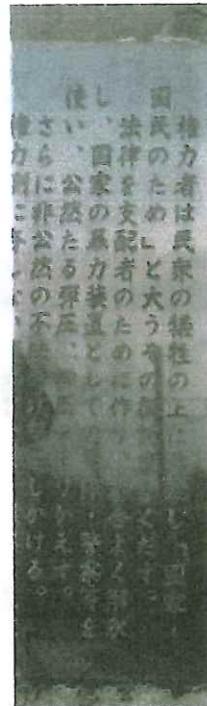


- 災害関連死
- 孤独死（孤立死）
- 在宅被災者
- 震災障害者
- 原発避難者
- 借上復興住宅の追い出し
- 惨事便乗開発
- 復興予算流用



法とは何か？

松川事件の現場にて



権力者は民衆の犠牲の上に君臨し「国家・国民のため」と大うその御託宣をくだす。

法律を支配者のために作り、都合よく解釈し、国家の暴力装置としての軍隊・警察等を使い、公然たる弾圧、抑圧をくりかえす。

法とは何か？

法は道具

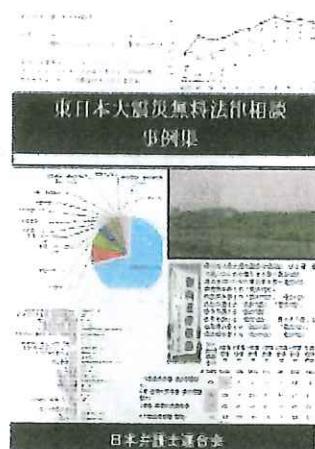
法は守るもの・・・

・・・の前に

■法はつくるもの

■法は使うもの

東日本大震災の法律相談と立法



- 東日本大震災における
岩手、仙台、福島、千
葉、茨城、日弁東京三
会の無料法律相談
- 情報分析結果として取
りまとめた2012年10月
までの約4万件が対象
- 1000件を抽出して紹介

東日本大震災無料法律相談事例集より

279 家を購入後3時間で家を流される。住宅ローンの支
払いはどうなるのか。引渡し後3時間で転居前なので生
活再建支援金の支給を拒否された(宮城県:H23. 5)

409 独身の兄と二人暮らしをしていたが、今回、兄が津
波で溺死。兄の死亡に関し、災害弔慰金も義援金も支
給されないのは不合理ではないか(岩手県:H23. 4)

743 精神的にぼろぼろ、体も頭もついていかない。眠れ
ない。皆そう。避難指示で避難。その後の生活が読めな
いので転居もできない。とにかく生活費が必要。(福島
県:H23. 4)

立法事実収集機能→立法へ

- 東日本大震災復興基本法
- 災害弔慰金等法の改正
- 相続熟慮期間の延長特例法
- 支援金、義援金等の差押禁止法
- 東日本大震災事業者再生支援機構法
- 東日本大震災被災者援助（法テラス）特例法
- 原発事故子ども・被災者支援法
- 災害対策基本法の改正
- 被災マンション法の改正
- 大規模災害借地借家特別措置法
- ◆ 被災ローン減免制度の創設
- ◆ 被災者生活再建支援法の運用改善 等々

関東大震災／コロナ禍

関東大震災について

1923年（大正12年）9月1日 11時58分

M 7.9 の地震（相模湾北西部）

死者 10万5000人余

住家被害 全壊10万9千余、半壊10万2千余

焼失21万2千余



現在の千代田区三番町に焼け残った東御平八郎邸
(東京震災記録)



小石川久保町の博文館印刷工場倒壊現場 (大正大震災記録)



上野公園内での下谷区役所の焼き出し。奇大生の逃出前 (大正大震災記録)

出典：鈴木淳「関東大震災 消防・医療・ボランティアから検証する」より引用

震災直後の新聞紙面



右上 新潟日報 大正12年9月3日号外
左下 東京日々新聞 大正12年9月3日号外
大正12年9月3日



災害対策の現場からみた憲法改正「國家緊急権」創設の危うさ

発稿日: 2015年02月19日 16時05分 JST | 更新: 2015年02月19日 17時09分 JST



▲3,961 164 646 14

[いいね](#) [コメント](#) [ツイート](#) [共有](#)

与党・自民党は、次の参議院選後を自処に、緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設を含む、改憲の国会発議を行う意向を明らかにした。

国家緊急権とは、自然災害や戦争などの緊急事態に、憲法秩序を一時停止して、非常措置

ハフィントンポスト 2015/2/19の記事

緊急事態条項、待望論強まる=政府、危機管理対応で－東日本大震災7年

△私権制限が焦点

1995年の阪神大震災では、県知事の要請を待ったため自衛隊の派遣が遅れたほか、放置された車両が交通を妨げるといった事態が生じた。その後、自衛隊法や災害対策基本法が改正され、善後策が講じられたが、政府関係者からは「法整備は後手後手だ。危機が起きてから考えていては間に合わない」と嘆く声が漏れる。緊急事態条項の創設を求めるのは、このためだ。

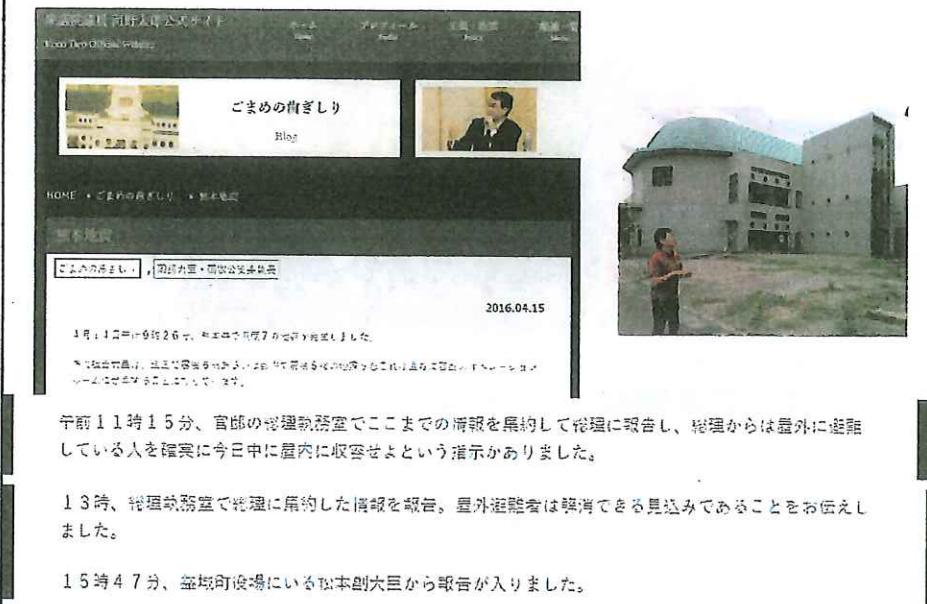
安倍晋三首相（自民党総裁）は昨年の衆院選公約に、緊急事態条項の創設など改憲重点4項目を盛り込んだ。これを受け、党憲法改正推進本部は7日の全体会合で、国會議員の任期延長と選挙期日の延期に限定した案や、任期延長などに政府への権限集中を加えた案など、五つの文案を提示した。

過去の震災の教訓を踏まえれば、迅速な対応には権限集中と私権制限が避けて通れない。だが、乱用の恐れがあり、世論にすんなり受け入れられる項目でないのも間違いない。公明党の山口那津男代表は、改憲でなく法改正で対応すべきだと立場。野党は私権制限には慎重または否定的で、与野党の一一致点を見いだすのは容易でなさそうだ。（2018/03/08-07:19）

時事通信

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018030800274&g=keq>

緊急事態条項は危険で邪魔



「法の支配」 ≠ 緊急事態条項

■ 関東大震災と人権侵害

「法の支配」≠緊急事態条項

- 海軍省船橋送信所が9月3日午前8時15分に各地方長官宛に打電した記録には次のようにある。
- 「東京付近の震災を利用し、朝鮮人は各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於いて爆弾を所持し、石油を注ぎて放火するものあり。既に東京府下には一部戒厳令を施行したるが故に、各地に於いて十分周密なる視察を加え、鮮人の行動に対しては厳密なる取締を加えられたし。」

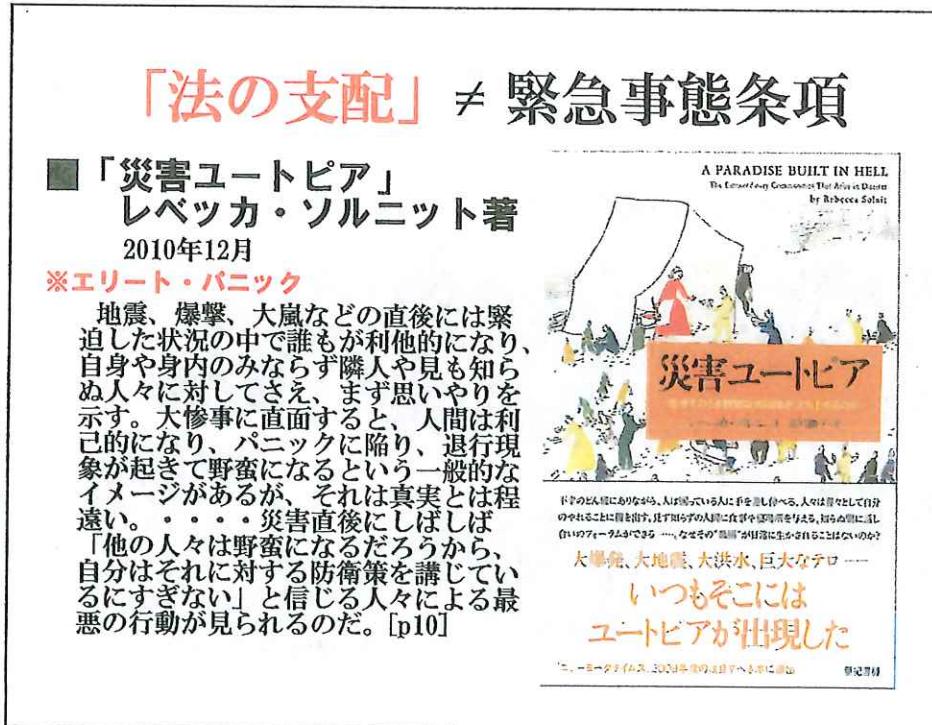
「法の支配」≠緊急事態条項

1944.12東南海地震、1945.1三河地震



木村玲欧著「戦争に隠された震度7」より

図7 学徒労員で被災工場で働く（学校出人安堵字画）



コロナ禍で起きた『差別』

差別 全国で相次ぐ

静岡新聞2020.4.9夕刊

静岡新聞2020.8.19朝刊

差別や誹謗中傷、悲しい現状

高橋 晶氏
論理的説明 デマを阻止

北村 英俊氏
「感染避ける行動」が暴走

静岡新聞2020.4.11朝刊

藤本市長 大西一史
@K_Onishi
人類がウイルスに攻撃されて色々な人が参っちゃってるんで、こんな時ぐらいヒトがヒトを攻撃するのやめませんか。免疫力落ちるし。こんな時は部屋で好きな

萩生田文科相
感染症を正しく理解し 差別や偏見 誹謗中傷を許さない姿勢を呼びかけ

日本テレビニュース24より

外国人クラスター事例

事例1

- 探知は、十月末に帰国した技能実習生2名が陽性であることが母国の入国情検疫で判明。
- 実習生全員を濃厚接触者として対応し、陽性者との同室者4名全員が陽性。
- 寮生全員の検査を実施し総計で陽性者23名陰性者8名
- 健康調査、疫学・行動調査が本来必要であるが全員ほとんど日本語は会話不能のため、会社、支援団体、都の通訳などを活用するも限界。
- 同企業は、以前から長期にわたり、結核集団感染を繰り返していた。

事例2

- ビジネスビザ取得し5人家族で来日、出国時PCR陰性 10月9日 成田空港入国情もPCR陰性
- 40歳父、38歳母、18歳長女、15歳次女、2歳長男で来日
- 長男発熱、14日に自由診療の往診医により即日PCR陽性判明
- 他の4人も既に発熱や咽頭痛があつたが手持ちの現金なく、39度の熱で一番重い長男のみが検査を受診した。
- 保健所が行政検査で16日に残りの4人の検査を行い17日に全員の陽性が判明

コロナ禍は災害である

災害とは

「コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱であって、広範な人的、物的、経済的もしくは環境面での損失と影響を伴い、被害を受けるコミュニティまたは社会が自力で対処する能力を超えるもの」

出典：国連 国際防災戦略 防災用語集(2009年版)

DMATの出動

自衛隊の災害派遣

東日本大震災の差別

坂出市2018年8月「人権に関する市民意識調査」
設問2.3(13) 調査結果（個別人权課題 東日本大震災に起因する人权問題）

回答項目	合計 (人)	割合	
		今回	前回
1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	603	41.6%	-
2. 差別的な言動をされること	551	38.0%	-
3. アパート等の入居を拒否されること	84	5.8%	-
4. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	39	2.7%	-
5. 学校等への入学を拒否されること	73	5.0%	-
6. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待	756	52.1%	-
7. その他	33	2.3%	-
8. 特にない	253	17.4%	-
無回答	91	6.3%	-

東日本大震災と差別

被災地の「外国人犯罪が横行している」とのデマ

「被災地での外国人の犯罪のうわさを聞いた」 51・6%

「信した」 86・2%

東北学院大の郭基煥教授
仙台市民に対する調査結果

流言は智者に止まる

郭教授は「『日本人は秩序正しく行動する』とのイメージに矛盾しないためにも、『犯罪を犯すのは外国人』とする流言は好都合だったのではないか。また、悪意ではなく周囲の人たちの身の安全を心配して、犯罪が起きているとのうわさを流してしまう人もいたのではないか。単純に排他主義と片付けることはできない。難しい問題だ」と分析する。(中略)
 郭教授は「熊本地震ではツイッターに投稿されたデマを、別の投稿が打ち消す現象がみられた。使い方を間違えなければSNSは有効だ。対処方法を災害教育のプログラムに組み込むべきだ」と提言する。

毎日新聞2017年3月13日

東日本大震災と差別

避難先でいじめ、6割「あった」 原発事故6年、住民アンケート 朝日新聞社・福島大

回答	割合
ない	33
両親で見聞きしたことがある	44
自分や家族が被害に遭った	23

原発事故で避難したことのある人に対する質問

原発事故で避難したことのある人に対する質問

原発事故で避難したことのある人に対する質問

「お金があるのになんで働くの?と言われた。私には働く権利もないのかと悲しくなった」(35歳女性)
 「まとめ買いをしたら『ああ、避難者』と言われた」(59歳男性)

今井教授は「『避難者いじめ』の実態が具体的かつ量的に明らかになったのは初めてだろう。原発事故の責任の所在があいまいで、『避難者は事故の被害者』という認識が社会で共有できていないことがいじめにつながっている」と話す。

関西学院大の講師「放射能浴び光るかと思った」福島出身学生に差別発言

福島で育つて、外人の男の子がお供や、福島県出身の女子学生に「放射能を浴びてから髪色を青とおるとか、髪が」との差別的な発言をしたことがあります。

2017.3.8読売新聞朝刊

読売新聞 平成29年8月29日 朝刊

悪質自主避難者を提訴へ

福島県 家賃滞納の4世帯

100
メートル走
120

貰い刀
泰文堂

「悪質」というレッテル
|| 「被災者」や「避難者」をゼロに
(「定義」による事実の消去)

「被災者は『かわいそう』なんですよ。何か分からぬけども。俺たちも、何がかわいそうなのかよく分からぬんだけれども『かわいそうな人たち』なんですよ」

…かわいそうな人は、かわいそうな人として振る舞わなくてはならない。…

「『かわいそうな被災者』からは、おそらく次の二つのことが起きるんじゃないですか。一つは重厚な支援。そして逆もまたしかり…」

「どう考えたっておかしいじゃない。おかしいという言い方はまずいな。俺、受けている立場なので」だが、おかしいと感じるのは、中身ではなく、おそらくそのやり方だ。…

「本来、支援は、被災される側が『こうあってほしい』と願い、それを求めるから、なさるべきものだよね。でも今の国の復興は、被災者の願いから始まっているものではない。…」…そのプログラムは自分には合わない。だがプログラムは要らないとなると、今度は「復興したくないのか」ということにもなる。どうも、こうしたことは民間の支援でも起こっているようだ。…

…同様のことは、弁護士にさえあるようだ。思いのある弁護士たちが集まって、被災者を助けようと賠償の相談会を開いた。でも誰も出てこない。「出てこないということは、やる気がないんじゃないかな」そんな話が現実に起きているのである。「そうすると、被害者が加害者みたいに扱われているのか。そんなふうに感じる。」

…支援を「要らないから」と拒否すれば、そのときには「支援は要らないんだ」「復興したくないんだ」ということにもなり得るわけだ。こうして見れば「被災者はかわいそう」は、「被災者は身勝手だ」と紙一重でさえある。



引用：山下祐介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興～原発避難と国民の「不理解」をめぐって』(2013)

「…俺らみたいな被災者とかそういう人たちのことなんかは、考えない。いや、考えてはいるんですよ、考えてはいるんだけど、基本的にその内実なんかどうでもよくて、生活再建とか復興、という幻想的なものなんかに押し込んでいるだけ。結局、被災者についても、それに乗るか乗らないかで対象を選んでいるような、そういうふうに政策がつくられている気がしてならない」…

「津波は1時間とかそのくらいの短いスパンのなかで、しかも目に見える脅威だ。これに対して、俺らは長いスパンで目に見えない脅威にさらされた。多分このことが大きく違うんじゃないかなと」…

…「命のやりとり」という点では両者は同じではないか…

…こうしたなかで「かわいそうな被災者」が押しつけられて、自分の意思を表明しづらくなっているのも同じだ。

…「かわいそうな被災者」と「わがままな被災者」、どちらも嫌ならば、被災者にはどういう選択肢があるのだろう。…市村は、「差別されているという感覚ではない」が「いじめられている感覚はある」と表現する。…アメとムチを両方出されて、同時にやられている感じ。…

…それは「平準化」、それもある方向への一方的な「平準化」を要請する強い力だ。国民のなかにある、様々な局面での「平準化」への要求が、被災者たちの「生き方の多様性を認めてほしい」というはかない願いを全否定する作動を進めているようだ。それは既存のルールに従っていて、全体の公平性、平等性という、一見まっとうな観点から、反論することが許されないようなかたちで進められていく。しかし平準化の要請は、現実にはある一定の生活様式への編入を強要することを意味しており、そしてそれはそこにあった暮らしの否定—人生の否定、生活の否定、歴史や文化の否定、地域社会の否定—要するに、全否定が潜んでいるようなのだ。

引用；山下祐介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興～原発避難と国民の「不理解」をめぐって』(2013)



「じゃあどうすればいいの」

声をあげ自治体につなげる（熟議民主主義）

見えない、強いストレスの集合があることを知る

専門家、科学者がその役割を果たす（共に考える）

分化したシステムに横串を通す（連携）

一人ひとりが世論をつくる

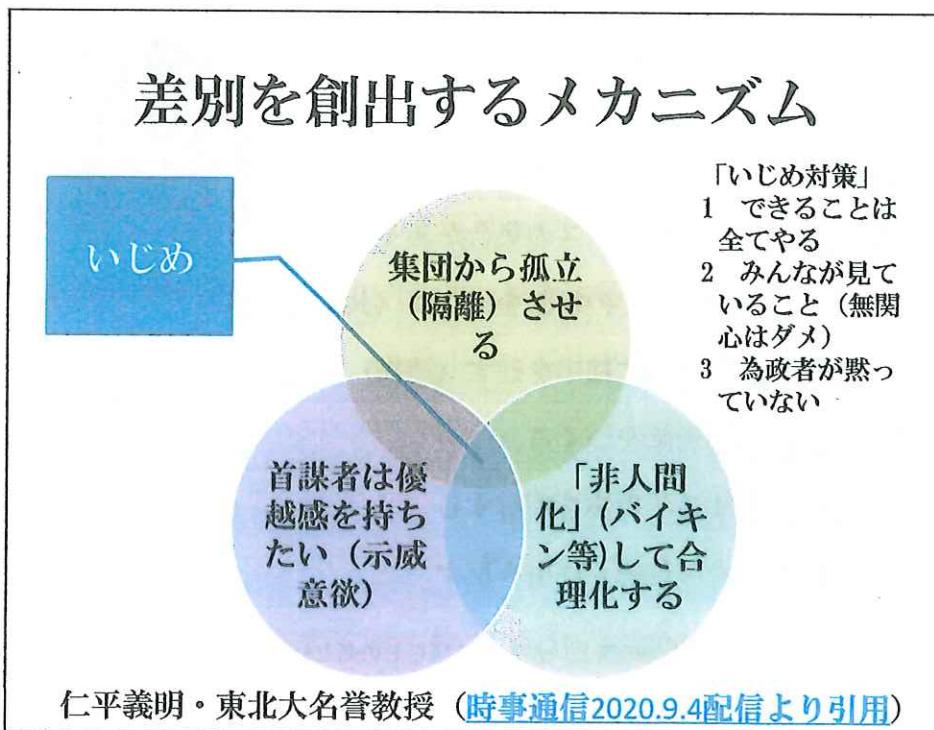
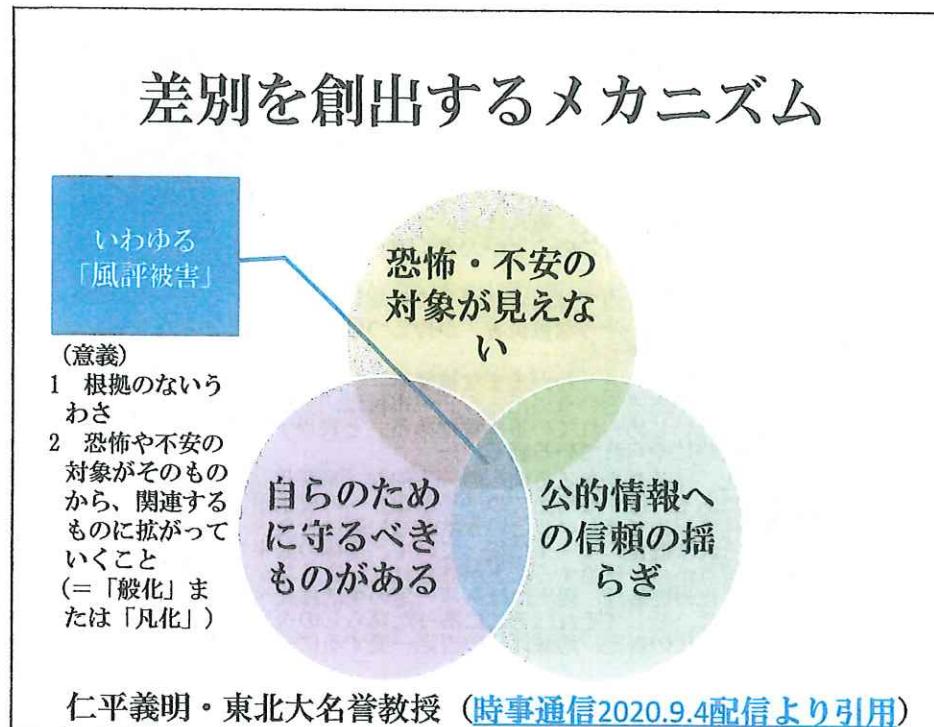
問題を理解する・現実を理解する

「不理解」を「理解」に引き戻す

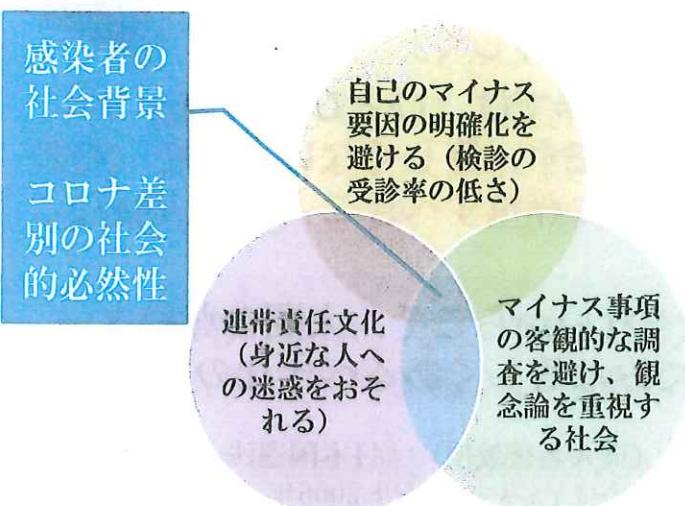
原発事故を通して、この国のかたち、暮らしの新しい姿が見えるようにする

引用；山下祐介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興～原発避難と国民の「不理解」をめぐって』(2013)





差別を創出するメカニズム



仁平義明・東北大名誉教授 ([時事通信2020.9.4配信より引用](#))

差別されることは基本的人権

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない。**

平等権の本当の意味 憲法第14条



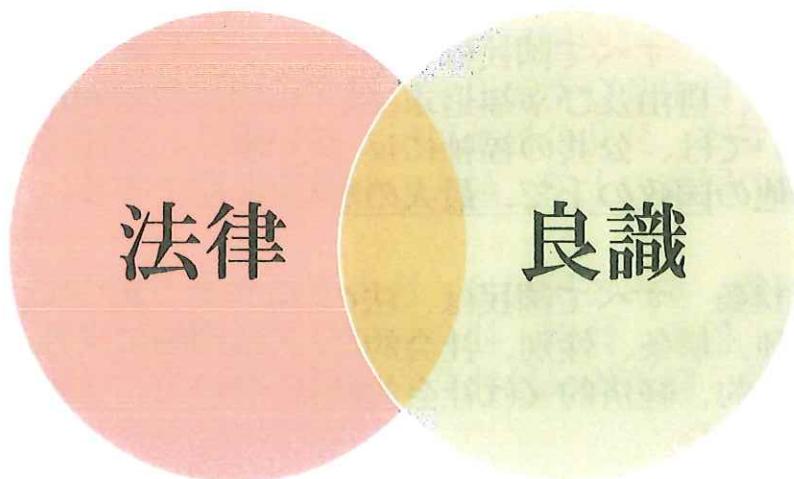
「等しきものを等しく」

「…事実の世界では、ひとびとはみな、等しくないのです。等しくないものを、そのあるがままに尊重すべきことも、大切なこと…」

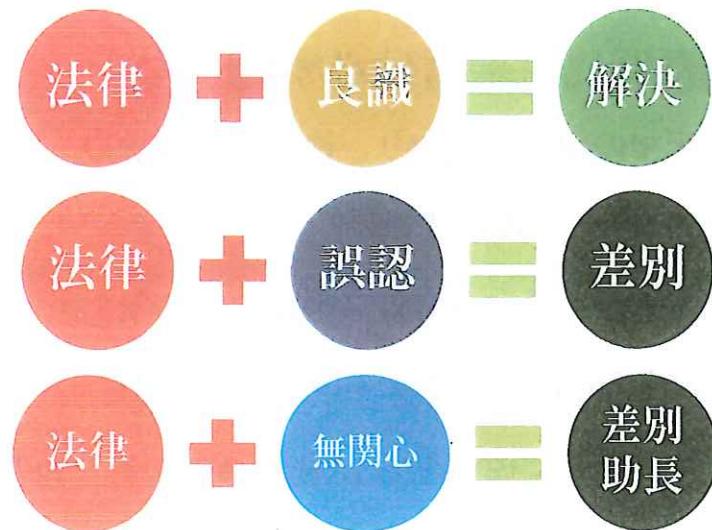
「…等しくないからこそ、人間の尊厳という一点でみな等しくあるべきなのだ…」

樋口陽一（東大名誉教授）『日本国憲法 まつとうに議論するために』(みすず書房 2006年)p88

「法」は道具、良識が「使い手」



「法」は共通仕様で存在する 「使い手」の良識で道具か凶器に



日本国憲法 「法の支配」こそ闘いの要

日本国憲法論

第2版
佐藤幸治

佐藤憲法学の集成!
評論としての「法の支配」、論議としての「憲法」、解説としての「法の構造」、
実践的視点から憲法を読み解く「法の実務」、歴史的視点から憲法を読み解く「法の歴史」、
希望の視点から憲法を読み解く「法の希望」

本日(9/17)発売!
「はしがき」より

「基本的人権と人間の尊厳
及び価値」を基礎に据え
「対話」を通じて平和的強制・
共存をねばり強く求め
続ける中にしか道はない。

佐藤先生は、『アメリカ最高裁判所』
(U.S.A.の最高裁判官著)の序章から、
「カミューが語るような不幸な日(決して
死滅しないペスト菌が再生し、人間社会
を襲う日)の到来を防ぐべく、日々、用
いることが求められる武器」は「人間性
を持った、民主的で、正義の社会をつく
るための私たちの闘いの要」
を引用している。

デマ・誹謗中傷への処方箋

混乱時には流言は必ず発生する

- ・デマの仕組みを知り、冷静に受け止める

流言を止める「智者」になろう

- ・司法の思考力が有効、平時からスキルUP

平常時の病が原因→平時に治す

- ・災害デマで起きる混乱は普段の延長だと知る

デマ・誹謗中傷は平時課題の表出

↔ 平時にこそ問題解決を！

- ・法的対応は基本どおり
- ・本質的な問題がどこにあるかを探る
- ・相手方の選択、手続の選択、効果の選択
- ・責任や原因を曖昧にし、課題を解決しない社会が温床になっていることを知る
- ・メディアが果たす負の役割は大きい
- ・SNSの世界から距離を置くのも一つ
- ・「待つ」ことも手段の一つ

関東大震災から100年目

本質的問題は当時と何も変わっていない

SNSを過度に怖がる必要は無い

情報がない「不安」と、情報洪水で何を信じたら良いか分
からない「不安」では、質が違う。選択に自信を持つ。

虐殺否定論自体がデマだが
本質的な問題はそこにはない。見誤らない。

災害時のリーガルマインドの
必要性・重要性を広めていく。

市民活動に見出す希望



市民の市民による市民のための活動



イタリアにおけるボランティア活動

(以下、日赤HPより引用)

イタリア赤十字のCOVID-19への対応で重要な役割を担っているのがボランティアです。これまでに4万4000人以上のボランティアがCOVID-19関連の支援事業に参加し、空港での検疫、ホームレスや貧しい人々の健康調査、非常事態宣言下での支援物資の配布、電話でのこころのケアや多言語での情報提供支援などを行ってきました。

IT系企業で働く22歳のボランティア、ルドヴィカさんもその1人。彼女はイタリア赤十字の施設で受付を担当し、陽性患者と最初に対面する業務を務めています。…時には陽性で隔離中の夫に会わせてほしいという80歳の女性からの悲痛な声に耳を傾けることも。…

日本赤十字社HPより
http://www.jrc.or.jp/publication/news/200721_006292.html

市民の市民による市民のための活動

イギリス、新型コロナウイルスの医療ボランティアに17万人超の応募

2020年3月23日（金）午前5時



日本にコロナウイルスが広がる中で、ヨーロッパで17万人の医療ボランティアを募集したところ、17万人を超える応募があった。英の3月23日（金）午前5時（イギリス時間）

Newsweek日本版より引用
<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/03/17-20.php>

イギリスにおける活動

英、医療ボランティア 67万人 外出禁止の中、応募殺到—新型コロナ

…ボランティアは健康な18歳以上が対象で、高齢者や持病のある人のために食料や必需品の買い出しに行ったり、退院患者を車で自宅に送り届けたりするのが任務。隔離中で孤独を感じている人に電話で話し相手になる役目もある。24日にハンコック保健・社会福祉相が会見で呼び掛けたところ、予想を上回るスピードで志願者が集まった。…

（時事通信2020.3.28より）

市民の市民による市民のための活動

武漢におけるボランティア活動



救援要員をした若者や運営者の中には、介助する家族や熟人が感染して不在になり、バスの運行も止まって自宅に詰め去りになる深刻なケースもあった。精疲力尽して倒れて死んでしまった60代男性が確認死しているのを訪問したソーシャルワーカーが発見したこともあり、張さんは「追供できずに体調が悪化したのではないか。同様のケースはもっとあつたはずだ」と指摘する。

その後、武漢封鎖の解禁が実現し、3月に入り武漢市周辺は感染確認が大幅に減少。湖北省は4月に両市の封鎖を解除すると発表し、一部緩和が決まっている。

一方、感染拡大期にあつた2月、「消防センター」を支援する募金活動を神戸市の消防NGO「CODE海外救援活動市民センター」が実施しており、今更も日中のNGOで運営し、信託に支振をしていく。CODEの吉原雅道事務局長は「中国の都市封鎖の手配は極端かもしれないが、ギリギリの日常生活を送る人が苦境に陥るのは日本と同じ」と述べ。張さんは「北京での経験や教訓を共有したい」と語った。【井上元気】




出典：左は毎日新聞R2.4.3記事 右上は新華社通信2020.3.11記事 右下は東京新聞R2.6.29記事

市民の市民による市民のための活動

スラム街、守る誇り ブラジル、住民組織がコロナ対策

ブラジルのスラムでの住民組織活動
パライソボリスト地区は死者数が平均以下
医療相談ボスト60カ所・最大500人の隔離宿泊

住民組織と協力し、郵便・生活に必要な医療のヒカルド・ヒエイラさん（42歳）

住民組織のメンバーから医療を受ける住民

住民組織をコロナで診てるのは「社会主義者」でなくマリア・カス・カス・セラ

出典：毎日新聞R2.8.8記事
<https://mainichi.jp/articles/20200808/dde/012/030/015000c>

日本の市民による市民のための活動

新型コロナの中でのボランティア・市民活動 参考事例集

いま、できる活動って？

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、やれることはあります。どうして、様々な工夫・アイデアを用いて活動を行っているのですか？

また、いつでも、どんな工夫やアイデアがあるのでしょうか。

これらのオンライン、NPO等でアピールをして、世界になる活動を広めています。

まずは、ぜひ取り組んでみてくださいがでしょうか。（お問い合わせごとに質問、並びについて予定です）

ヒント1 電話やメールでの状況確認

実施事例
都立・都道が主に北の方へ電話で問い合わせはつとサン・かふえカサムシカ（都立市）
つながりで頼らうための連絡を主題に、若年女性虐待会・彩星（ほし）の会

ヒント2 様々なツールで、つなぎを保つ

実施事例
オンラインでの新しい使い・onlineカレーの販售 NPO法人UPTREE（小金井市）
Zoomによる、ブログで情報収集 キラリチファミリー・カフェ（立川市）
楽しむアイディアやする生活 せたがや子ども食堂・みどり（世田谷区）
医療機関とも医療マスクの販售 おもちゃ百貨店（荒川区）

ヒント3 様々な手段で情報発信

実施事例
オンラインによる情報発信（ワクチン接種・通院を始めに見渡す NPO法人子育て支援・カセキシンドロモオロジーの活動Tシャツ販売など）UV（伏見区）
西宮市で実施された各種の活動やみんなで始めた、お手本で見て、自分でやってみよう！の実践ワークshop

ヒント4 居候助助に囲まれて居場所を開催

実施事例
お手本人材に囲まれて、「お手本さん教室」を開催 NPO法人いのんはーと

ヒント5 ユニークな取組み

実施事例
情報交換会を開いて、問題点と困り、面白いや興味のある問題に対するサービス
これは街がけをやり、ヘタラウドフェンスイング カラメリキボボケット販売販賣
都立・都道が主に北の方へ電話で問い合わせはつとサン・かふえカサムシカ（都立市）
NPO法人みらくるの会・都立・都道が主に北の方へ電話で問い合わせはつとサン・かふえカサムシカ（都立市）

ヒント6 スタッフやボランティアへの認定

実施事例
都立・都道が主に北の方へ電話で問い合わせはつとサン・かふえカサムシカ（都立市）

出典：東京ボランティア・市民活動センターHP

日本の災害ボランティアの前史



関東大震災の炊き出し隊
(両国「復興記念館」)

- ・地域の「助け合い」
- ・帝大学生救護団による「東京罹災者情報局」の消息DB
- ・他府県からの応援
- ・会社、民間団体等の組織
(救援物資、炊き出し、遺体収容、道路清掃、医療活動等)

↓
これらが報道されず記録もさ
れないのは、東京市の不手
際・軍の判断ミスを隠すため
ではないかとも言われている。

日本の災害ボランティアの前史

…ほとんどの場合…自分たちで判断していた。…震災時には多くのボランティアが活躍したのである。…早い時期からの医療や救護の一定の展開も彼らの活動に支えられていた。しかしボランティア的な活動は多くが、のちに自警団活動に収斂して行ったがゆえに、…自主的な動きそのものとしては高く評価されにくかった。自主的なだけに…事態を混乱させがちであったという反省は、官憲の統制を受けた活動が好ましいとの教訓を残した。また、…配給品の運搬や配給活動は、区から割り当てられた物資を運ぶというまさに統制の下で働くことで初めて機能する活動であった。

それゆえに、震災時のボランティアの活躍にもかかわらず、結果としては諸団体への指導の強化や行政の下請けの性格が強い町内会が生み出されたのである。

出典 鈴木淳『関東大震災 消防・医療・ボランティアから検証する』(講談社学術文庫)



自警団等による負の歴史

↑
国民徵用令、学徒動員、隣組…

日本の災害の負の歴史

資料 関東大震災人権救済申立事件調査報告書 日弁連

内閣法理大臣
小沢一郎 殿

日弁連会第39号
2003年8月25日

日本弁護士連合会
会長 本木 実

勧告書

当道合会では、申立人又亥山（ムンムソン）による関東大震災時ににおける虐殺事件に該する人権救済申立事件について認定した後、下記のとおり勧告します。

（略）

質1 勧告の理由
1. 国は関東大震災直後の朝鮮人、中国人に対する虐殺事件に対し、軍隊による虐殺の實證、冤罪、および凶悪事件の凶暴な凶悪の行為に該当された旨を認めた旨による虐殺の実證、冤罪、凶暴事件に対し、その責任を認めて謝罪すべきである。
2. 国は、朝鮮人、中国人に対する虐殺と冤罪を調査し、その裏面を明らかにするべきである。

質2 勧告の理由
司法官署が認めたとおりである。

（略）

「関東大震災における朝鮮人虐殺の、相当な部分は民間人によるものであった。」
本庄警察署事件（浦和地方裁判所判決1923年11月26日）他多数の判例を引用

「自警団の組織は必ずしも一様でなく、おおむね各区、町村の青年団、在郷軍人、消防団等を中心とし、これに町会、夜警、親睦会を加えたもので組織された」
「当初においては各自の生命、財産、自由の防衛及び相互扶助並びに罹災者の救護にあつたが、流言が一度出るともっぱら鮮人の来襲に備えるのをもって最大の目的としたようである」（警視庁資料）

「予測できない大きな事件や災害が起きたとき、今の日本でも流言飛語などの影響で在日外国人に不当な民族差別と嫌悪感、排斥的感情を引き起こす可能性があることを自戒すべきである。」

災害ボランティアのあゆみ

ボランティアの本質

阪神大震災の芽生え
(「何でもあり！」)

↓

ボランティア迷惑論
(行儀良さの重視)

↓

ボラセン/ボラ自粛
(官製ボラ移行?)

↓

自粛警察・マスク警察
(本質の忘却?)

ボランティアの「アドボカシー」 (要求型民主主義から提案型民主主義へ)

コロナ禍で問われているのは民主主義

市民の市民による市民のための活動の展開

- ・今こそ立憲民主主義社会の基盤を強化する



法律と行政のみで制御しようとすることの限界

善意を安易に利用しようとする発想の無法性

市民の自発的活動に期待も尊重もしない未熟な社会

行政指導型の公共政策。国民の同調圧力で実現し責任を回避

災害復興と民主主義
(被災者主権)
『災害復興基本法』

災害復興と民主主義

「なぜ復興が進まない？」

お任せ民主主義・お任せ復興こそが主因

復興が結果的に早かった地域

田野畠町、釜石市花露辺、宮古市重茂、
大船渡市崎浜、気仙沼市大沢、東松島市、
岩沼市、新地町……

復興まちづくりと民主主義



NHKスペシャル(H25.6.28)
シリーズ東日本大震災
住民合意800日葛藤の記録

一向に進まない被災地の復興。今その最大の課題が「住民合意」である。被災地各地で今、行政への住民の不信拡大、さらに住民同士が対立する事態が起きている。震災直後、ガレキ撤去などを1ヶ月で終えるなど復興のトップランナーだった宮城県名取市。しかし町づくりの議論が始まると、復興は進まなくなつた。住民の合意形成が進まず、計画を根底から見直すべきとの声まで上がっている。さらに「現地再建」や「集団移転」など様々な主張の住民団体が結成され、分裂。市はそうした状況下で現行案にこだわり、復興に向けた話しあいは膠着してしまう可能性をはらんでいる。しかしその中でも、なんとかしたいと考える住民が現れ、「意見の違いをこえて話あいの場を持とう」という自発的な動きも出始めた。



二者択一は反民主主義

復興まちづくりと民主主義

福島県新地町

- ◆高台移転に納得
- ◆100坪超が多数
- ◆買取は公示価格8割
- ◆順次入居開始

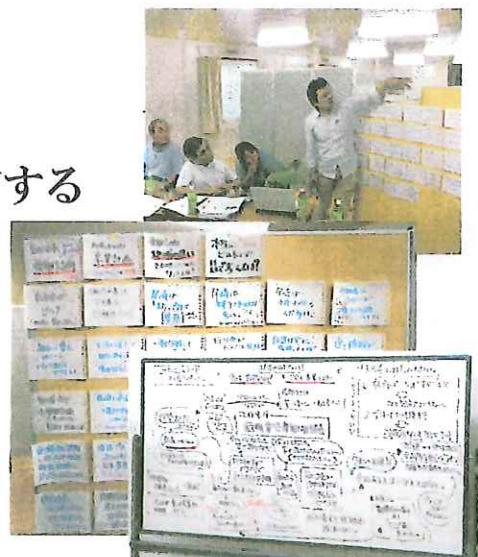


限りなく直接民主
主義に近い行政

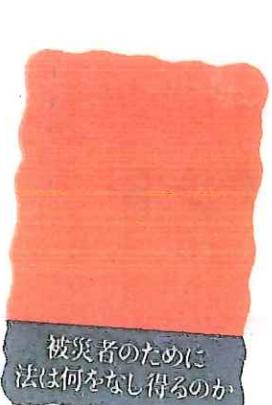


復興と民主主義

- ◆住民が主役
- ◆まずよく聞く
- ◆適時に情報を共有する
- ◆正しい情報
- ◆多様性を尊重する
- ◆対話と熟議
- ◆急がば回れ

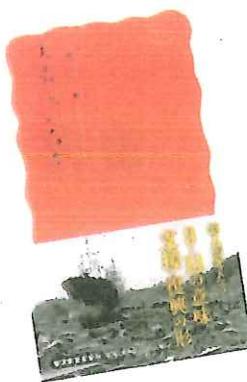


法は人を救うためにある



平易な言葉で解説し
課題と改善策を探る
立憲の会

被災地が立ち上
がるときに最も必要
なのは希望である。
希望の見えない
「法」は、単なる乾
いたルールに過ぎ
ない。たとえば憲法
のように、目指す方
向を明確に指示す
法制度こそ、今、
被災地に求められ
ている



恒久法としての災害復興基本法 案(全17条の理念法)

災害復興基本法案 [2010.1公表]

災害復興基本法案

平成22年6月2日閣議決定
平成22年6月2日公布

災害復興基本法 第1章

我々は、豊かな自然災害に直面する多くの災害を経験したが、各種規程で大災害が発生する中、災害別異なる日本国土で暮らす我々に突き付けられる課題は切迫する。たとえ我々が震災・津波に力の限りをつくしても現実の現状は避け難く、むろんの取り組みこそが求められる。

自然災害によって、かけがえのない命を失ったとき、我々の復興への道のりが始まる。我々は、成熟した技術社会が災害の元では極めて脆弱であることを強く認識し、コミュニケーションと連携、情報の充実を図りながら、被災地に生きる人々と共に歩みを進め、日本国民が保障する基本的人権が尊重される健全な社会を新たにめざらさるため、本法の理念を明らかにするとともに、必要な法律を整備するため、この法律を定める。

第1章 基本的目的

本法の目的は、自然災害によって失った命を喪失することを防ぐこと、人間の尊厳と生存権を確保し、被災地の社会機能を再生し、活性化させるところにある。

第2章 基本の対象

対象の対象は、公共の施設施設に指定されるものではなく、被災した人間はらとあり、また、文化、在詮研究システム等、被災地域で既存・構築した方針・体制の全てのものに及ぶ。

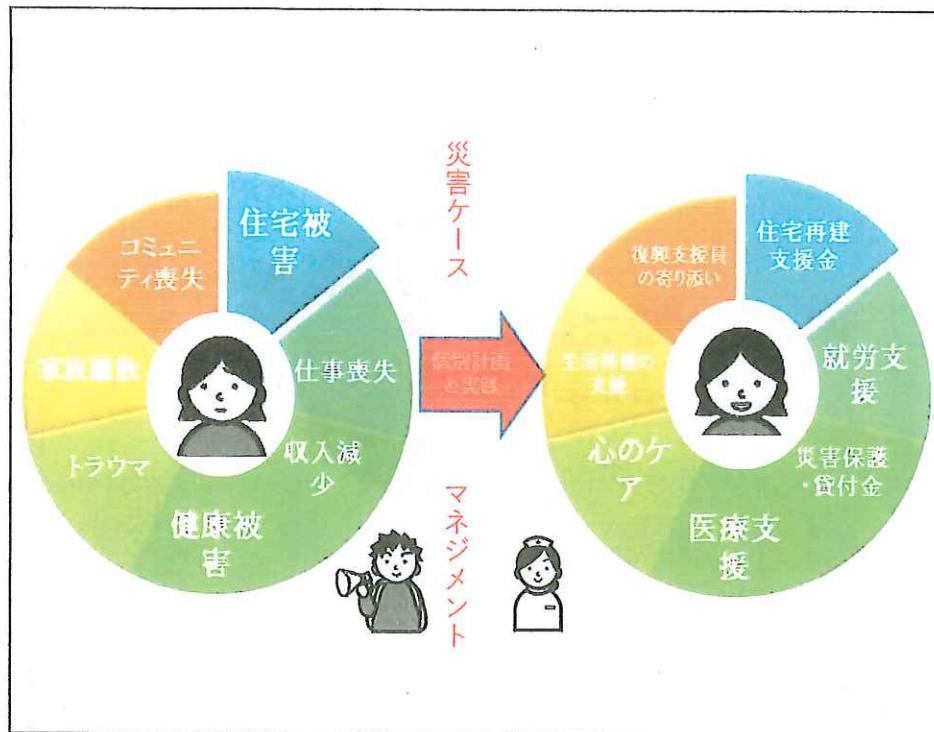
災害ケースマネジメント の実現を

災害ケースマネジメント

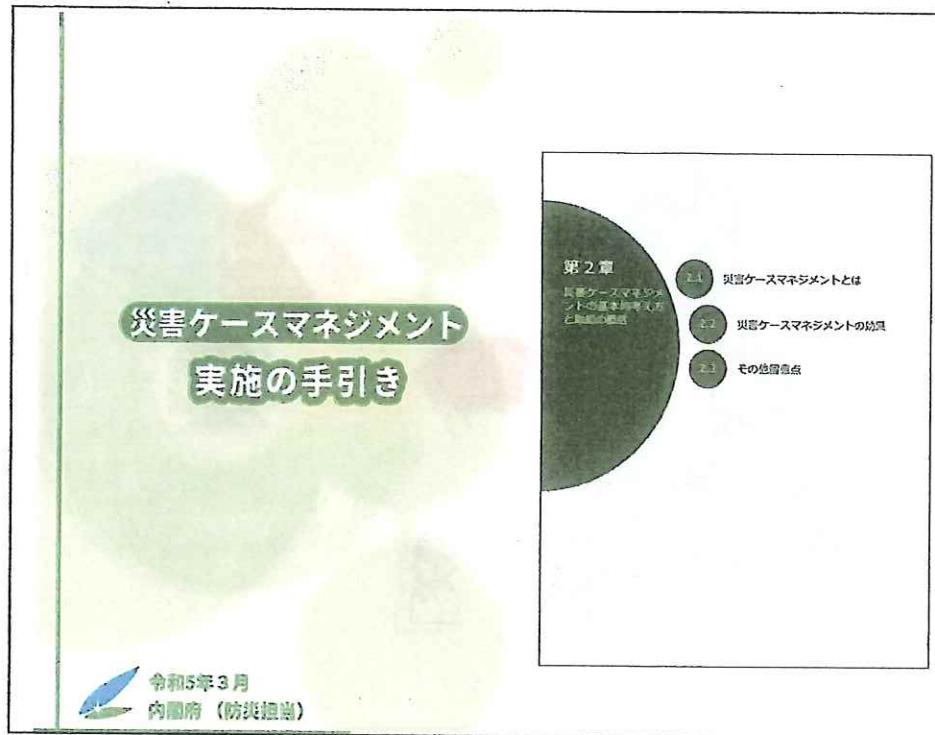


被災者一人ひとりに
必要な支援を行うため、
被災者に寄り添い、

その個別の被災状況・生活状況などを把握し、
それに合わせて様々な支援策を組み合わせた
計画を立てて、
連携して、
生活再建を支援するしくみ



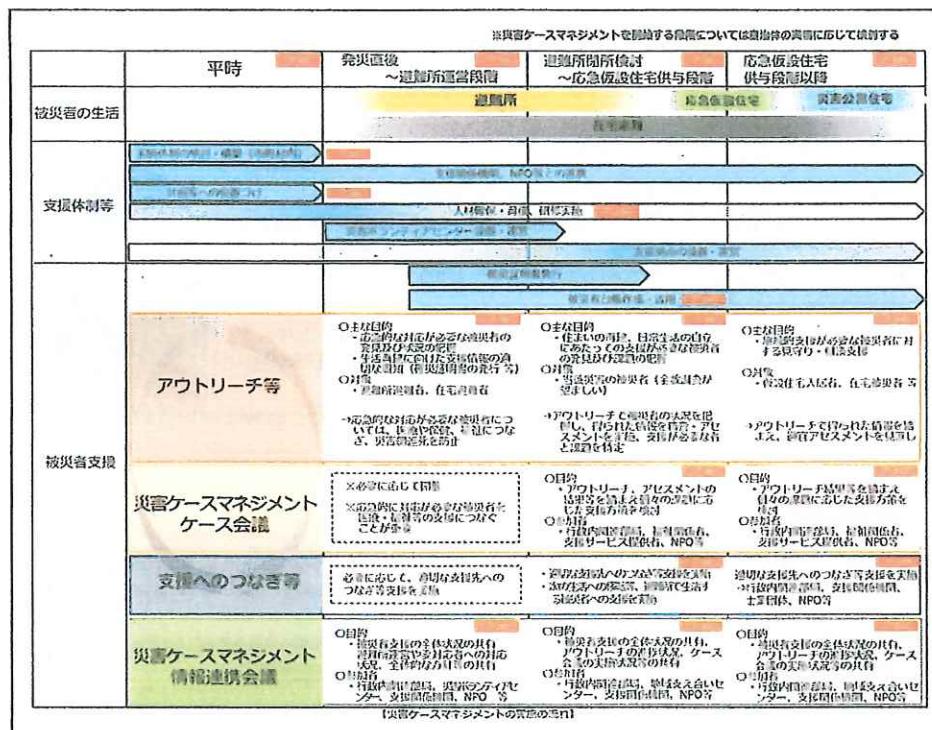
災害ケースマネジメントに関する取組事例集																															
令和4年3月 内閣府（防災担当）	<p>1. 災害ケースマネジメントの取組状況</p> <table> <tr><td>(1)アンケート調査概要</td><td>3</td></tr> <tr><td>(2)防過別災害支援体制</td><td>4</td></tr> <tr><td>(3)市区町村調査結果</td><td>8</td></tr> </table> <p>2. 災害ケースマネジメントに関する取組事例</p> <table> <tr><td>事例1：仙台市（宮城県）</td><td>東日本大震災（2011年3月11日）</td><td>20</td></tr> <tr><td>事例2：熊本市（熊本県）</td><td>東日本大震災（2011年3月11日）</td><td>36</td></tr> <tr><td>事例3：岩手県（岩手県）</td><td>平成28年台風第10号（2016年8月30日）</td><td>49</td></tr> <tr><td>事例4：長崎県</td><td>平成28年佐世保沖地震（2016年10月21日）</td><td>65</td></tr> <tr><td>事例5：鹿児島市</td><td>平成30年7月黒磯（2018年7月7日）</td><td>79</td></tr> <tr><td>事例6：大津市（滋賀県）</td><td>平成30年7月豪雨（2018年7月7日）</td><td>103</td></tr> <tr><td>事例7：厚岸町（北海道）</td><td>平成30年北海道胆振東部地震（2018年9月6日）</td><td>118</td></tr> <tr><td>事例8：大町町（佐賀県）</td><td>令和3年8月の六日川（2021年8月14日）</td><td>134</td></tr> </table>	(1)アンケート調査概要	3	(2)防過別災害支援体制	4	(3)市区町村調査結果	8	事例1：仙台市（宮城県）	東日本大震災（2011年3月11日）	20	事例2：熊本市（熊本県）	東日本大震災（2011年3月11日）	36	事例3：岩手県（岩手県）	平成28年台風第10号（2016年8月30日）	49	事例4：長崎県	平成28年佐世保沖地震（2016年10月21日）	65	事例5：鹿児島市	平成30年7月黒磯（2018年7月7日）	79	事例6：大津市（滋賀県）	平成30年7月豪雨（2018年7月7日）	103	事例7：厚岸町（北海道）	平成30年北海道胆振東部地震（2018年9月6日）	118	事例8：大町町（佐賀県）	令和3年8月の六日川（2021年8月14日）	134
(1)アンケート調査概要	3																														
(2)防過別災害支援体制	4																														
(3)市区町村調査結果	8																														
事例1：仙台市（宮城県）	東日本大震災（2011年3月11日）	20																													
事例2：熊本市（熊本県）	東日本大震災（2011年3月11日）	36																													
事例3：岩手県（岩手県）	平成28年台風第10号（2016年8月30日）	49																													
事例4：長崎県	平成28年佐世保沖地震（2016年10月21日）	65																													
事例5：鹿児島市	平成30年7月黒磯（2018年7月7日）	79																													
事例6：大津市（滋賀県）	平成30年7月豪雨（2018年7月7日）	103																													
事例7：厚岸町（北海道）	平成30年北海道胆振東部地震（2018年9月6日）	118																													
事例8：大町町（佐賀県）	令和3年8月の六日川（2021年8月14日）	134																													
発行 内閣府政策統括官（防災担当）付 避難生活担当参事官室	<p>◎ 今回の災害ケースマネジメントに関する取組状況の調査を通じて明らかとなった、今後、当該取組を推めていくに当たって検討・整理すべき主な課題については、以下のとおり示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔別計画や相談支援体制を行うに当たって、必要なスキルを有する人材及びそれに伴って必要となる財源の確保 ・災害ケースマネジメントを実施するための体制づくりの見える担当者の構成（被災者支援に係る専門者（行政、社会福祉団体、NPO、ボランティア等）との平時からの連携体制、役割分担の整理） ・多岐にわたる被災者支援制度（個別訪問・相談支援、住まいの再建等）に対する支援関係者や被災者の理解の促進（活用可否を既存制度の整理）、当該制度の広報・周知 ・法令やガイドラインの整備等による災害ケースマネジメントの手法の確立 ・先進事例の学習、研修会等を通じた災害ケースマネジメントのノウハウを蓄積する機会の確保 																														



【災害ケースマネジメントの特徴】

- ◆**アウトリーチによる被災者の発見、状況把握**
災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。
- ◆**官民連携による被災者支援**
被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。
- ◆**被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ**
被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものであることから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討（ケース会議）の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合せて総合的な支援を実施する。
- ◆**支援の継続的な実施**
災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど寄り添った支援を実施する。

これらの取組を実施するためには、平時からの備えが重要であることは言うまでもない。平時の取組については第3章で詳解している。



「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

鳥取県

特徴的な支援ケース① 近隣から孤立していたケース（70代男性）

- 災害前より自宅がゴミ屋敷となっていたことに加え、猫の多頭飼育が問題視され、近隣から孤立していた。地元の影響で雨漏りが発生、屋内の電線がショートしたまま放置されているなど、様々な課題が確認された。
- 雨漏りの修理に関しては、十分な資金がなかったため、震災復興活動支援センターと県の建築士が相談し、「復興支援基金」を活用して確認。瓦工事業組合による簡易修繕を行った。また、「簡易修繕」で対応しなかった箇所については専門ボランティアが修理を行った。
- 生活資金に関しては十分ではない状況のため、市社協と連携して生活保護の申請を提案。猫の多頭飼育に関しては、動物保護対応に取り組むボランティア団体からの協力を得て、猫の不妊手術等を行った。
- 引き続き、地元市協による見守りが行われている。

倉敷市

特徴的な支援ケース② 建設型応急住宅（3人世帯）

- 世帯主（トラック運転手）、妻（看護士）と、次女（高校生）の3人世帯であり、被災当時は、アパート暮らししていた。被災後は倉敷市内に建設型応急住宅で生活している。
- 健康面については、世帯主には前立腺の疾患、要は被災後うつ病の診断を受けた。次女は病院手帳のB（寝医）判定を受けたが、更新をしていないかった。
- 世帯主は会員トライアルがあり、世帯主及び妻の親族とも顔馴じみであった。
- 収入は世帯主の年金と次女のアルバイトの給料のみ、被災後、世帯主は失業し、困窮状態となつたため、医療等対応相談員が主体となり、当該被災世帯が抱えている課題を整理し、課題ごとに専門の団体・機関につなげた。まず、生活困窮者自立相談支援センターにつながり、就労支援を行った。また、妻の判断能力に不安があり、被災関係の手続きや金銭管理が難しいため、市社協が日常生活自立支援事業（市社協の通常事務の一つであり、障害者・高齢者向けの金銭管理事業）を通じて、家計支援に入った。加えて、消費金融での借金や車のローンなどの負担があったため、弁護士が入り自己破産申請を行い、負債の整理を行った。
- また、妻のうつ病については障害対応相談員が心療内科へ同行するとともに、相談支援事業所につながり、訪問看護を1回、京都市立精神保健センターを1回利用することになった。
- その後、市営住宅へ入居することになったが、その際には、「市営の間たすけんプロジェクト」に相談し、引越し支援を受けた。

ケース会議

見守り看護師による巡回訪問の様子

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

特徴的な支援ケース① 60代男性（独居）

- 元々は生活保護の受給を検討していたが、申請が受理されず国民年金で生活をしていた。経済的余裕がない中、被災により壊れた住家の修繕を業者に依頼できず、一人で作業可能な範囲で修繕を進めていた。
- 住家は床上浸水被害であったが、被害認定が一部損壊だったこともあり、応急修理制度や被災者生活再建支援金の対象にもならず、制度上の支援がほとんどない中で、住まいの再建をせざるを得ない状況であった。
- 個別訪問を行った結果、住家の修繕に必要となる材料費が嵩張っている影響により、これが家計を圧迫し、食料の確保が難しくなっていることが明らかとなつた。
- このため、グリーンコープ生活共同組合による食料品の支援、め組 JAPAN（NPO 法人 MAKE HAPPY）による建築材料の提供及び必要な電動工具の貸し出し支援を得ながら、定期的に個別訪問を実施し、状況把握に努めた。
- 住家の修繕も完了し、国民年金での生活も落ち着いてきたが、現在も、引き続き、見守り支援として、定期的な個別訪問を行っている。

大町町



大町町の街並み

厚真町



厚真町（富良野市）の街並み

特徴的な支援ケース②

- 住まい再建相談会や住まい再建サポートチーム、LSA に寄せられた相談の中には、家屋そのものではなく、宅地被災に関する相談も一定数あったが、宅地に関する公的支援制度が存在しなかつたため、解決策を提示できなかつた。
- このため、熊本県や札幌市の取組を参考にして、町独自に住宅復旧支援事業補助金を実施。住宅基礎の傾斜修正工事や地盤改良工事に係る費用の一部を助成し、住まいの再建を進めた。

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

岩泉町



岩泉町（岩泉町）の住宅

特徴的な支援ケース② 知的障害、家族問題など複数の課題を抱えるケース

- 知的障害があり、厚齢年金（1級）を受給している 60 代の女性。家族はいるが実質一人暮らしであった。夫は介護老人保健施設に入所しており、1 人の息子は茨城地方で独立して生活している。
- 平成 28 台風第 10 号により、自宅に加え、近くの農地も全壊。避難所での生活を経て、応急仮設住宅に入居した。しかし、応急仮設住宅に馴染めず、息子宅へ 2 年半ほど自主避難。その後、2019 年 10 月に、義母と同居する形で新築の町営住宅に入居。
- しかし、2020 年になって、夫の施設利用料の滞納が明らかになり、岩泉よりそい・みらいネットに相談に訪れた。
- 関係機関による調査の結果、息子が女性の名義で賃貸の信入れをし、返済できていないこと発覚。更に、女性が息子宅へ自主避難したことなどが分かり、これが夫の施設利用料の滞納の原因と分かった。
- このため、岩泉よりそい・みらいネットの相談員が女性を弁護士につなぎ、債務整理を行うとともに、日常生活自立支援事業の活用へつなげた。

盛岡市



生活支援担当員による面接会場様子

特徴的な支援ケース① 蘭前高田市 Aさん 50代男

- 東日本大震災により父親が亡なり、その後 1か月前には母親も亡くなっていた。
- Aさんは、沿岸部の蘭前高田市から内陸の盛岡市に広域避難し、貞貞堅む急住宅で暮らしていたが、震災前に発病したうつ病が悪化。
- 個別訪問により、復興支援センターの生活支援相談員が Aさんと接觸を図ろうとするが、Aさんはそれを拒否。やがて部屋はごみ屋敷と化す。
- しかし、それ以降も、復興支援センターの生活支援相談員が何度も手紙を書き置きしていたことが功を奏し、Aさんは、ごみの片付けを決意。その後、災害公営住宅に入居することができた。
- 災害公営住宅では、月に一度、精市やコーヒー・マスターとして活動。将来は、誰かの役に立つ仕事をつければ夢をくらませている。

**私は67歳。全財産は800万円。自宅は半壊でした。
年金一人暮らしで、被災後はうつ状態。不安です。**

半壊

The diagram illustrates a range of support services available for disaster victims, organized into three main categories:

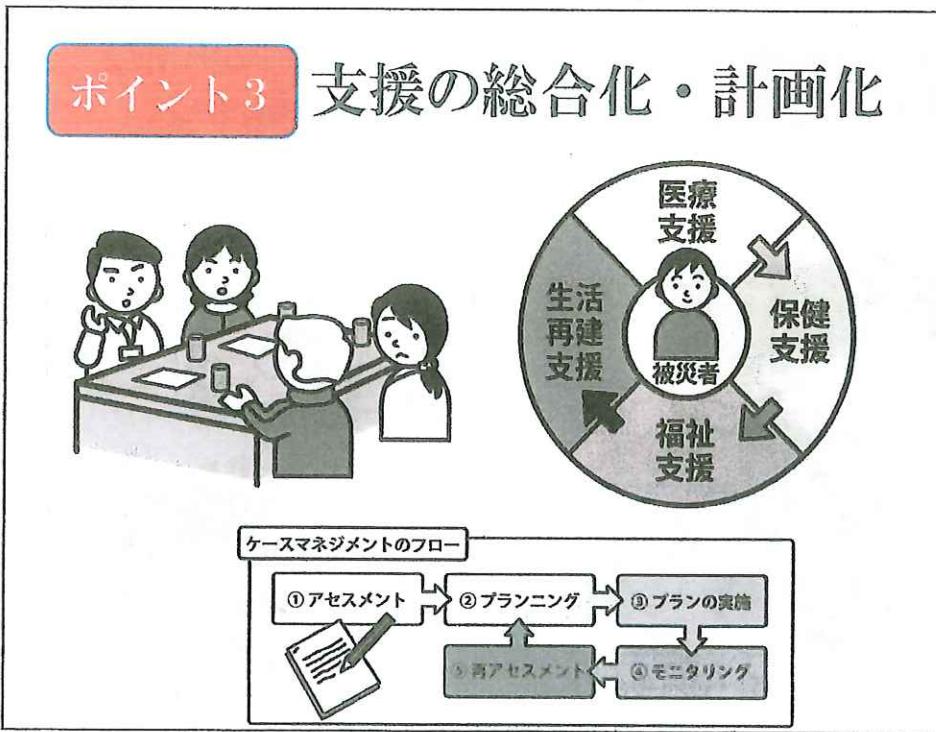
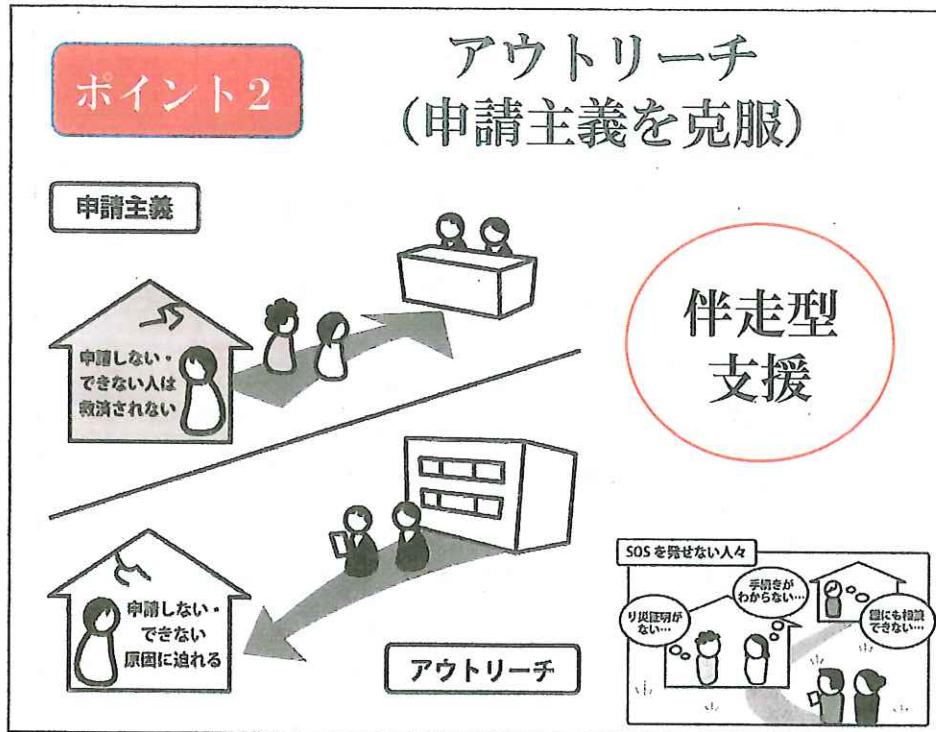
- 共通して使うカード (Commonly Used Cards):**
 - 避難所 (Refugee Center)
 - ボランティア専門家支援 (Volunteer Professional Support)
 - 住み慣れた街 (Familiar Neighborhood)
 - 火災(地震)保険・共済 (Fire (Earthquake) Insurance - Mutual Aid)
 - 養老金 (Pension)
 - 先祖代々の土地・場所 (Land and Places Inherited from Ancestors)
 - 自治体の独立支援 (Local Government Support)
 - 被災者扶助 (Disaster Victim Assistance)
 - 手元のお金 (Money in Hand)
- 方針 (Policy):**
 - 公費解体 (Public Expense Demolition)
 - 仮設住宅 (Temporary Housing)
 - 公費解体 (Public Expense Demolition)
 - 飯設住宅 (Temporary Housing)
 - 基盤支機能 (Infrastructure Support Function)
 - 初賃支援会 (Initial Rent Support Fund)
 - リバースモーゲージ (Reverse Mortgage)
- 生活再建のために使うカード (Cards for Rebuilding Life):**
 - 災害復興資金貸付 (Disaster Recovery Fund Loan)
 - リバースモーゲージ (Reverse Mortgage)
 - 災害公営住宅 (Disaster Public Housing)

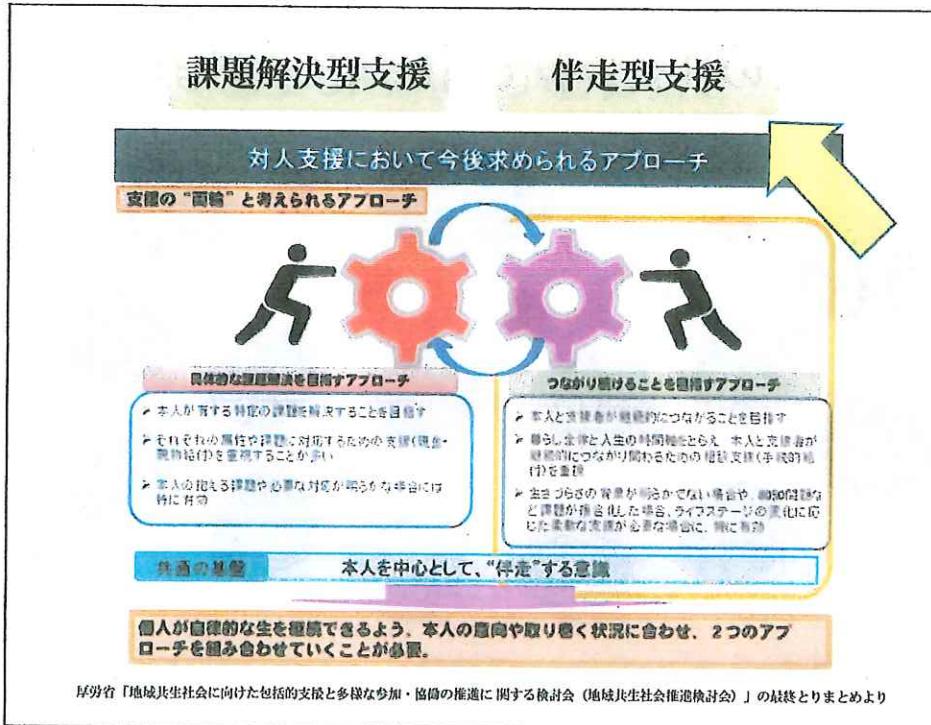
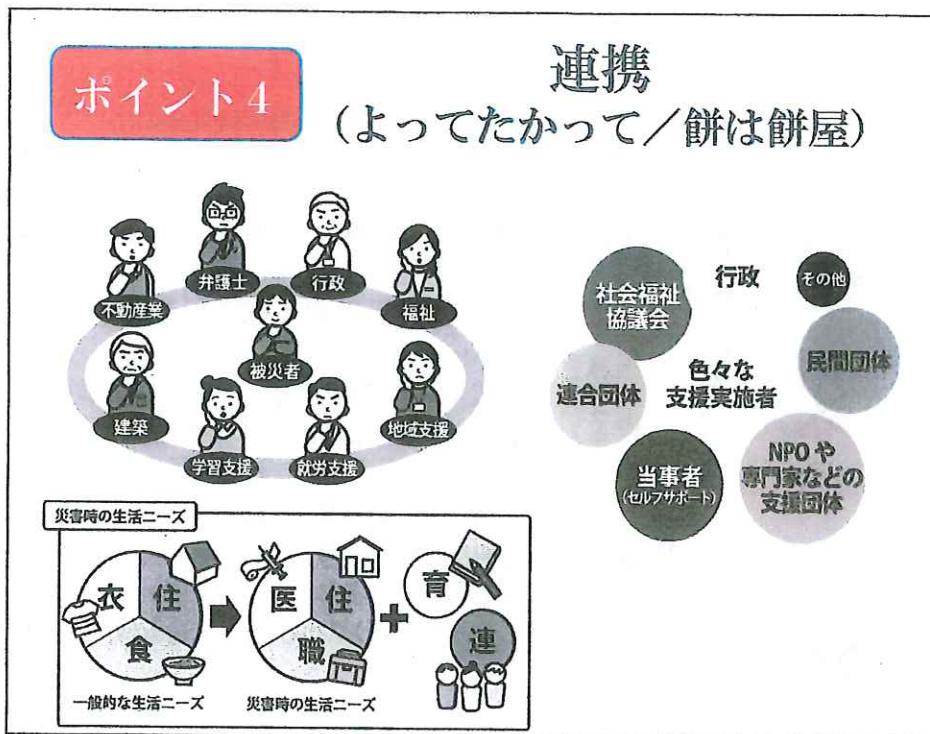
**一人ひとり (≠被災世帯)
のリアルを把握する**

ポイント1

The illustration highlights several key issues faced by individuals post-disaster:

- 被災者生活再建支援法 福祉は「世帯」単位** (Disaster Victim Rehabilitation Support Law: Welfare is at the household level)
- 支援金** (Support Money) is shown falling on a house, with question marks indicating uncertainty about its distribution to separated households.
- 離婚した「世帯」への支援金は…?** (What about support money for separated households?)
- 住み慣れた家がいい…** (I want my familiar home...)
- 解体して立て直そう** (Let's demolish and重建)
- 引っ越しましょう** (Let's move)
- 友達と離れたくないな** (I don't want to leave my friends)
- 子どもに二次被害** (Secondary victimization of children)





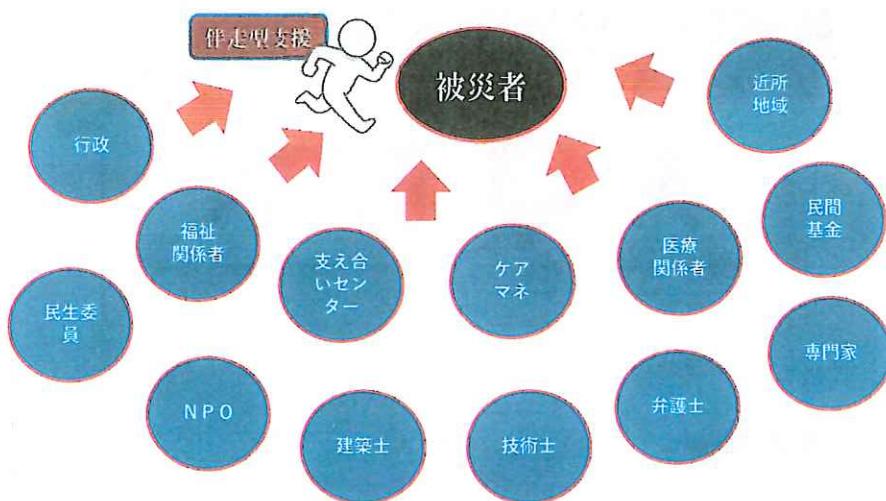
リンクワーカー

患者のケアにつき、医師やケアマネージャー等の専門職と地域資源との橋渡しをする役割のこと



認知症・鬱病・運動不足による各種疾患…。医療をめぐるさまざまな問題の最上流には近年深まる「社会的孤立」がある。従来の医療の枠組みでは対処が難しい問題に対し、薬ではなく「地域での人のつながり」を処方する「社会的処方」。制度として導入したイギリスの事例と、日本各地で始まったしくみづくりの取り組みを紹介。

多くの社会資源で重層的に支援する



餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人ひとりを支える

むすびに代えて

災害時の根本原理（1）

災害には顔がある

災害＝現象×時代(政治経済)×地域(脆弱性)

毎回「前例のない」「未曾有の」体験

災害は常に1回限り。毎回違った応用問題
を解くようなもの（鈴木淳教授）

災害時の根本原理（2）

平時のトレンドを加速する

その社会の課題(弱点)を一気に表出させる

普段から準備していないことはできない

「地震は自然現象 災害は社会現象 復興は政治現象」(広原盛明・元京都府大学長)

災害時の根本原理（3）

徹底した現場主義

現場判断を支える権限と財源を与える

魔法の杖はない(緊急事態条項は誤り)

被災地中心・被災者主権

官・民・専門性の垣根を取り払う

関東大震災	100年
北海道南西沖地震	30年
宮城北部連続地震	20年
阪神・淡路大震災	28年

東日本大震災12年のつどい

2023年9月2日（土）13：30～ 仙台弁護士会館

漂流する「創造的復興」の現在地

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
事務局長 小川静治

被災10年後の村井知事 復興感

- 「私は、自分で立ち上がるお手伝いをするのが、被災者支援だと思っています。その最低限の支援を税金で賄っていただくのがあるべき姿です。震災からもう10年も経つわけですから、もう自分で立ち上がらないといけないと思います。」
- 「こんな手厚い支援が未来永劫続くわけありません。どこかで必ず切られます。その時に路頭に迷わないようにすることが大切です。まず自分のことは自分でなんとかする。ただし個人差があるので、足りない部分をみんなで支えるというのは、正しい社会のあり方だと思います」

「創造的復興」って何ですか？（記者）

「震災がなければ実現しなかった、宮城オリジナルの事業です。
被災した仙台空港は、被災地の活性化策として民営化を訴えて、実現しました。
難しいとみられていた医学部の新設も被災地で特例的に認められました。
ドーム球場を造ってというのは断られました。
本当にいろいろ（国に要望を）もっていったんです」。

それって惨事便乗じゃないですか（記者）

「県民のためになるなら、何でもやります。やってよかったと思います」。 出所：朝日新聞2020年12月22日

➡ 「創造的復興」とは、被災者救援が第一ではなく、“この際”、今までできなかったことを震災に便乗して一気にやってしまおうという発想

「創造的復興」なるスローガン

▷ 宮城県震災復興計画には「創造的復興」という言葉はない

⇒あるのは「再構築」という言葉（36回か所使用）

○再構築=restructure（リストラクチャ）で、語感を気にしてか「あえて最近は創造的復興という表現をしております。言っている意味は同じ」と言い換え（2013年9月決算特別委）

○宮城県議会答弁で最初に使われたのは2011年11月定例会
「必ずや我がふるさとの創造的復興を成し遂げる所存」

▷ 我が国で最初に使われたのは阪神・淡路大震災

⇒1995年1月23日神戸市助役らが建設省に「都市基盤が脆弱で被災したところは、何らかの『創造的復興』をしていく必要がある」と支援要請した際に使われた*1

*1 『神戸の震災復興事業』中山久憲 2011年

▷ “この際”は関東大震災でも コノサイソング（添田啓蟬坊）

⇒「我々は何としてもこの際、禍を転じて福となし、再びこの災厄を受けない工夫をせなければならぬ」（「市民諸君に告ぐ」永田秀次郎東京市長1924年3月27日）

⇒後藤新平をはじめ、当時の為政者がなにかについて「この際」と前置きして、帝都東京のさまざまな刷新を口にしたことから、それを風刺した歌“コノサイソング”も創られた。

出所：『関東大震災がつくった東京』武村雅之

宮城県の「創造的復興」

▷ 国の復興構想会議において「創造的復興」を定義づける議論はされていない。

▷ 宮城県が「創造的復興」の政策内容を説明している紙誌、ホームページ等はない

▷ 村井知事も時と場所で「創造的復興」を説明する内容が異なる

○「単なる復旧だけでなく、それに様々な付加価値を加えて、新しい宮城県をしっかり復興していこうということです」（『期限切れのおにぎり』2016年鈴木哲夫）

○「震災を経験したからこそ成し得る事業や全国的なモデルになるような事業のこと」（潮2019年4月号）

○「震災がなければできなかつた事業で、自分が知事でなければできること」（朝日新聞2021年3月22日）

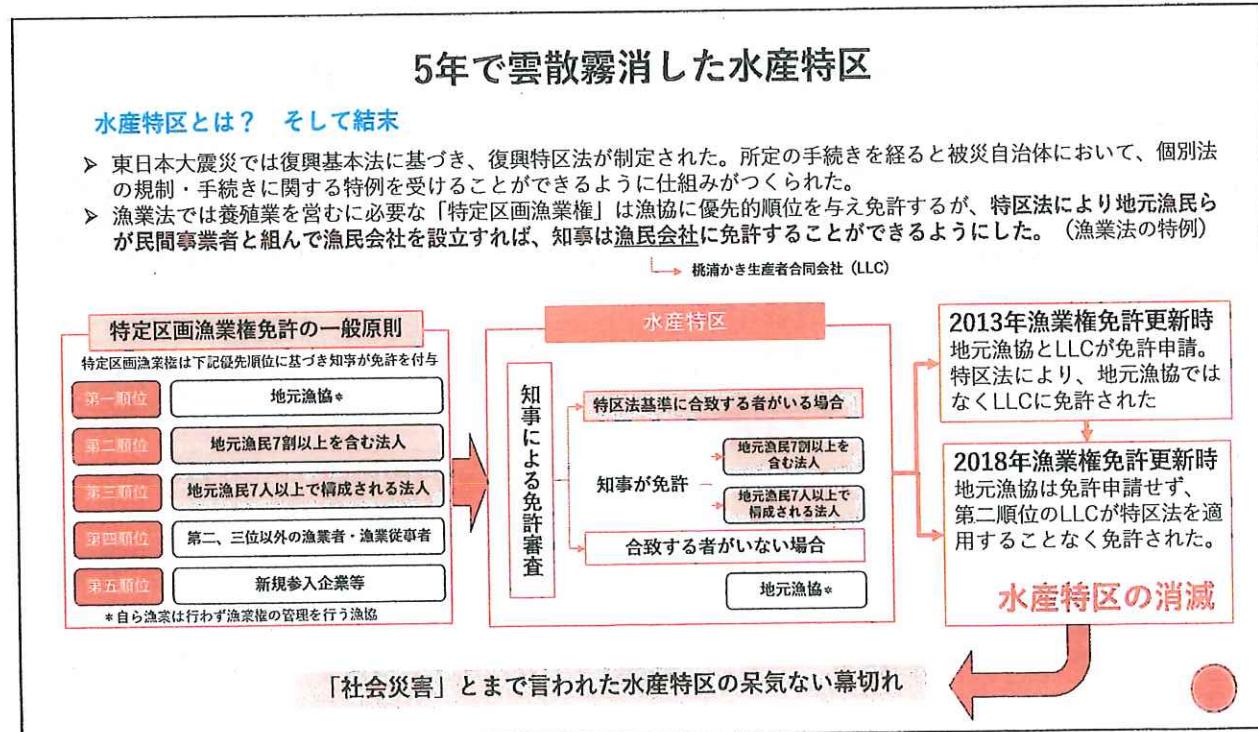
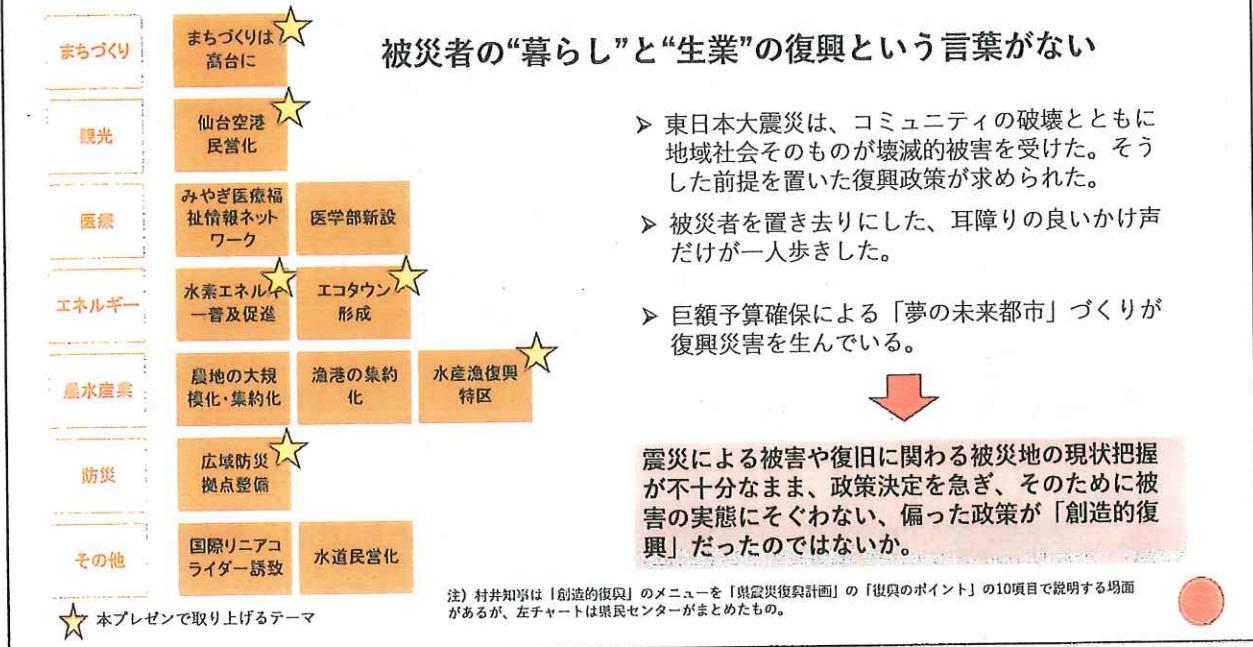


県政上の新課題はなんでも「創造的復興」政策になる

本来、仙台空港民営化、医学部新設、水産特区、広域防災拠点整備等の政策は被災者の復興とは関係がない。ましてや水道民営化はなにも関係しない。しかし、それらが「創造的復興の“目玉”」として扱われている。

 政策内容はどうあれ、知事がこれを訴求したいという政策は「創造的復興」であり、それが知事のアイデンティティとなり、政治力の源泉となっていた。「復興やってる感」

「創造的復興」の全体像



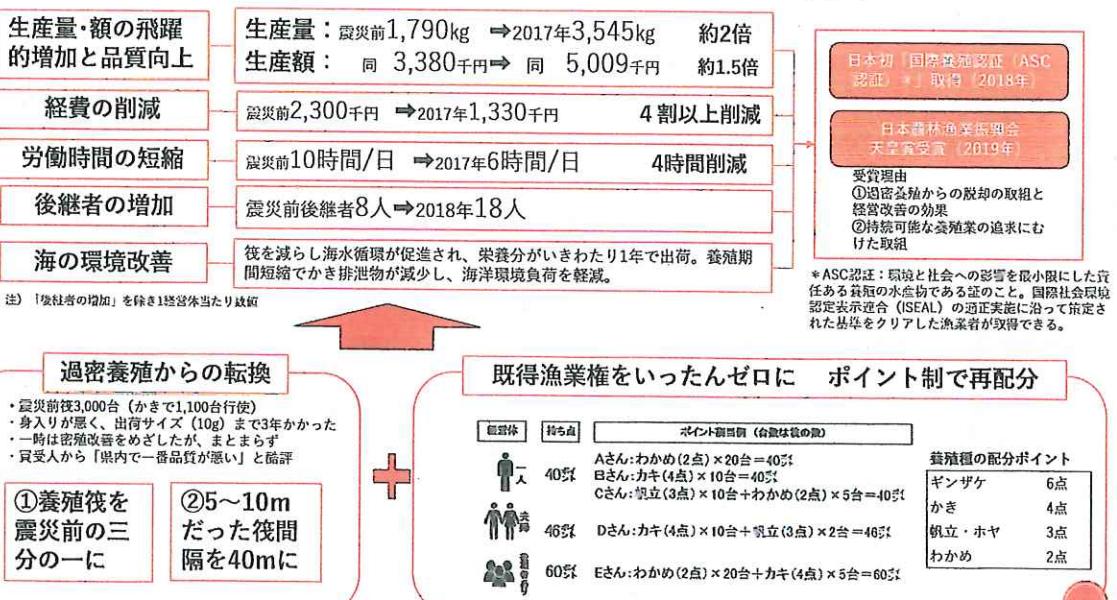
桃浦水産特区が目指したものと到達評価

復興推進計画の目標項目		計画達成状況	到達評価
コミュニティの再生と復興・経済的社会的活性化		×	人口動態は震災前68世帯・165人⇒震災後14世帯・20人（18年1月時点）と激減。LLC以外の経済活動は行われていない。
漁業生産の増大	生産量	×	計画比68%（18年度時点）
	生産額	×	計画比64%（同） 21年度売上高2億5千万円で当初計画売上高3億円を達成した年度はない。
地元漁民の生業の維持	LLC社員の所得確保	△	23年4月時点で月収173千円～180千円（年収2,100千円～2,200千円）。一時金は想定されていない。
	地元漁民の漁業権免許	○	桃浦地区でLLCに参加しなかった漁民の漁業権免許は確保されている。
雇用機会の創出	55名の雇用	×	高齢化により設立当時のメンバーは15名から6名へ・雇用者28名（23年4月時点）・23年度新卒者採用2名・インドネシアから3名の技能実習生採用（22年10月時点）

➡ 復興推進計画の目標であった「桃浦地区のコミュニティ再生と復興を推進し、桃浦地区的經濟的・社会活性化」は実現できず、水産特区は“瞬間芸”で終わった。

10年間で実現したこと

志津川・戸倉のカキ養殖 震災からの復興



二つの浜の復興を分けたもの 熟議 合意 協同組合自治

▶ 水産特区 村井知事はどう総括しているか

①「桃浦の浜が再生し、元気になり、よみがえっていくことが成功か否かの判断基準」（2013年4月記者会見）

この判断基準は正しい。この基準に照らせば、明らかに「否」

②（特区導入は1か所だけだった、見込みは外れたか、と問われ）「アリの一穴で、間違いなく仕組みは変わっていきます。20年後、30年後に後継者がいなくなる、漁業を営めなくなるエリアが出てきます。民間が入れる仕組みをつくれたことは、意義があったと思います。特区の趣旨は漁業法改正にもつながりました。」（朝日新聞2020年12月22日）

30年後に後継者がいなくならないようになるのが政治の仕事。そもそも漁業法では民間が参入できる仕組みになっていた。見込みが外れたと言えず、「漁業法改正につながった」と論点をすり替え

▶ 戸倉の復興の教訓は

○「熟議」と「合意」、それを大切にしたリーダー

養殖筏台数削減を巡って100回を超える熟議を通じて漁師の意識改革も進んだ。「みんなで豊かに・周りの人を考える・分かち合う・環境や次世代を思う・継続、未来20年後、50年後、100年後を考える」へ。それをリードするリーダーの存在。被災者主体の復興で地域のきずなを守り強めた。

○自ら考え、調べ、実験
○支えた協働の蓄積

「1年出荷」実験も自ら。1993年からの生協との産直事業を通じた協働の蓄積が、「環境」や「消費者志向」の視点を豊かにした。

➡ 水産特区導入に決定的に欠けていたのは「熟議」と「合意」。しかしそれは「創造的復興」施策全体に共通。地域自治力が不十分だと「熟議」もできず、「合意」は未熟になりがち

広域防災拠点 いつ完成？

- ▶ 運用開始予定 2020年度⇒2032年度（？）
- ▶ 事業規模 295億円⇒324億円⇒400億円超（？）
- ▶ 移転補償費 約100億円⇒約130億円



ずさんな計画の末 ダッチロール

計画の大幅な遅れは本来、村井知事の失策として責任を問われる。知事は遅れを陳謝したが、その際「時間が伸びたことを謝ったので、構想自体間違っていたと謝ったわけではない」と開き直っている



知事からすれば、防災拠点運用が遅れるマイナスより、球場建て替えのリザーブ用地を確保できたプラスの意味の方が大きい



広域防災拠点の役割

大規模災害時、ヘリコプター離着陸場・大規模支援部隊の活動、集結拠点・全国からの支援物資の集積、配送拠点・災害医療活動拠点としての機能を担う。敷地面積約17.5ha。平時は公園や防災教育の場として活用するという。

仙台市の下真ん中に防災活動の拠点を設置すべきでない



- ①長町利府線断層帯に近く、断層帯由来地震に極めて脆弱
- ②広域避難所としての総合運動公園と隣接し、避難者と支援部隊の動線が交差し、混乱リスクを高める
- ③災害時の活動拠点は郊外に設置すべき

知事の野心 レガシーブル

「この土地がほしい。活用策を考えてくれ」。東日本大震災の傷痕が生々しい11年の夏。知事から担当者に指示が飛んだ。

水面下で協議を進める中、運動場北隣の仙台医療センターの移転が持ち上がる。新病院を公園の一角に置き、仙台東部道路と直結する自動車専用道路を新設する。創造的復興のシンボルとなる広域防災拠点構想がにわかに姿を現した。

「震災がなければ、防災と復興をセットにした駅の移転は前進しなかった」と県OBは証言する。

反対を見越し、県は復興予算の獲得にこだわった。

「津波の被害がない場所だ。厳しい」。難色を示す国に対し、県は「津波の被災地に出動する部隊の集結地だ」と譲らなかった。

事務方が粘り強く交渉を重ね、国土交通省の社会資本整備総合交付金の「復興枠」で9億円を確保した。経緯を知る桜井雅之県公営企業管理者は「復興との関連が認められ、事業の説得力が増した」と振り返る。

宮城野区選出の県議を3期務めた村井知事は03年の県議選で一つの公約を掲げた。「ドーム球場建設による県内経済活性化」だ。

15年の県議会9月定例会で「夢として持ち続けたい」と答弁するなど、知事就任後も諦めていかなかった。築70年の楽天生命パーク宮城（県営宮城球場）はいずれ寿命を迎える。建て替えの候補地に、広域防災拠点は有力な選択肢となり得る。

ドーム球場に消極的とされるプロ野球東北楽天側に配慮しつつ、村井知事は総仕上げに入った。

仙台医療センターの跡地に、県美術館と県民会館（青葉区）を集約し、文化芸術の本拠地を形成する構想だ。賛否が割れる施策に前のめりな村井知事。「知事はハコモノを残したがっている」。周辺からも危惧の声が上がる。まだ見ぬ都心の広大な平地に、復興の執念と政治家の野望が絡み合う

河北新報2020年11月11日



村井氏県議3期目立候補の際に選挙チラシ

仙台空港民営化 狂う経営計画

空港民営化の目的

空港内の物販・飲食収入を増やして、それを原資に着陸料を引き下げ、就航便数をふやす。東北への来訪者を倍化する。

民営化後の仙台空港の業績

➡ O2020年度旅客数目標410万人⇒実績120万人
O4期連続の経営赤字

	計画									
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
旅客(千人)	3,163	3,439	3,612	3,718	1,218	1,651	2,794	3,540	3,710	3,880
国際線(千人)	226	281	311	379	0	2	15	290	340	390
国内線(千人)	2,937	3,159	3,301	3,339	1,218	1,651	2,779	3,250	3,360	3,480
貨物(㌧)	6,349	5,654	5,273	5,043	1,552	1,273	2,758	7,000	7,000	8,000
国際(㌧)	262	196	242	177	0	0	811			
国内(㌧)	6,087	5,458	5,031	4,866	1,552	1,273	1,947			
空港営業収益	4,594	5,155	5,506	5,746	2,472	2,285	3,253			
① ターミナルビル運営(百万円)	3,708	3,894	4,134	4,273	1,733	1,337	1,973			
② 空港運営(百万円)	634	902	906	980	450	601	828			
③ その他事業(百万円)	252	359	467	494	290	348	451			
営業利益(百万円)	-99	67	35	-37	-1,692	-1,200	-352			
当期純利益(百万円)	-8	109	135	-42	-1,514	-1,085	-162			
投資	運営施設 更新投資	—	1.5億円	2.4億円	0.8億円	2.3億円	3.4億円	2.9億円		
	非運営施設設備	4億円	5.3億円	27.5億円	4.8億円	1.7億円	8億円	2.9億円		

法1: ①ターミナルビル運営=売店・免税店の運営、テナント貸賃、旅客・貨物取扱事業

②空港運営=駐機場等空港基本施設に付する事業

③その他事業=駐車場・土地賃貸事業他

注2 2022年度値は仮想値

避けられない「2030年」問題

注：いずれも最速便

➤ 2030年（度） 北海道新幹線札幌延伸	飛行機 (仙台駅発⇒空港⇒札幌駅着)	3時間30分
飛行機と新幹線 移動時間ほぼ同じに	東北・北海道新幹線 (仙台駅⇒札幌駅)	国認可 約3時間35分

出所：「北海道新幹線の最高速度・所用時間」北海道HP

➤ 新幹線・航空の競合激化

○類似の都市間のシェア分担

東京⇒岡山（733km）	新幹線69%：航空31%
新幹線3時間12分	

東京⇒広島（894km）	新幹線66%：航空34%
新幹線3時間47分	

出所：「新幹線と航空の競合関係の推移と訪日外国人増加の与える影響について」西村剛2020年10月

東京⇒広島 シェアと同じになれば、現在の飛行機利用者84万人（2019年度）のうち約40～50万人程度、新幹線に移るのではないか。仙台空港乗降客15%以上が新幹線札幌延伸により失われる。

仙台⇒札幌は約811km（注） 新幹線15%：航空85%
(注)現在の路線基準距離

➡ コロナからの立て直しが24年以降になり、30年度に新幹線札幌延伸リスクに見舞われ、民営化目的の実現可能性は不透明さ増す

『東北における水素社会さきがけの地』は何処へ

「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン（15年6月）」を策定し、「FCV導入促進プロジェクト」「水素ステーション整備促進プロジェクト」をすすめたが、その後「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に統合

「2050戦略」では二つの促進プロジェクトは消えた

3 発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待される水素の利活用の更なる拡大

→ 水素の利活用の範囲

- 宮城県では、水素の利活用の促進に向け、既用水平スチーションの整備や、FCバスの整備運行、FCタクシーの導入などを支援しています。
- また、宮城県では、太陽光発電によってつくられた電気から水素を製造し、水素貯蔵合意に完了した水素を市内の企業、店舗、兒童クラブに認証して利用する水素サブライティング事業に取り組むなど、水素エネルギーを活用したゼロカーボンシティの実現を目指しています。

出所：「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の祭典 宮城県

2023年の水素エネルギー利活用推進ビジョンの重点プロジェクトの到達点

水素燃料電池車（FCV）導入
2023年8月時点普及台数 121台
県公用車7台・バス1台・タクシーのべ6台・レンタカー1台・一般106台
(2023年8月県へのヒアリングによる)

県内次世代自動車約29万台の0.04%に過ぎない

水素水テーション
県内に2か所 (全国で156か所) 22年5月)
仙台市幸町 利用台数 約15台前後/日
仙台空港 同 約10台前後/日

ステーション1か所あたりFCV台数が700台以上でなければ営業利益はプラスにならないので完全な赤字状態

*岩谷産業：水素STの整備費・運営費を現行より改善後の想定

➡ プロジェクトは進まず、「水素社会さきがけの地」はスカスカ状態

先進エコタウンを目指したが…

宮城県復興計画

復興のポイント7. 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
○環境に配慮したまちづくりの推進 エネルギー性能の高い設備の導入や、太陽光発電、バイオマス発電、地熱・廃熱発電、小水力発電、風力発電等による分散型電源の確保を支援し、災害に強く環境に配慮したまちづくりを推進します。
○復興住宅における太陽光発電の全戸整備 被災した住宅の再建や復興住宅の建設に当たり、太陽光発電を積極的に導入するほか、燃料電池や蓄電池なども備えた自立・分散型エネルギーハウスの普及促進を図ります。
○スマートグリッドやコーチェネレーションによる先進的な地域づくり 太陽光発電などの分散型エネルギーを、自律的かつ効率的に地域全体で共有するための機能や、国の電力買取の優遇制度を活用し、脱化石燃料の推進や再生可能エネルギーの活用における先進的な地域を目指します。

市町	スマートグリッド	非常用電源供給	同窓会	研究施設	啓発施設	産業施設	公共施設	住宅	事業所	導入部門		発電技術	太陽光	風力	小水力	バイオマス	海洋	熱変換技術		バイオマス太陽熱	ストーブ	ボイラ	バイオコジエネ	バイオマス計			
										発電技術	太陽光		Mソーラ	風力	小水力	バイオマス	海洋	熱変換技術	バイオマス太陽熱	ストーブ	ボイラ						
気仙沼市	●	○	●	●		●	●	●	●										●		●				●		
南三陸町		●					●	●																		●	
石巻市	●	●	●	●																						●	
女川町	○					●	●													●						●	
東松島市	●	●	●	●	●	●	●	●	●																	●	
松島町	●							●																			●
利府町																											
塙釜市																											
七ヶ浜町																											
多賀城市	○																			●		●					●
仙台市	●	●	●	●	●	●	●	●	●																	●	
名取市	●																										
岩沼市	●																										
亘理町	●	●				●	●	●	●																		
山元町	●	●																									
宮城県計	6	9	6	4	3	9	6	3	11	11	6	5	1	1	0	4	1	1	0	0	0	0	2	6			
岩手県計	2	11	2	1	2	8	6	4	11	10	3	7	6	2	3	0	3	0	1	0	1	0	5				
福島県計	7	4	7	7	6	5	8	6	14	13	7	8	6	8	1	4	2	4	1	1	1	0	9				
3月計	15	24	15	12	11	22	20	13	36	34	16	20	13	11	4	11	3	8	1	2	3	20					

相次いだ事業者の撤退

田子西工コモデルタウン

- ▶ 仙台市震災復興計画で“復興の目玉”としてエコモデルタウン事業を位置付けた（国から約23億円補助金）
 - ▶ 太陽光発電と大型蓄電池等を組み合わせた災害時の電力の安定供給とタブレット端末で消費電力の貸かで省エネの意識向上を目指した
 - ▶ 運営費は安価に一括購入した電力を復興公営住宅に売電した差額で賄う計画

高齢・一人暮らし入居者が多く電力使用量が伸びず 収入は年400万程度に留まる

固定資産税は「市負担」で計画するも支払求められる 9年間で6千万円以上

事業赤字
撤退

- ▶ ずさんな経営計画
途中で事業を停止すると補助金の全額返金が求められるので22年3月まで事業継続せざるを得なかった。収益計画がずさんだった。
 - ・ タブレットは廃棄、太陽光パネルは市が無償譲渡を受け再利用
 - ・ 配電設備を通常仕様に戻すのに6500万円

石巻蛇田スマートコミュニティ



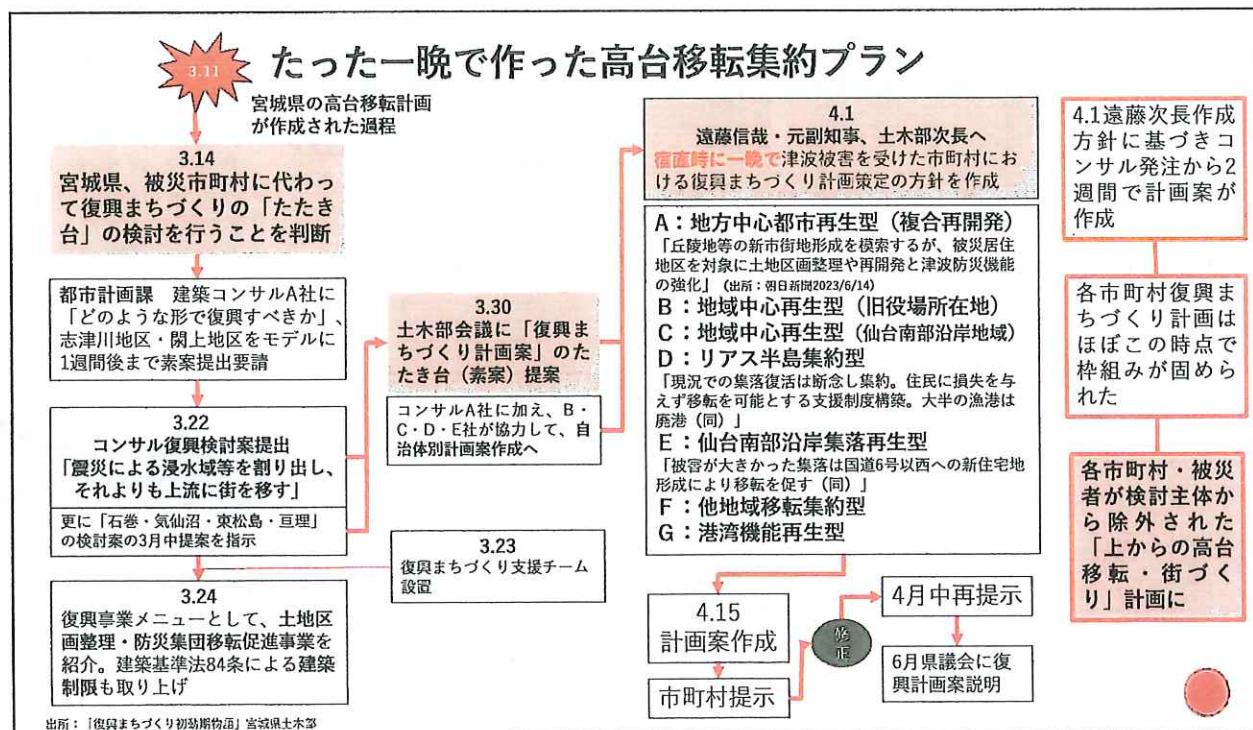
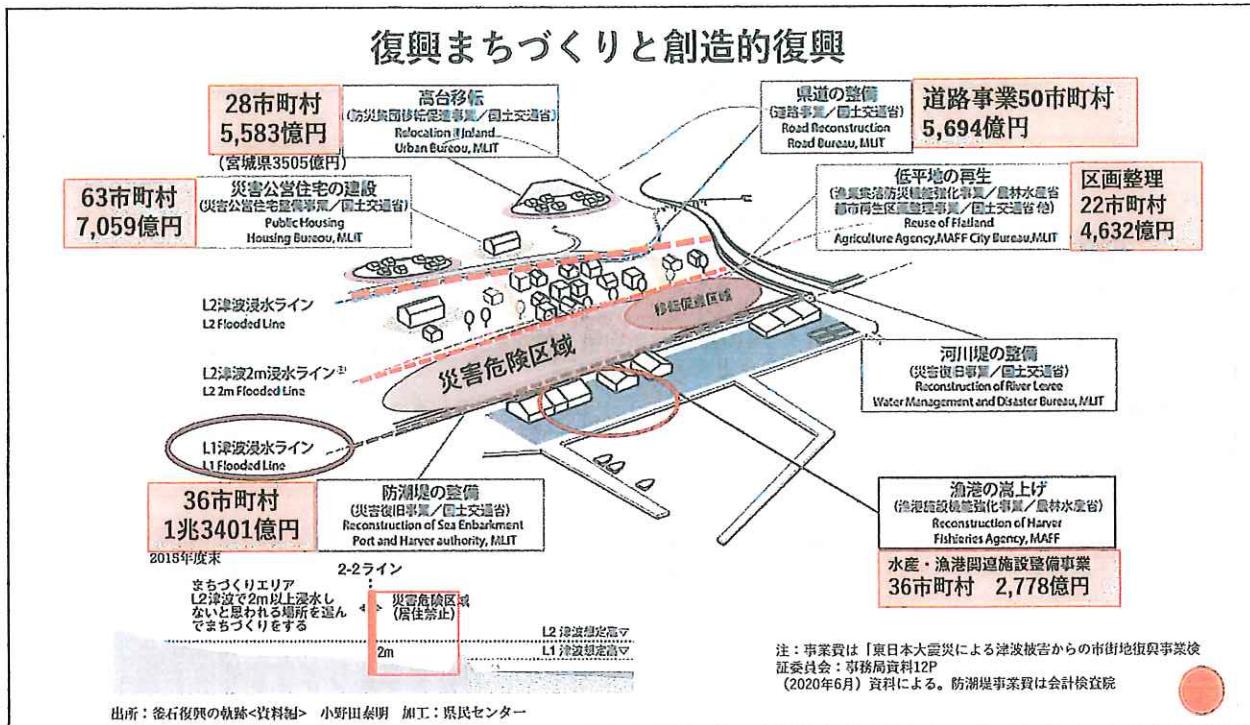
第三節 需要家エネルギー情報を束ね需要調整を行うシステムと設備導入。公共施設のエネルギー情報の管理、家庭でのエネルギーの見える化

2020年 東芝撤退 設置設備撤去

東北電力の太陽光発電所のみ稼働

企業に実験フィールド
を貸しただけの結果に

*石巻さきがけプロジェクト
「スマートコミュニティ推進事業・植物工



本気だったのか “過疎地版コンパクトシティ”推進



▶ 阪神大震災では、土地は基本的にそのまま残りました。東日本大震災でも土地は残りましたが、そのままでは使えない土地になってしまった。地盤沈下したり津波で潮をかぶったりして、同じ場所に再建するのは難しい。

▶ 従って、産業施設は沿岸部に、人が逃げができるようにしたうえで配置します。少なくとも住まいは高台に、低平地であれば海から離れたところに持っていく。そして、新しくつくるところはコンパクトシティー、スマートシティー*の発想で、環境負荷が小さくて将来のモデルになる地域づくりをしていこうと考えています。

▶ 今回は残念ながら、何もかも無くなってしまった。嫌でもゼロからまちをつくり直さなければなりません。その点では、都心部でない過疎地で、モデル的なコンパクトシティーをつくる初めての社会実験になると思います。

▶ 仕事の場所は沿岸部で、住まいが広いエリアに点在していた地域であれば、住まいをかなり集約することになります。過疎地で住まいを集約して近代的な都市をつくるという意味では、初めてのケースになるでしょう。

*スマートシティ：再生可能エネルギーとエネルギーを削減するITなどを組み合わせてつくる環境負荷の小さな次世代都市

2023年3月末時点									
地域	地区名	面積 (ha)	戸数			空き区画			
			民間宅地	災害公営	合計				
石巻市	新蛇田	214,986	625	320	845	0			
市	新蛇田南	88,995	179	145	324	0			
田	あいがの北	27,936	35	127	162	0			
地	新波及	47,075	44	40	84	0			
域	新波及西	38,253	32	29	61	0			
地	地	417,245	815	661	1,476	0			
域	波及	2,970	3	3	6	1			
石	佐原	21,705	11	4	15	5			
巻	小竹井	2,891	1	5	6	0			
市	折浜・鰐浜	17,222	6	6	12	0			
半	桃崎	16,554	3	2	5	0			
島	月浦	6,207	4	4	8	0			
地	佐呂	26,972	11	2	13	0			
域	牧	14,518	5	7	12	2			
竹	竹井	5,258	2	3	5	0			
立	森立	16,216	9	1	10	1			
福	福賀浦	21,482	18	2	20	2			
地	地	151,995	73	39	112	11			
域	小網沢・清水平浜	22,610	13	11	24	4			
牡	大原浜	18,083	10	5	15	4			
鹿	猪分浜	19,737	14	12	26	1			
川	小糸浜	57,664	33	27	60	6			
地	十八畠浜	27,800	7	24	31	0			
域	鶴川浜(浜崎田地)	28,853	13	18	31	1			
牡	鶴川浜(荒野田地)	27,750	2	32	34	0			
鹿	日光浜	7,100	2	5	7	1			
川	谷井浜・夜浜	16,879	8	0	8	1			
地	大谷川	17,851	13	1	14	4			
域	牧	15,079	6	10	16	3			
奇	前羽浜	11,188	8	6	14	0			
理	奇跡浜	26,492	9	6	15	1			
地	地	297,086	138	157	295	23			
域	地	合計			空き区画				

地域	地区名	面積 (ha)	戸数			空き区画
			民間宅地	災害公営	合計	
地	河北	193,956	135	237	372	0
域	北	7,340	3	2	5	0
地	地	201,296	138	239	377	0
域	名張	16,497	8	17	25	4
地	船越	26,692	11	15	26	5
域	里・大原	3,739	3	5	8	1
地	刈安・森兵	3,957	3	2	5	0
域	立井	14,917	12	3	15	0
地	大原	9,775	6	2	8	0
域	小鳥	2,927	7	3	10	2
地	日向	7,001	7	2	9	2
域	雄勝中心部A	20,583	5	12	17	1
地	雄勝中心部B	50,852	14	16	30	1
域	雄勝	9,294	4	1	5	0
地	地	17,732	12	11	23	3
域	月光	7,356	5	1	6	4
地	坂井	3,792	1	5	6	3
域	地	195,114	98	95	193	23
域	大河	8,899	4	0	4	0
域	小指	14,166	12	0	12	0
域	相川	18,493	19	2	21	4
域	小泊・大室	41,064	41	13	54	4
域	小室	13,603	18	0	18	1
域	白浜・長塩谷	28,270	23	0	23	5
域	月浜・吉浜	18,698	9	3	12	1
域	にっこり園地	69,906	33	54	87	7
域	益谷崎	6,001	6	0	6	0
域	地	219,100	165	72	237	22
域	地	1,481,836	1,427	1,263	2,690	79

石巻市防災集団移転促進事業

- ▶ 民間宅地の57%、災害公営住宅の52%が石巻新市街地で開発された
- ▶ 半島部・旧牡鹿旧河北・旧雄勝・旧北上地域では高台に小さな住宅団地が多数開発された

雄勝中心部A 6区画中4区画が空いている

出所：「東日本大震災被災地における防災集団移転促進事業の市町村別実施状況一覧（令和5年3月末時点）」

半島部防集団地 異状な高コスト

最高 唐桑団地 1億3676万円／一戸

地区	一戸当たり事業費	宅地割合
祝田	2960万円	53%
生浦	1億3923万円	21%
小竹浜	4230万円	53%
糸貫・船浜	1億493万円	20%
坂浦	1億530万円	9%
月浦	2451万円	35%
灰浜	1億2780万円	15%
牧浜	4493万円	22%
竹浜	4706万円	25%
鹿立浜	6790万円	19%
福賀浦	5813万円	30%
小網倉・清水田浜	3433万円	30%
大原浜	5035万円	23%
船分浜	2327万円	35%
小瀬浜	3740万円	29%
十八成浜	2403万円	26%
泊浜	2281万円	24%
答川浜・祝浜	1億4426万円	16%
大谷川	4879万円	25%

出所：日経アーキテクチャ－21.3.11

地区	一戸当たり事業費	宅地割合
鼓浦	3412万円	27%
前網浜	1949万円	35%
寄磯浜	9502万円	16%
岡垣	1億768万円	20%
名振	2844万円	36%
船越	5983万円	25%
熊沢・大須	2067万円	55%
立浜	4984万円	32%
大浜	3329万円	25%
小島	4803万円	35%
明神	9041万円	38%
船屋	1億3676万円	17%
水浜	3498万円	34%
分浜	7453万円	25%
波板	3060万円	40%
小室	3401万円	44%
月浜・吉浜	9258万円	20%
にっこり団地	3865万円	34%
釜谷崎	7491万円	33%

- ▶ 半島部は平地が少なく、山を削って団地造成が行われた
- ▶ 防集団地全体の整備面積で宅地割合が低い（＝宅地以外の整備面積割合が高い）場合、事業コストがかさみ異状な高コスト団地が続出した

宅地割合9%の桃浦防集団地平面図

出所：石巻市



宅地整備以外の道路整備に多額の事業費を要した

石巻市半島部防集団地の持続可能性（萩浜支所管内）

	世帯数				人口				防集団地 整備戸数
	震災前	震災後	震災前比	震災前差	震災前	震災後	震災前比	震災前差	
折浜	21	20	95%	-1	60	40	67%	-20	12
始浜	9	3	33%	-6	25	9	36%	-16	
桃浦	68	17	25%	-51	165	29	18%	-136	5
月浦	36	11	31%	-25	104	25	24%	-79	8
侍浜	12	6	50%	-6	34	12	35%	-22	
萩浜	54	15	28%	-39	155	37	24%	-118	13
小瀬浜	24	7	29%	-17	64	17	27%	-47	
牧浜	29	27	93%	-2	77	45	58%	-32	12
竹浜	12	6	50%	-6	45	27	60%	-18	5
狐崎浜	30	42	140%	12	112	105	94%	-7	
鹿立浜	11	10	91%	-1	44	36	82%	-8	10
福賀浦	38	36	95%	-2	150	98	65%	-52	20
合計	344	200	58%	-144	1,035	480	46%	-555	85

震災前：2011年2月末 震災後：2022年6月末

出所：石巻市HP

防集団地整備戸数は住宅敷地と公営住宅敷地数

桃浦水産特区は「持続的で安定的な地域産業形成による桃浦地区のコミュニティ再生と復興を推進し、桃浦地区の経済的社会的活性化を図る*1」目的だったが、コミュニティは再生されなかった。※1 「桃浦地区復興推進計画」

▶ 将来的に安定的な後継利用が可能なように入人口集積規模やアクセス性が備えられていることが求められた。

▶ しかし、小規模団地の立地地区は人口減少が止まらない。

▶ 集落崩壊の危機が現実化している

▶ 移転元地の利活用が進んでいない



桃浦防集住宅団地

小川1
小川2

遠藤元副知事 12年後の「反省」

出所：朝日新聞2023年6月14～16日

防災集団移転

防潮堤

身の丈にあっていたか

「沿岸半島部の小規模集落や漁港の集約を目指したが、各地で住民の猛反対にあい、実現できなかつた。（いずれ住民はいなくなるので）できれば50戸以上の規模の集落に再編すべきだった」「しかし、県も国に対し、防集の要件を10戸以上から5戸以上に緩和するよう要望を出した。それが認められて小規模移転団地が増えてしまった面がある。これは反省点だ」

「復興期間が10年と区切られ、その間は国の財源が確保された。限られた時間で答えを出すため、民意を無視したやり方になったかもしれない。20年、30年とかけられたなら、浜の集約も防潮堤も、もっとゆっくり合意形成を図れた。将来再び津波に襲われたとき、県が整備した防潮堤は必ず評価される」

「今回の復興は行政にとって前例のない世界で、走りながら絵を描かざるを得なかった。その中で財源が決まり、その総枠内ならいいと、帳尻合わせでやった面がある。結果的にオーバースペックになつたのは否定しない」100%有効に使われていない施設もあるだろう。だがムダなものはないと言い切れる」「地元負担ゼロが自治体のモラルハザードを招くとは、私も思っていた」

キーワード

住民合意の無視・軽視 ↔ 過剰復興（オーバースペック）↔ モラルハザード

当初「59団地と見込んでいた防集事業は、最終的には195団地になった。『反発は想定していなかった。浜の意識が強い漁民の考えとのギャップが大きすぎた』」（2020年9月13日河北新報）。

元兵庫県知事 貝原俊民氏の阪神・淡路大震災16年後の感懐

国・復興構想会議での発言

阪神・淡路大震災復興の主な問題点

1. 潜在的な問題を解決できなかつた
2. 「復旧豪華の裏側と被災者目線のズレ」
3. 国の積極的責任曖昧
4. 官主導復興の限界

第3回構想会議2011年4月30日

「潜在的な問題を解決できなかつた」ことに対して反応

- 行政は急いでやるので、住民が感じている様々な思いを十分に酌み入れることができなかつた

スピードを優先⇒合意形成が難しく住民意向を十分に反映できなかつた
⇒復興事業を大手企業へ 復興特需が地元に回らず

- 行政が合理的と考えても、それが人間性があるとは限らない

災害に強い街づくりのため人口分散⇒元居住地へのこだわり感情
木賃アパート⇒災害公営住宅での孤立

第3回復興構想会議事記まとめ

村井知事の受け止め

- 阪神・淡路大震災は「元に戻す」対策しかできなかつた。街はきれいに戻ったものの、その間に中国等が立派な港を整備したため、神戸港が元に戻った時には以前のような活気は戻ってこなかつた
- あの時、10年先の世界情勢を見据えた神戸港を造ることを国が認めてくればこういうことにはならなかつた
- という思いを貝原氏は持つていて、と受け止めた「まさにその通りだと思った」

出所：『復興に命をかける』村井嘉浩 PHP 2012年

「ただ単に元に戻せばいいといふ、「復旧」のスタンスではなく、新たな宮城、新たな東北をつくる、そしてこれこそが10年後の日本のモデルだというものを目指すべきとの意を強くした」

被災県知事が受け止めるべきは、「被災者との合意形成の難しさ」と「行政の合理性が人間性があるとは限らない」という反省ではなかつたのか。しかし、村井知事はそれを完全にスルーした。

宮城版「創造的復興」へ
合意形成を後回しにして既成事実化を急ぐ復興

復興災害

一人ひとりが大事にされる復興を
被災者が希望の持てる復興を

ご清聴ありがとうございました。



2022年度公営住宅健康調査 結果報告

2023年9月2日
宮城県民主医療機関連合会

1

調査の概要

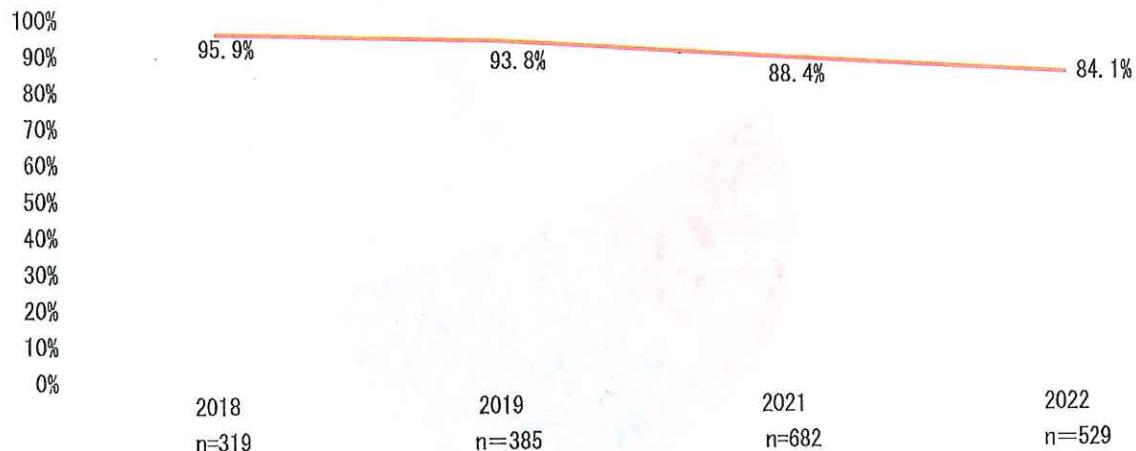
『宮城民医連では2015年度から健康調査を実施。今年度で8回目。』

- 【目的】 災害公営住宅に居住されている被災者の健康や生活の状況を把握し、支援活動に生かす。
- 【対象(集計数)】 塩竈市390(44)、多賀城市532(28)、七ヶ浜町212(38)
利府町25(1)、松島町52(4)、東松島市1101(114)
仙台市916(あすと327(34) 泉中央南193(25) 田子西396(40))
山元町490(59)、大崎市120(9)、南三陸町494(49) 計4,332(445)
- 【方法】 直接聞き取りとポスティングし郵送回収によるアンケート調査
(2022年10~11月 延べ14回)
- 【結果】 回収数653枚 (回収率 15.1%)。
被災による入居者で個人情報の利用に承諾の445件を集計した

2

【図1】被災による入居の割合

(個人情報の利用に同意、かつ入居理由の記載があったものを集計)

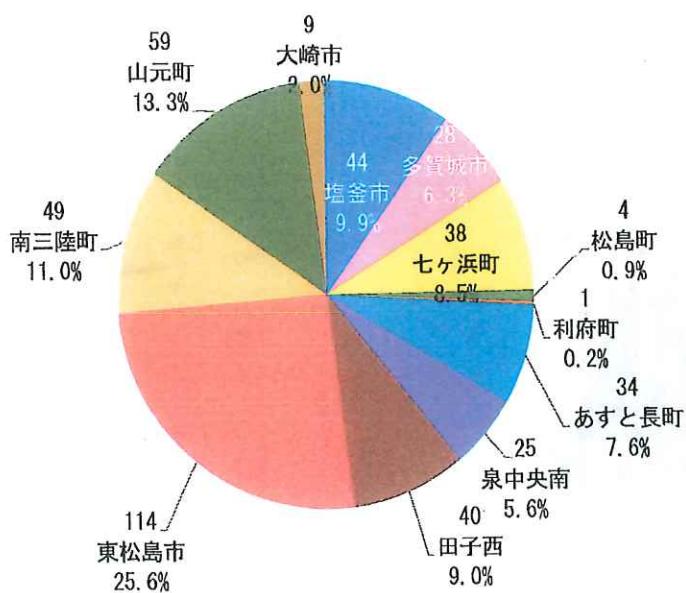


減少傾向が続いている

3

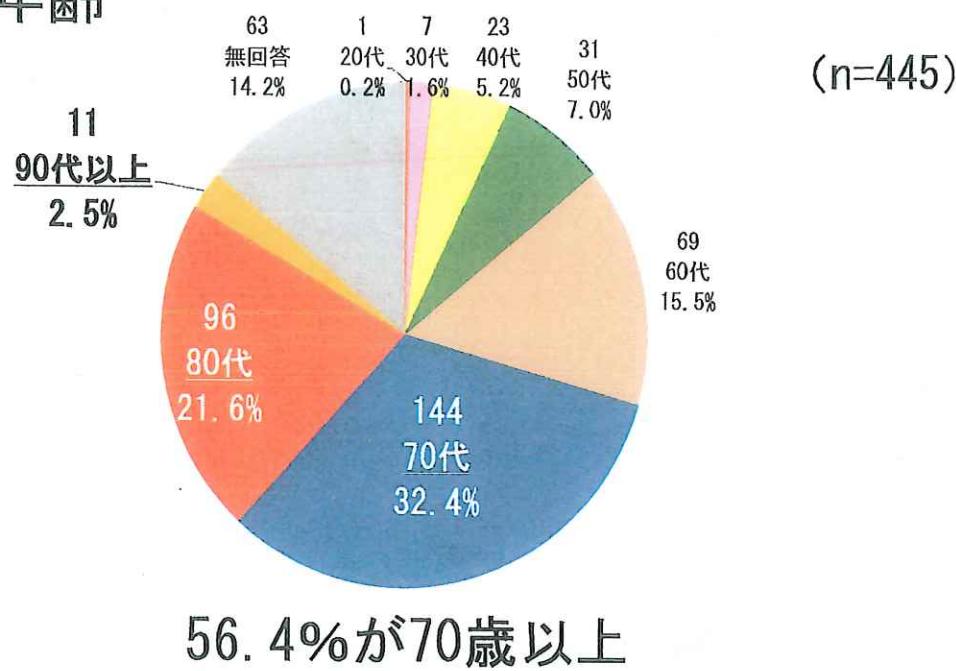
【図2】地域別回収数

(n=445)



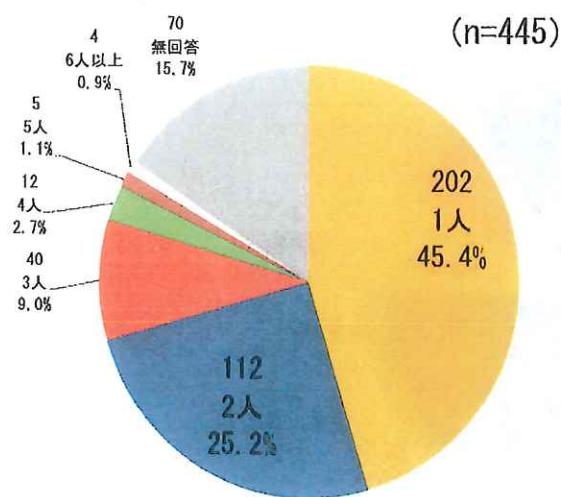
4

【図3】年齢



5

【図4-1】世帯構成



1人世帯が45.4%、2人世帯は25.2%

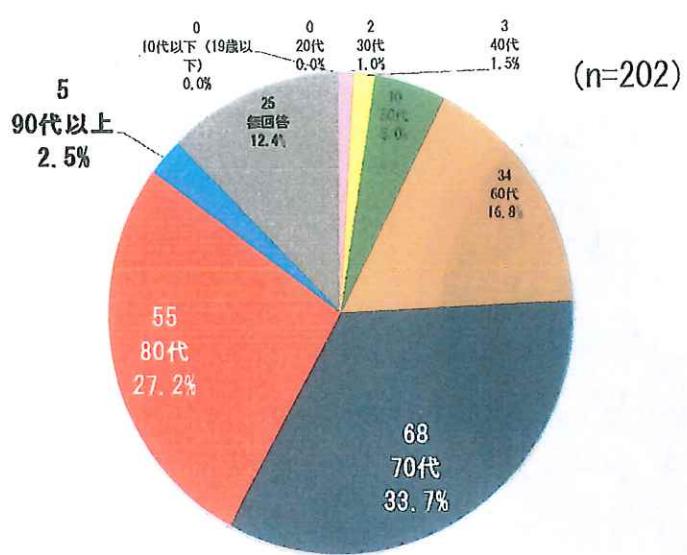
【図4-2】世帯構成（1人・2人世帯）の経年推移



1人世帯が増加傾向、2人世帯は減少傾向

6

【図5-1】1人世帯の年齢構成



70代以上が63.3%

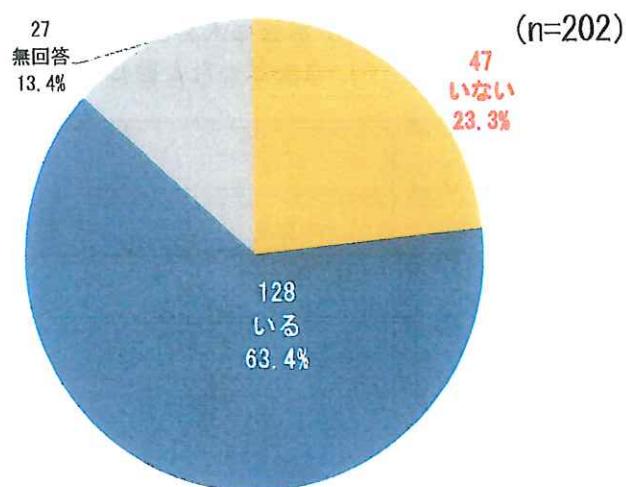
【図5-2】1人世帯に占める70代以上の割合経年推移



高齢独居の割合は増えている

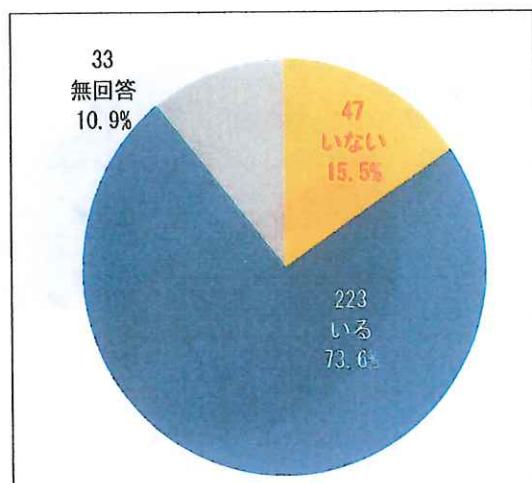
7

【図6】1人世帯の人
家族や親せきの有無



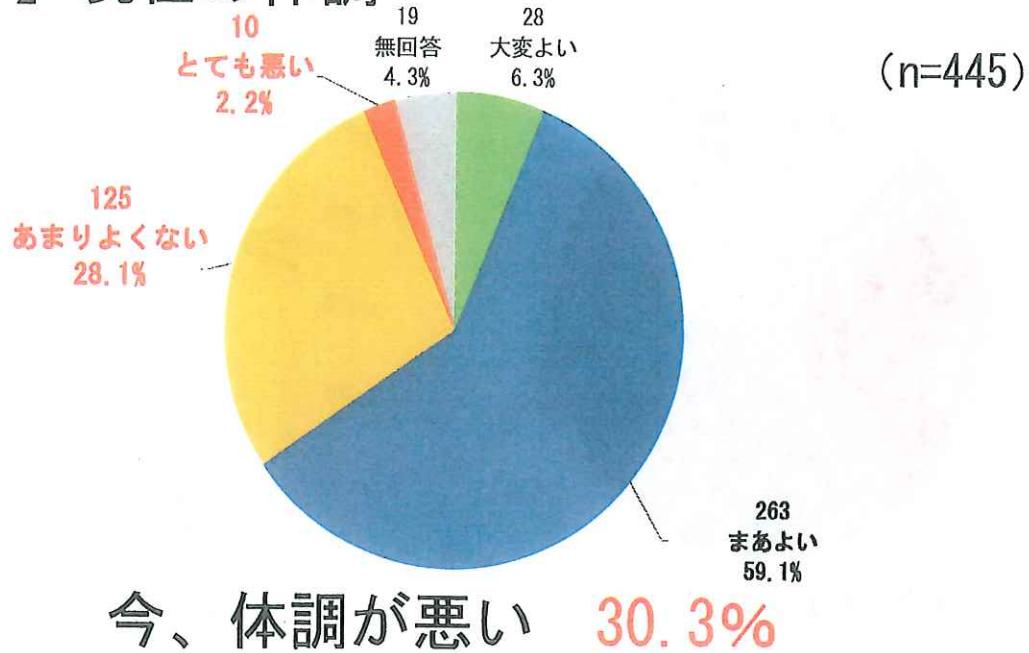
1人世帯の23.3%は、
近くに親戚や家族がない

【参考】
2021年度調査 (n=303)



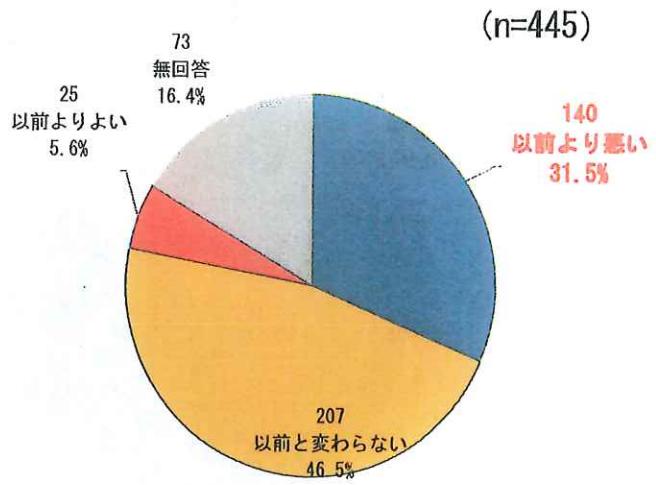
8

【図7】現在の体調

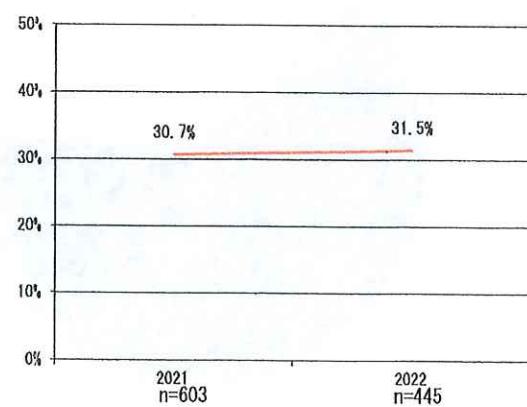


9

【図8-1】公営住宅入居後、
健康状態の変化



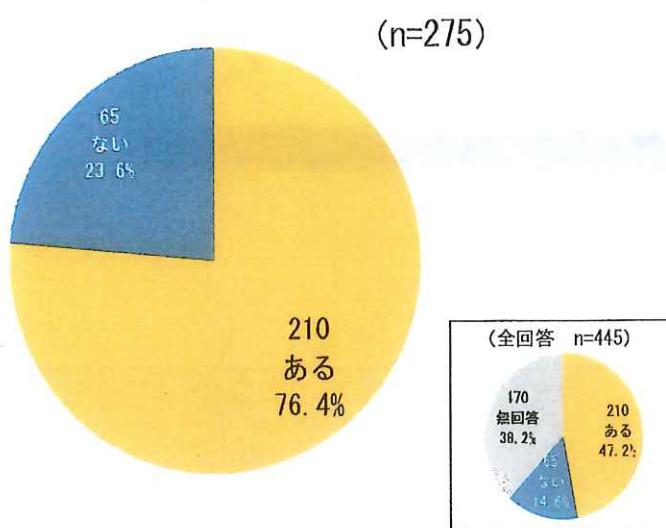
【図8-2】公営住宅入居後に健康状態が
悪くなったと感じている割合



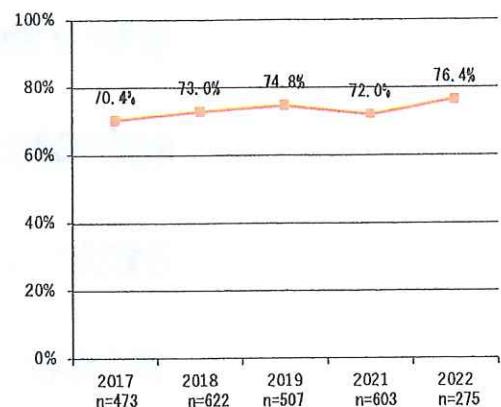
「健康状態が悪くなった」と感じる人は31.5%

10

【図9-1】 病気の有無



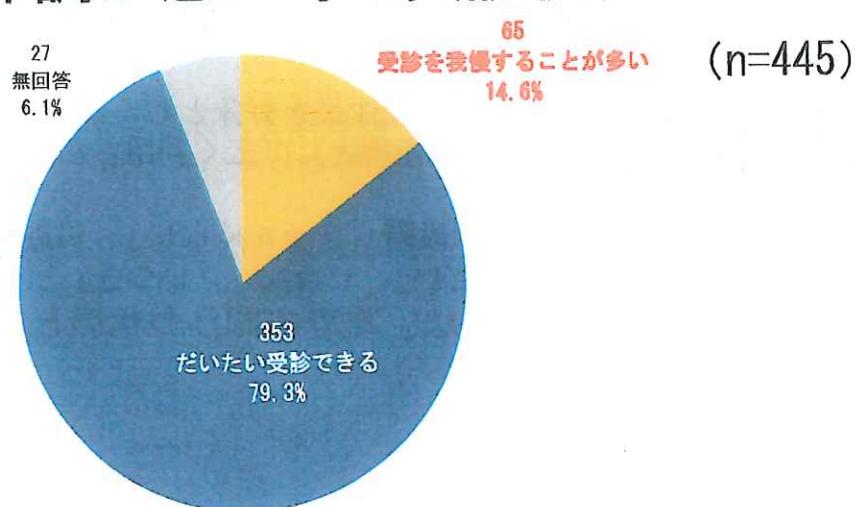
【図9-2】 病気の有無
経年変化



治療が必要な病気がある人は**76.4%**（この項目の回答者のみ）

11

【図10-1】 体調が悪い時の受診状況

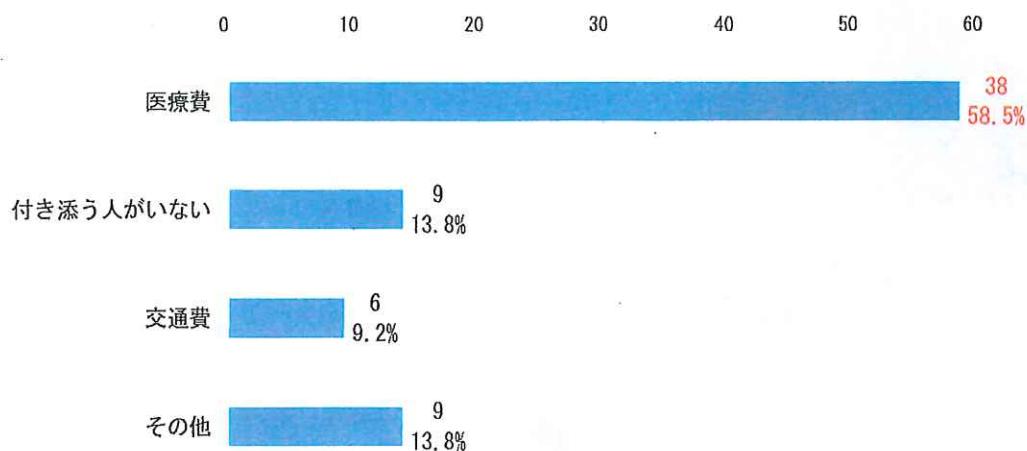


受診を我慢するが**14.6%**

12

【図10-2】受診を我慢する理由

(複数回答有／n=65)



医療費の問題が58.5%

13

不安、抑うつ状態の判定

判定に用いる指標『K6』は、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

下記、6つの質問について、5段階（「まったくない」（0点）。「少しだけ」（1点）。 「ときどき」（2点）。 「たいてい」（3点）。 「いつも」（4点））で点数化する。

合計点数が13点以上の人には、重度の抑うつ状態とされる。

「神経過敏に感じましたか」

「絶望的だと感じましたか」

「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」

「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」

「何をするのも骨折りだと感じましたか」

「自分は価値のない人間だと感じましたか」

14

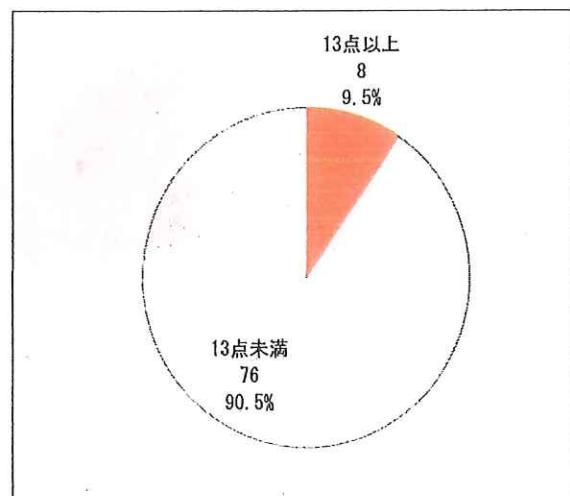
【図11】重度の抑うつ状態が 疑われる人が8.8%

未回答
12
2.7%

13点以上
39
8.8% (n=445)

13点未満
394
88.5%

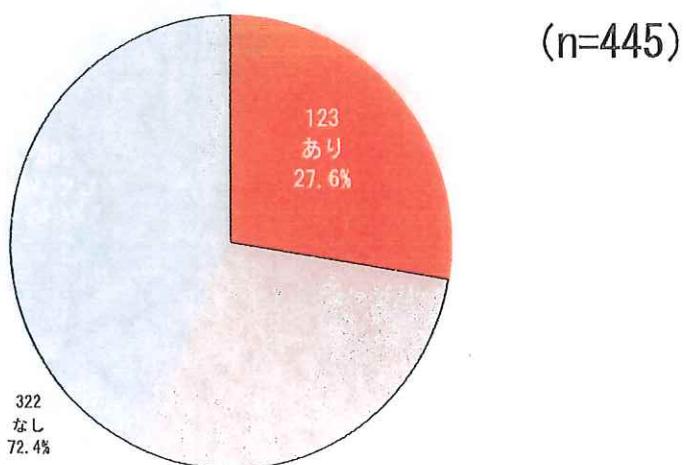
【参考】
被災以外で入居 (n=84)



直近の2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）では、13点以上が 4.3% (20歳以上、「不詳」を除く)。

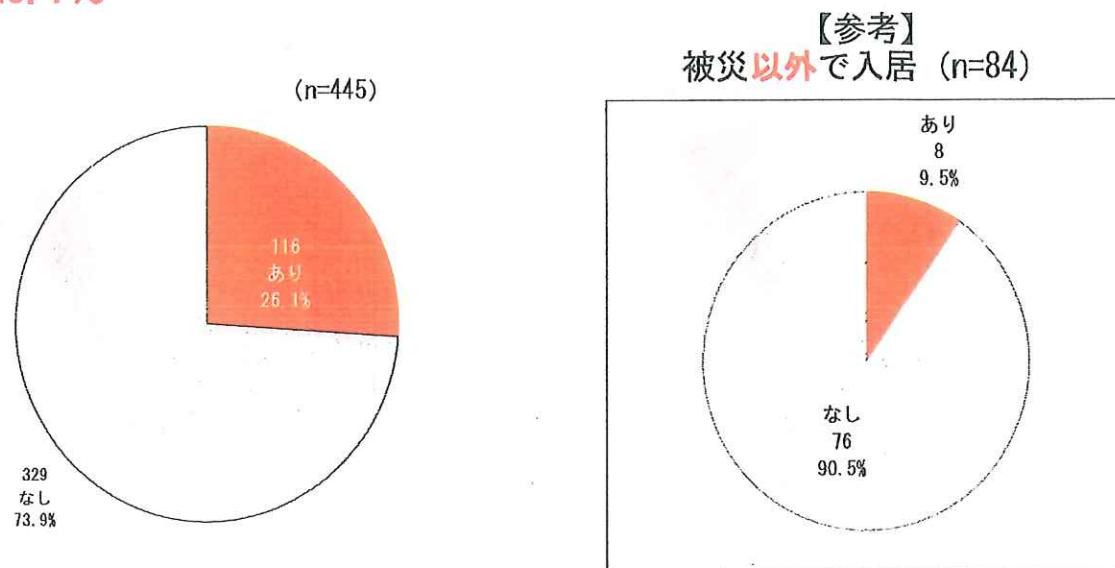
15

【図12】眠れない人が27.6%



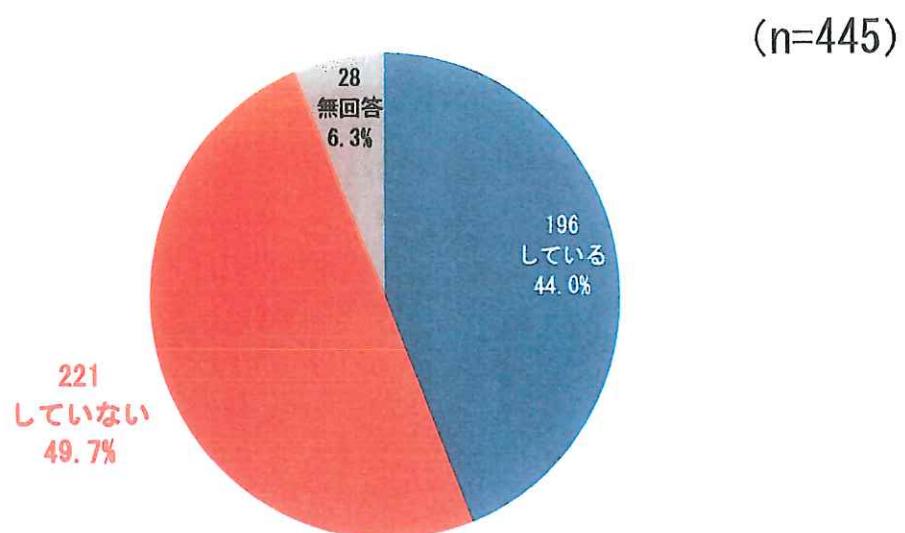
16

【図13】何かのきっかけで災害を思い出して、
気持ちが動搖することがあるが
26.1%



17

【図14】社会活動への参加

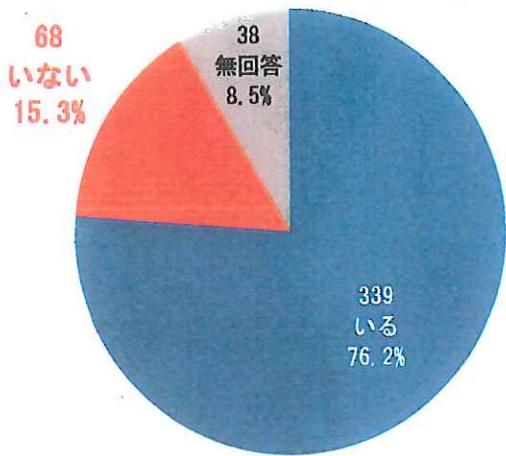


参加していない 49.7%

18

【図15】困った時の相談相手

(n=445)

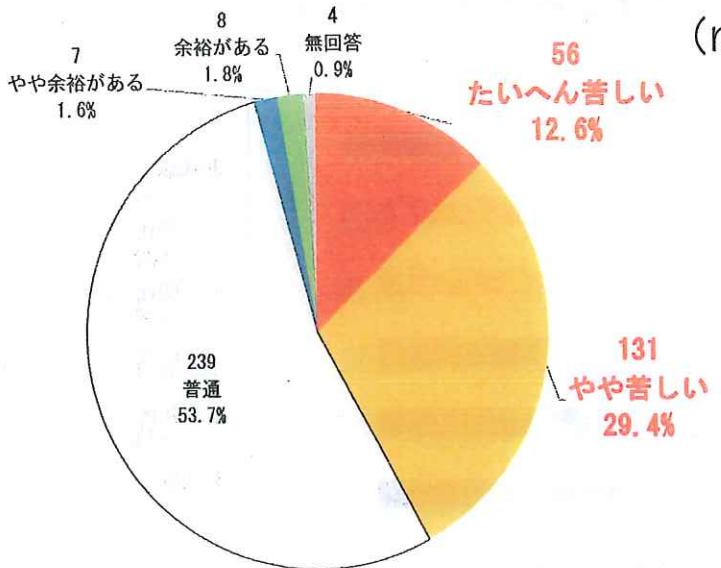


相談相手がない 15.3%

19

【図16】家賃の支払い

(n=445)

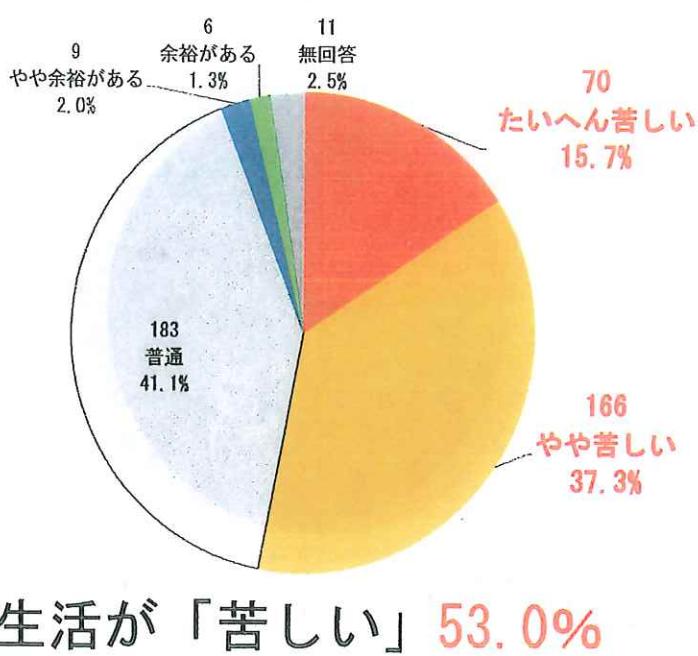


支払いが「苦しい」 42.0%

20

【図17-1】生活（経済的負担感）

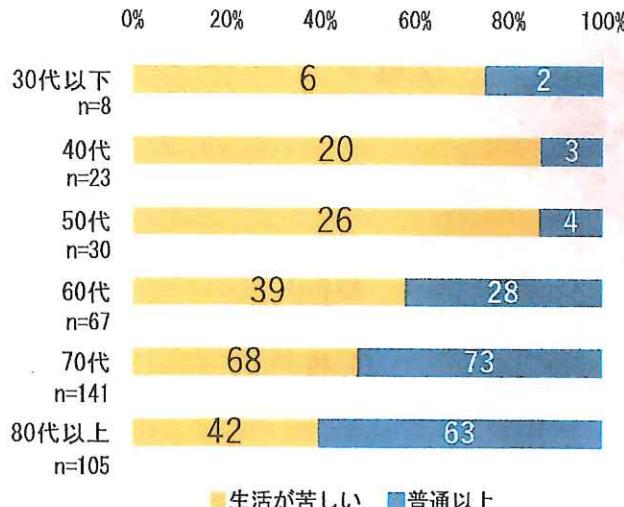
(n=445)



生活が「苦しい」 53.0%

21

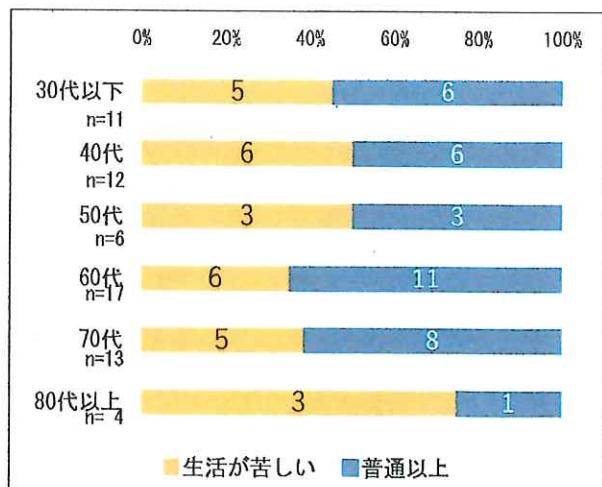
【図17-2】 年代別 生活（経済的負担感）の割合 (n=374)



50代以下の生活困窮が深刻

(p<0.01、約6.4倍)

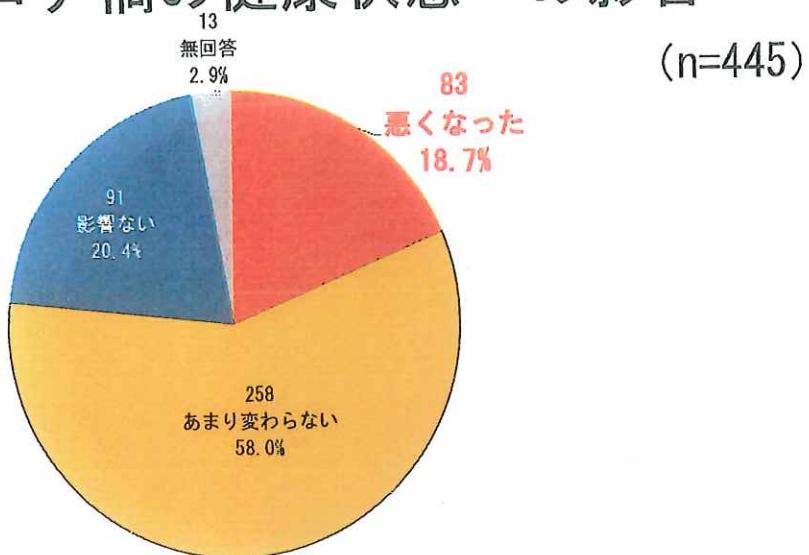
【参考】 被災以外で入居 (n=63)



50代以下の困窮者の割合は高くない

22

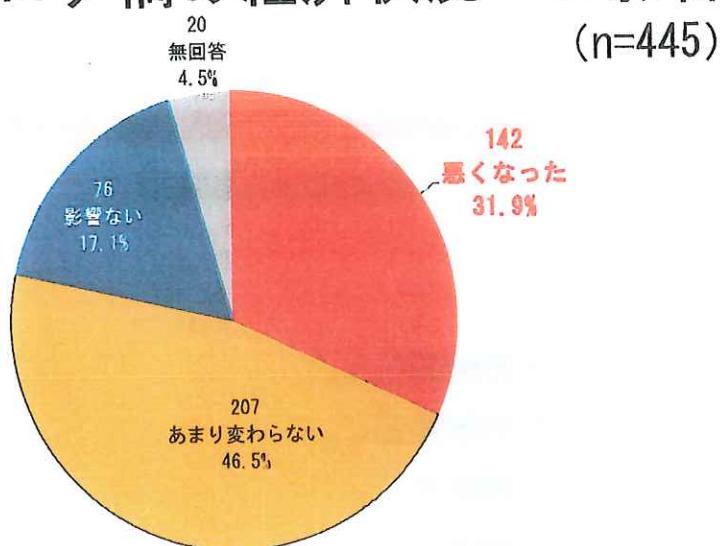
【図18-1】コロナ禍の健康状態への影響



健康状態が悪くなった人は18.7%

23

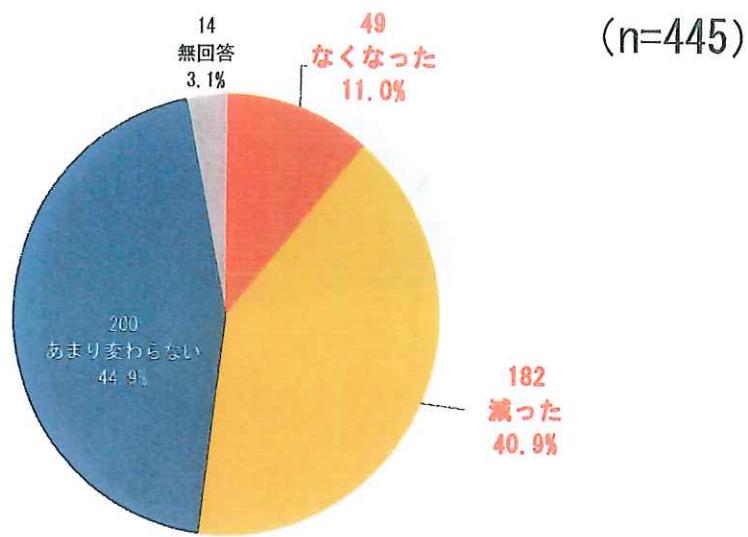
【図18-2】コロナ禍の経済状況への影響



経済状況が悪くなった人は33.1%

24

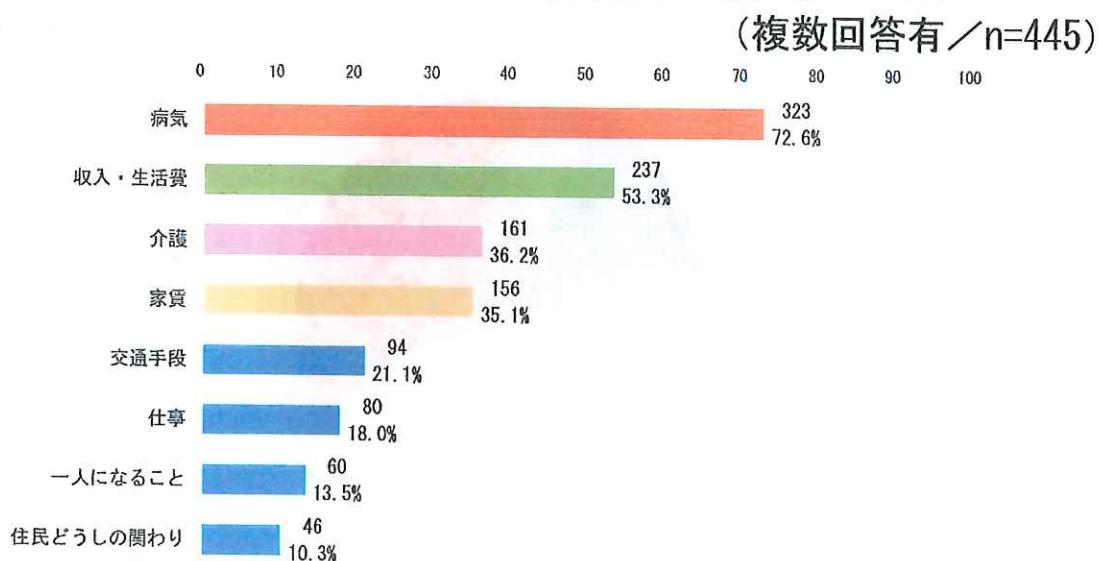
【図18-3】コロナ禍の人付き合いへの影響



人付き合いが「なくなった」「減った」人は51.9%

25

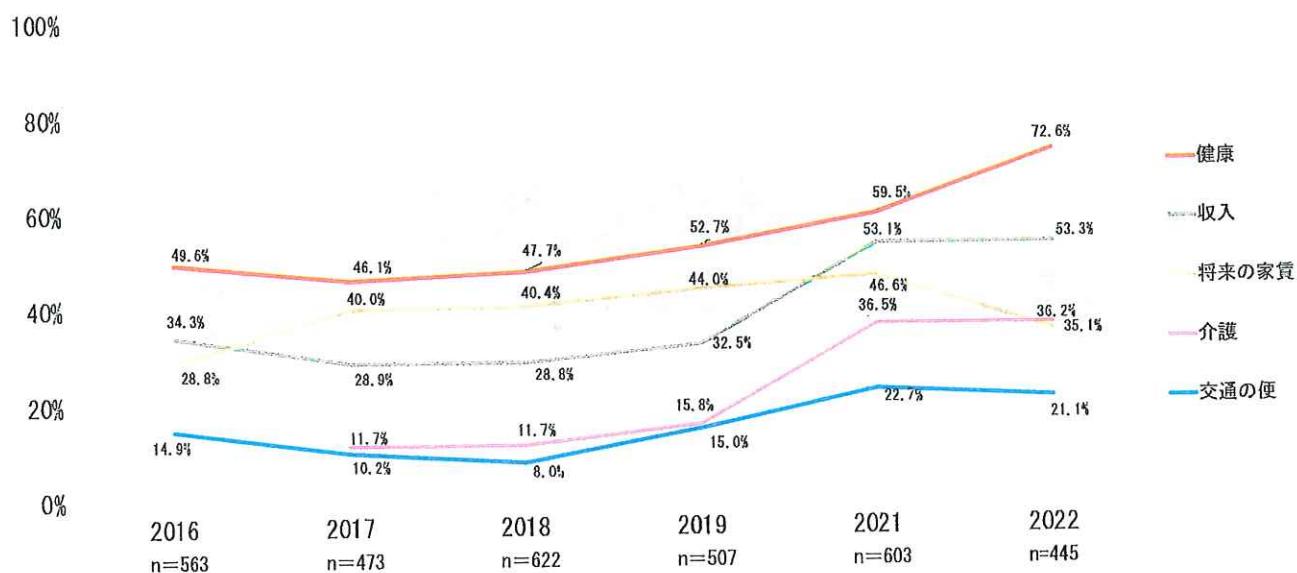
【図19-1】今後のことでの心配に思うこと



「病気」「収入・生活費」の割合が高い

26

【図19-2】心配に思うこと 経年推移

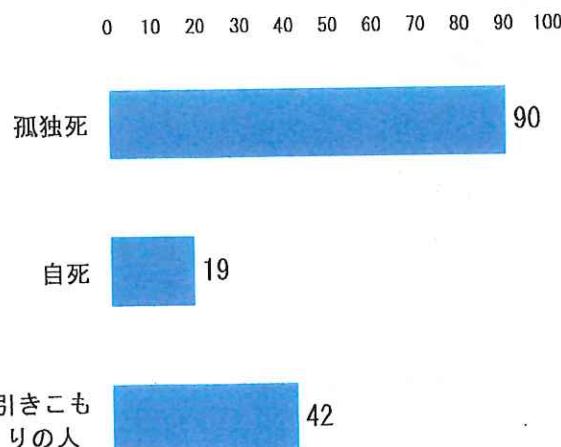


健康に関する心配の割合の増加傾向が続く

27

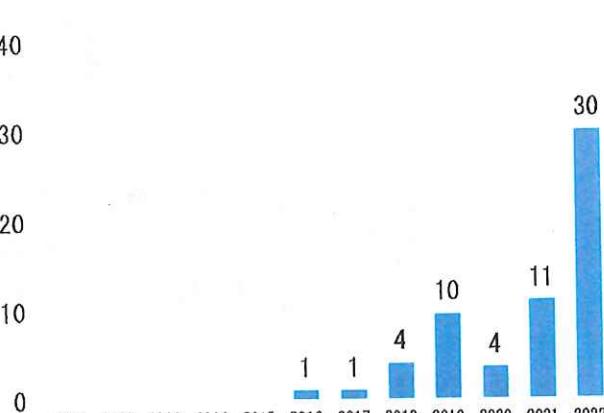
【図20-1】近隣で以下のような人を見聞きしているか

(複数回答有/n=445)



【図20-2】いつ孤独死を見聞きしたか

(複数回答有/n=60)



※連続する2ヶ年のいずれかで認識されている場合は、半数ずつ前後に振り分けた
2019 or 2020が3名、2020 or 2021が2名、2021 or 2022が2名

2022年に孤独死を見聞きした自治体または住宅
塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、あすと長町、田子西
東松島市、南三陸町、山元町、大崎市

28

生活困窮度と 健康・社会参加について

29

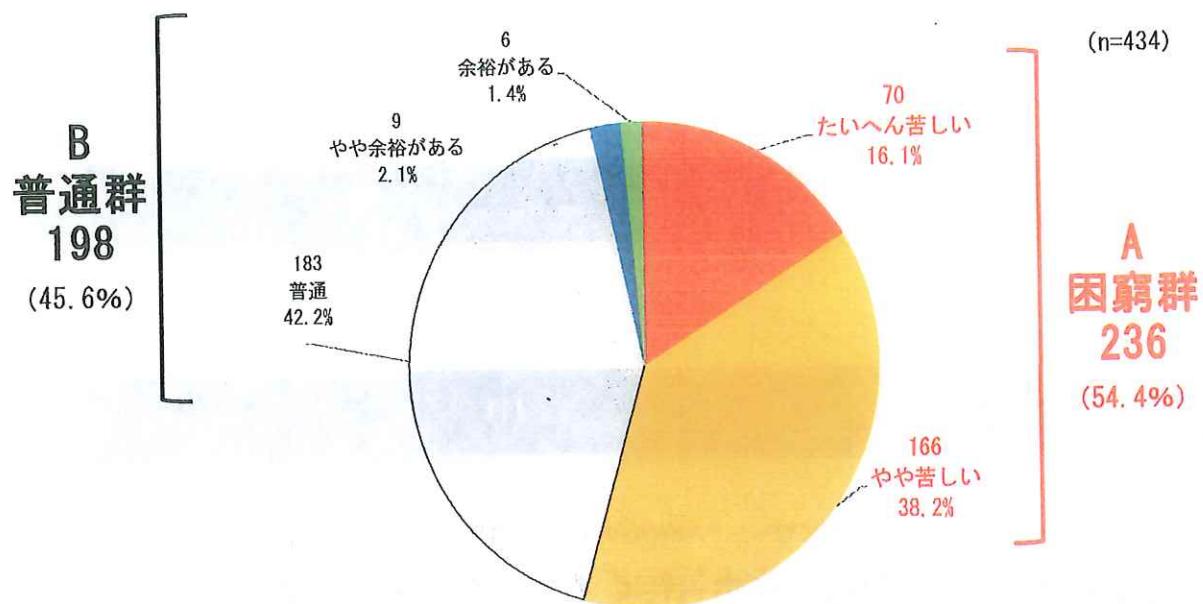
検討概要

2022年度の調査に回答の445人について、
経済的な負担感が健康状態や社会参加を始めとする項目に
どのような影響を及ぼしているかを検討する。

* 各項目の集計は、注記のないものは無回答を除いた。

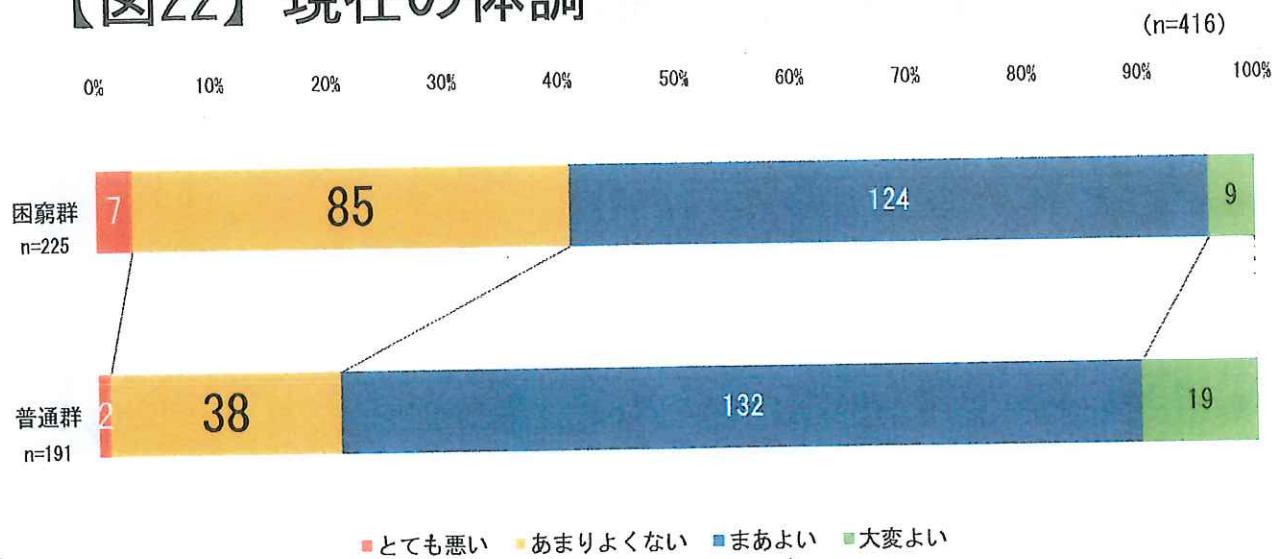
30

【図21】生活（経済的な負担感）について



31

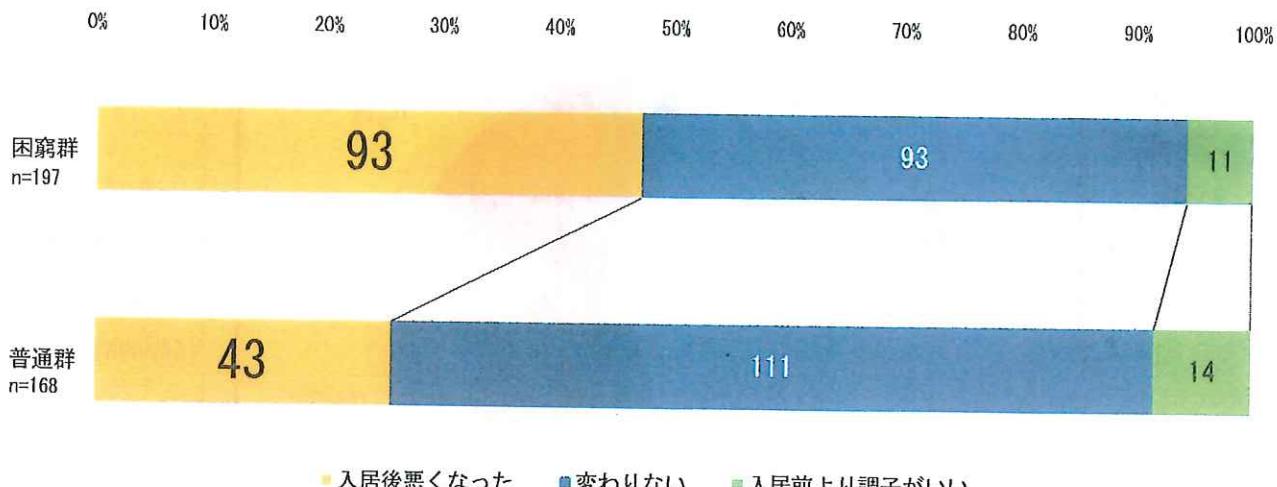
【図22】現在の体調



生活困窮者は、健康状態がよくないと感じる割合が高い

(p<0.01、約2.6倍) 32

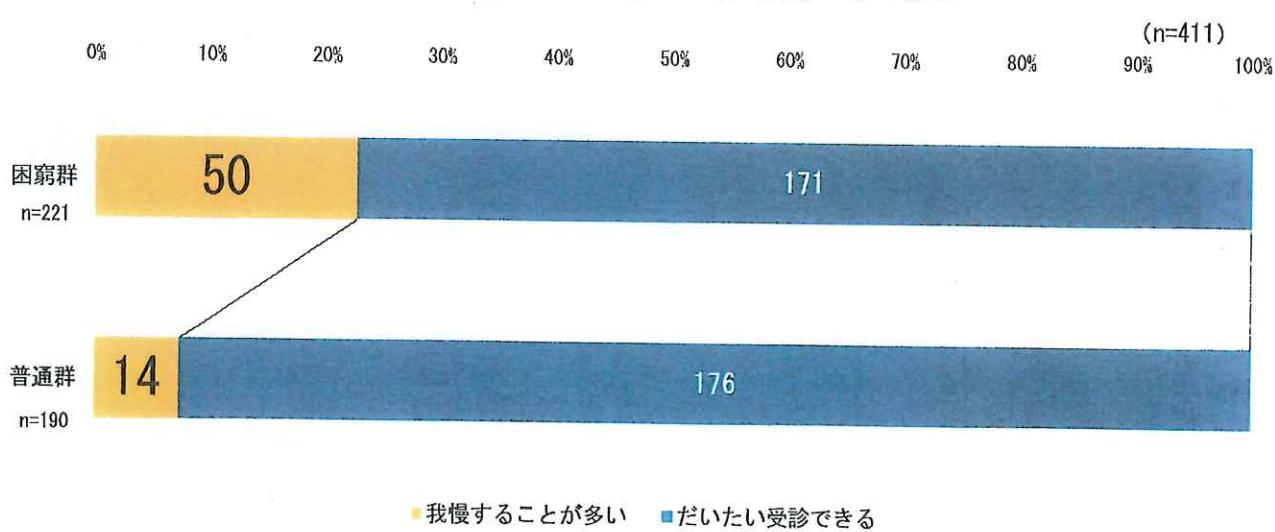
【図23】公営住宅入居前後の健康状態の変化
(n=365)



生活困窮者は、健康状態が悪くなる割合が高い

(p<0.01、約2.6倍) 33

【図24】体調が悪い時の受診状況

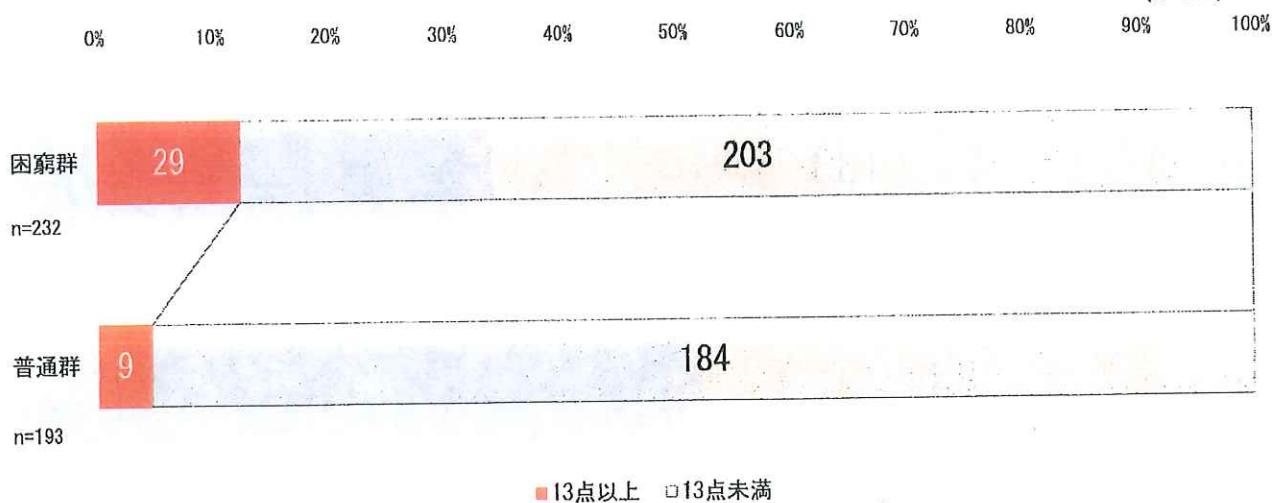


生活困窮者は、体調が悪くなっても受診を我慢する割合が高い

(p<0.01、約3.7倍) 34

【図25】抑うつ状態の有無

(n=425)

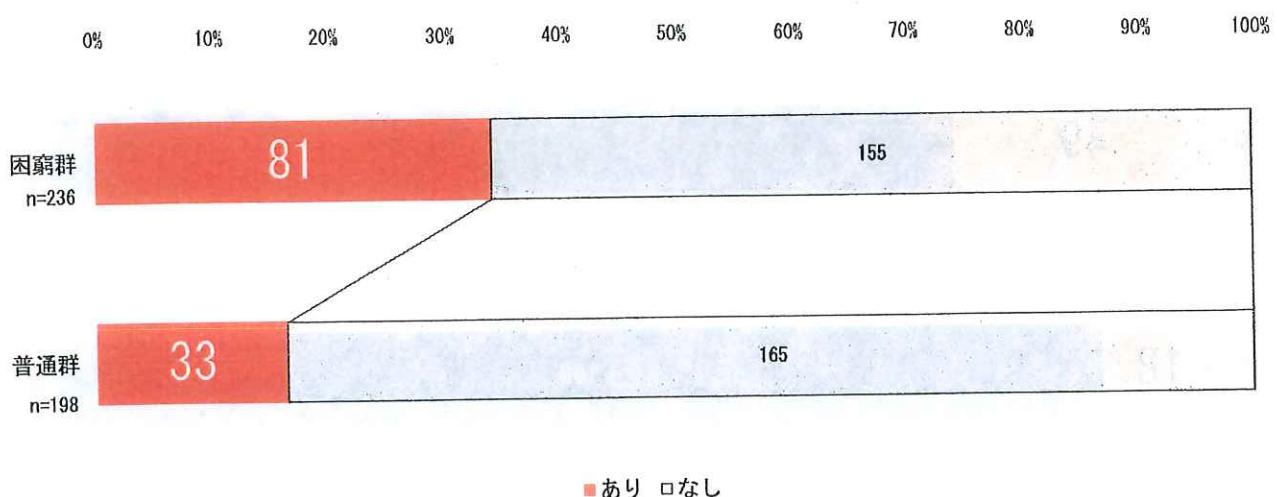


生活困窮者は、抑うつ症状を有する割合が高い

(p<0.01、約2.9倍) 35

【図26】災害を思い出して気持ちが動搖することの有無

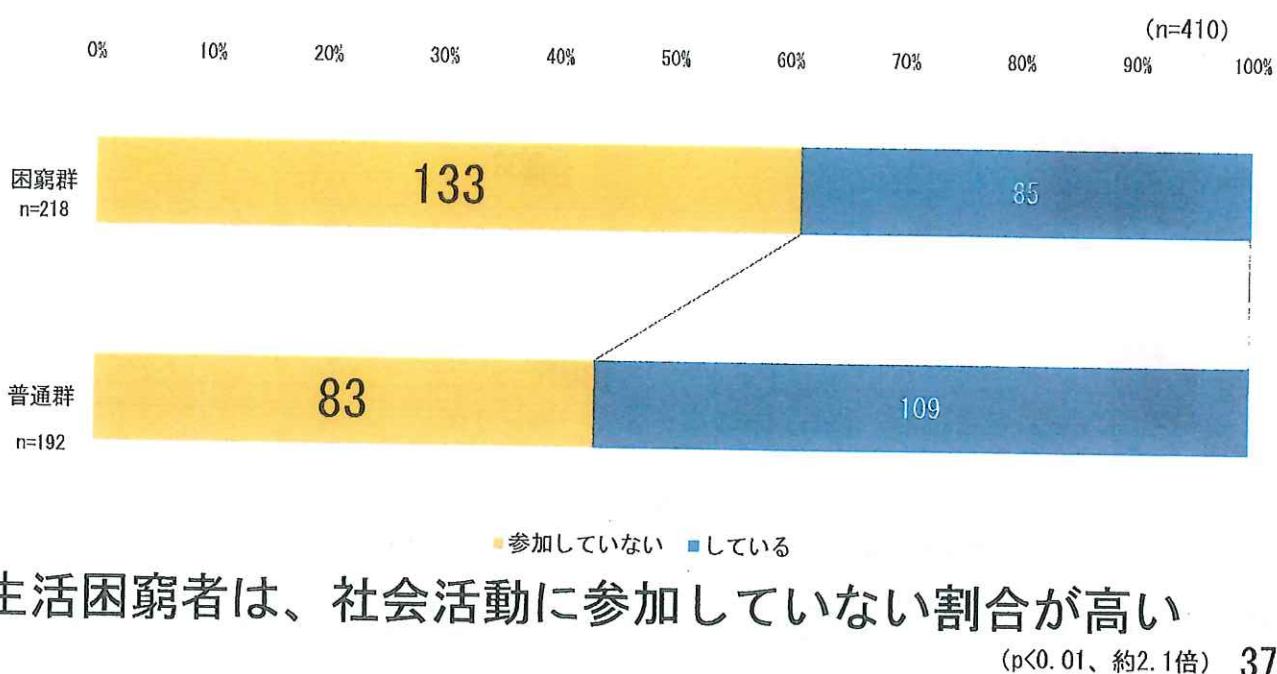
(n=434)



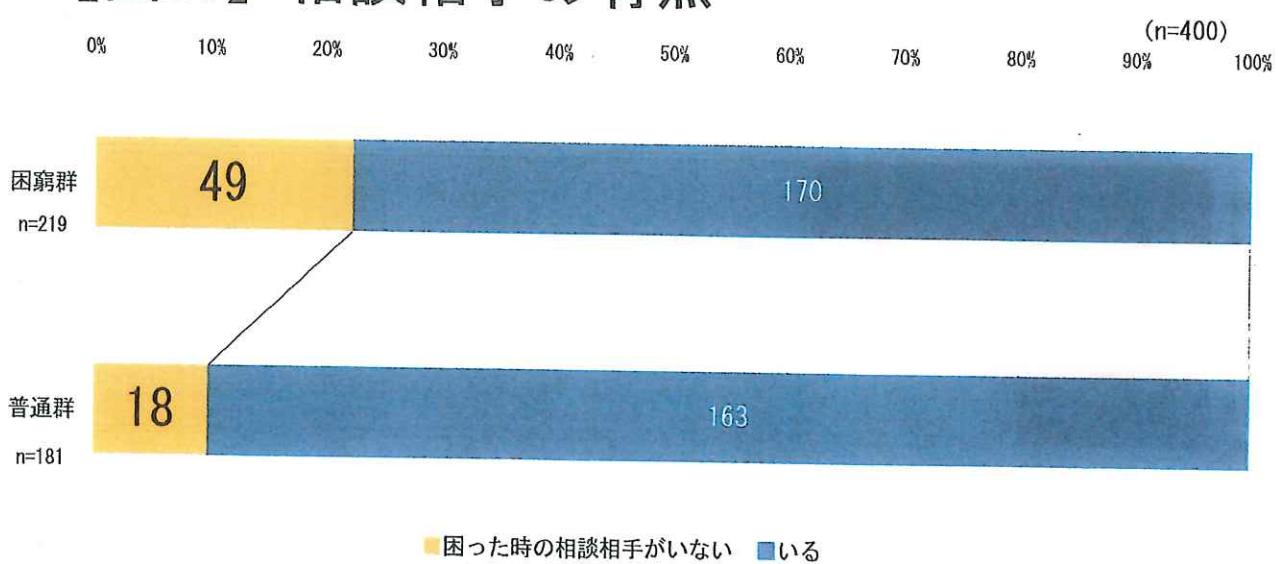
生活困窮者は、災害を思い出して気持ちが動搖することが多い

(p<0.01、約2.6倍) 36

【図27】社会活動への参加の有無



【図28】相談相手の有無

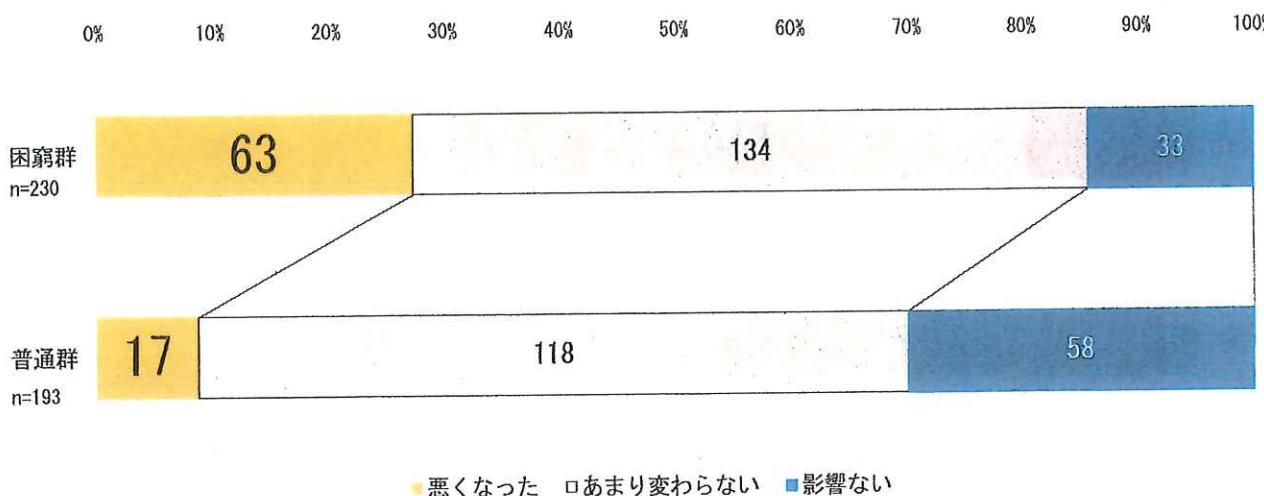


生活困窮者は、相談相手がいない割合が高い

(p<0.01、約2.6倍) 38

【図29-1】コロナ禍での健康状態の変化

(n=423)

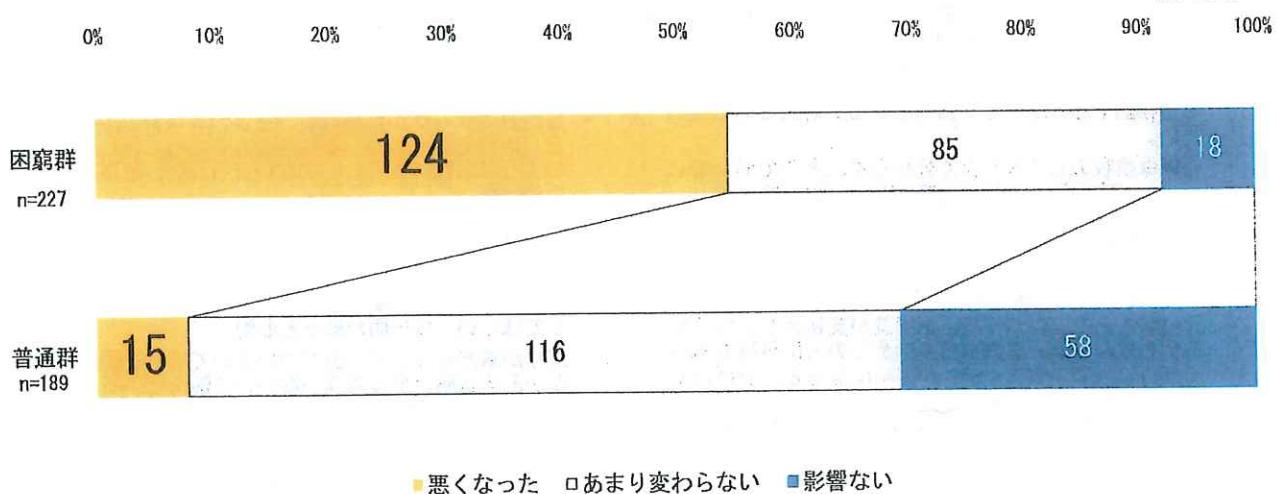


生活困窮者は、コロナ禍で健康状態が悪くなった割合が高い

(p<0.01、約3.9倍) 39

【図29-2】コロナ禍での経済状況の変化

(n=416)

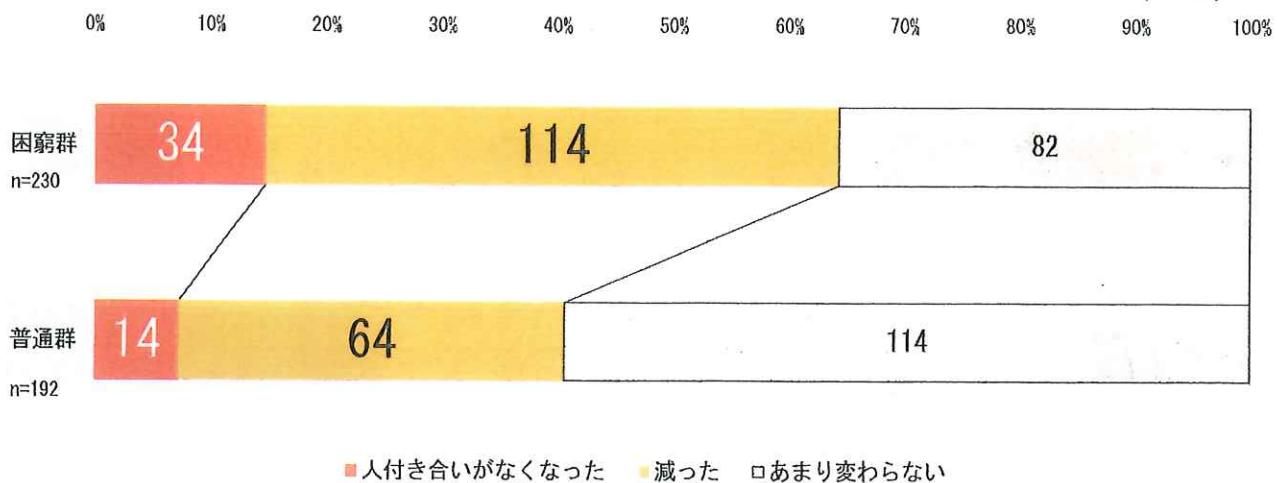


生活困窮者は、コロナ禍で経済状況が悪化した割合が高い

(p<0.01、約14.0倍) 40

〔図29-3〕コロナ禍での人付き合いの変化

(n=422)



生活困窮者は、コロナ禍で人付き合いがなくなった・減った割合が高い

(p<0.01、約2.6倍) 41

自由記載欄からの抜粋

■ 行政の支援・相談機能

- 以前は生活支援の巡回指導があったが今はない。加齢等の不安、不具合が増えている。
- 以前は、市のサポートセンターの方に話を聞いてもらい助かっていたが、来なくなつてから近所の困りごと等を相談する人がいなく困っている。再開してもらいたい。
- 介護保険税のしくみがよく分からず、どこで聞いてよいのか。市役所は「課税世帯だから」の一言。

■ 医療・介護

- 以前、無料低額診療を受けていたが、その時は月1回通えてとても体が楽だった。
- 身内が1人で、いつ何時、医療費が支払えなくなるかも知れない。医療は必要な全ての人に平等であつてほしい。コロナワクチンが有料になると、受けたくても受けられない人もいる。希望するすべての人が無料で接種できるようお願いします。私達の健康を守つて下さい。

■ 家賃

- 入居して子どもが働き始めた途端に家賃がはね上がり、同居できなくなり、給料の高い順から退去する形に。家族をバラバラにして何が復興住宅なのか？

- 若い世代は、収入増によって住まいの変更を余儀なくされる現実があります。復興団地は高齢者や1人暮らしが多く、若い世代も必要だと思います（コミュニティの問題から）。

■ コミュニティ

- 自治会でサークル活動していたが、コロナで活動が休止し活動そのものや、参加が少なくなってきた。以前のような活動に戻ることはないだろうが、地道に活動を続けたい。
- 町内会のイベントに参加できない人が増えた。

■ 住環境

- 豪雨で住宅の駐車場が水没して廃車駐車場の嵩上げをしてほしい。毎日雨が降ると心配。
- 回りが草だらけ。木に虫がついていて切ると頭から虫がかぶる状態。全員清掃がないので悩んでいる。道具もないので市の協力がほしい。
- ベランダに鳩が多く、ふん等が気になり苦痛。
- 町の検診に行きたいが交通の便が悪く行けない。自転車も大変。買い物はバスを利用しているが、トイレットペーパー・洗剤・米等は大変。移動販売車も来ていらが思うように買えない。

2022年度調査のまとめ (調査結果から見えたこと)

- 1.被災による入居者の割合が年々減少し、被災によらない入居者が増えている。
- 2.災害公営住宅入居後に体調が悪くなった人、体調が悪くても受診を我慢している人は少なくない。受診を我慢する理由は、医療費の心配が半数を超える。
- 3.重度の抑うつ状態が疑われる人が9%おり、日本平均の4.3%を上回っている（2019年国民生活基礎調査）。
- 4.一人暮らしの人は増加傾向にある。その63%は70代以上で、高齢独居世帯は増え続けている。
- 5.社会活動に参加していない、相談相手がない人も多い。地域社会から孤立しかねない状況の人が多い。
- 6.困窮世帯の割合は50%を超え、特に40代～50代が深刻である。
- 7.コロナ禍は、健康状態・経済状況・人付き合いの全てに影響を与えている。
- 8.健康に対する不安が大幅に増えている。災害公営住宅に住む人たちの健康状態の悪化に、経済的困難が影響していると推察される。
- 9.孤独死や自死が各地域の災害公営住宅で起きており、今後も増えることが予想される。

43

2022年度調査のまとめ (民医連の取り組み)

【災害公営住宅健康調査を継続する】

- 職員が住民の健康状態、生活実態を理解する

【医療費負担を軽減する制度を知らせる】

- 無料低額診療事業
- 国保の減免制度等の社会制度

【災害公営住宅での相談会や班会を継続する】

- 事業所や法人、友の会、医療生協組合員の活動など
- 人のつながりをつくる。孤立させない

【調査結果を踏まえた要望を明らかにし社会に働きかける】

- 宮城県や市町、議員との懇談
- マスコミへの働きかけ

44

ALPS処理水海洋放出反対署名運動の成果と今後のすすめかた

▶みやぎ生協・コープふくしま 副理事長 河野雪子

みやぎ生協 メンバー(組合員)数・出資金

みやぎ生協・コープふくしま 2019年組織合同

メンバー(組合員)数: 96万9,255人
(みやぎ76万6,136人、ふくしま20万3,119人)

7,406人
増加

世帯当たり加入率: 57.9%
(みやぎ74.8%、ふくしま 31.2%)

全国平均
37%

出資金 : 481億円

33.5億
円増加

協同組合の定義・価値・原則（1995年ICA100周年記念大会）

○定義 協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

○価値 協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を身上とする。

○原則

- (第一原則) 自発的で開かれた組合員制
- (第二原則) 組合員による民主的管理
- (第三原則) 組合員の経済的参加
- (第四原則) 自治と自立
- (第五原則) 教育、訓練及び広報
- (第六原則) 協同組合間協同
- (第七原則) コミュニティへの関与

みやぎ生協・コープふくしまのめざすもの

わたしたちは、協同の力で、
人間らしい暮らしを創造し、
平和で持続可能な社会を実現します

スローガン

「一人は万人のために 万人は一人のために」

「平和とよりよき生活のために」

「みんなでつくる豊かな地域」

キーワード

「環境保全、自然との調和」

「健康・安全・安心、そしてより安く」

原子力発電に対するみやぎ生協の見解

1990年（第9回総代会）の見解

- ▶ 1986年のチエルノーヴィリ原発事故を受けて見解をまとめた。
- ▶ 「原子力発電を止めて、化石燃料に頼るという考え方は現実的には成立しない」
- ▶ 「原子力の安全性について既存の施設は総点検し、安全基準を満たさないものは永久停止を含む措置をとることが必要」
- ▶ 「エネルギー浪費型でない生産や生活のあり方を個人・社会のレベルで実現していく」

東日本大震災の東京電力福島第一原発事故を受けて、「原子力発電のあり方見解策定委員会」を設置し、2012年新たな見解を発表。

- ▶ ①原子力発電はすべて廃止し、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー政策に転換すべき
- ▶ ②東北電力女川原子力発電所をはじめとした原子力発電所の廃止によって、立地している地域の経済と雇用に影響が出ないようにすることを求める。
- ▶ ③生活者のくらしの見直し

2023年5月まで「ALPS処理水海洋放出反対署名」を集めました。

25万4,353筆を経済産業省、（株）東京電力ホールディングスに届けました。

- ▶ 「アルプス（ALPS）処理水海洋放出に反対する署名」
- ▶ 全国から集まった 25万4,353筆
- ▶ 7月7日に経済産業省、東電に最後の3次分として3万2,787筆を提出しました。



ALPS処理水海洋放出反対署名運動の成果①

(1) 2021年6月から始まった運動は、みやぎ生協・コープふくしま、宮城県生協連、福島県生協連、宮城県漁協の4者が呼びかけ団体になり、漁業者と消費者の共同の運動になりました。

2015年に政府、東電が地元漁業者と文書で交わした「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」という約束を反故にし、一方的に海洋放出方針を決めたこと、ALPS処理水の海洋放出が東京電力福島第一原発事故からの復興への努力を無にしかねないことから運動が始まりました。

ALPS処理水海洋放出反対署名運動の成果②

(2) コロナ禍の中で人が集まりにくい状況の中、オンライン署名や「10分動画」の作成など、新しい取り組みにもチャレンジし、署名の意味を学習しながら伝えてきました。

推進事務局が企画した学習会への参加者は50回2,300人規模となりました。署名を推進された各団体も積極的に学習活動に取り組まれました。

ALPS処理水海洋放出反対署名運動の成果③

(3) 25万筆を超える署名を集めることができ、3回にわたり、経済産業省、(株)東京電力ホールディングスへの署名提出と要請行動を行いました。

2022年9月には福島県選出国会議員への要請も行いました。

署名提出と要請行動の後の報告会も都度開催してきました。



ALPS処理水海洋放出反対署名運動の成果④

(4) 政府、東電の海洋放出方針を転換させることはできていない状況ですが、ALPS処理水海洋放出は漁業者だけでなく、国民全体の問題であること、福島だけでなく、日本全体の課題であること、東京電力福島第一原発の事故の被害を忘れてはならないことを訴えてきました。全国の生協はじめ、様々な団体・個人から支援をいただき、また運動の輪を広げることができました。

「ALPS処理水海洋放出反対署名推進ニュース」は97回発行され（7月26日現在）、77団体131人に定期的に届けられました。

全国の皆さまのご支援、ご協力本当にありがとうございました。

今後の運動方針

- ▶ みやぎ生協・コープふくしまのALPS処理水海洋放出に関する今後の運動の基本的な考え方
- ▶ (1) 地元漁業者との約束を反故にし、関係者との理解醸成が不十分なまま決定したALPS処理水の海洋放出には、継続して反対していきます。地域産業復興のために、海洋放出中止と別な手段での処理水の処理や地下水流入防止対策などを訴えていきます。
- （2）処理水海洋放出に伴う風評被害を発生させないための万全な対策を要請します。

政府が約束した対策の実施状況と効果を注視するとともに、継続した水質および水産物等の調査の情報開示や正確な情報発信に取り組むこと、水産業はもちろんのこと幅広い業種に対して風評対策を講じることを求めていきます。

今後の運動方針

- ▶ (3) 復興を目指してがんばっている福島、宮城の水産物を応援する取り組みを継続します。
- ▶ 「めぐみ野」「古今東北」商品の利用を呼びかけます。風評被害をでくるだけなくし、安心して食べるため、コープ東北と共同して、トリチウムを含めた放射性物質の検査を定期的に計画します。
- ▶ 対象商品の選定「顔とくらしのみえる産直めぐみ野」「復興と地域振興のブランド古今東北」等4～5品目
- ▶ (あおさ、しらす、市場品等)
- ▶ 漁協の皆さまの理解をいただきながら、実施をめざしていきます。

今後の運動方針

- ▶ (4) 政府と東京電力に対して、東京電力福島第一原発の廃炉への道筋を明確にするよう求めるとともに、廃炉のすすめかたについて国民の意見を反映できる場の設定を求めていきます。
- ▶ →林先生が提唱した「円卓会議」のような形を模索し、参画していきます。
- ▶ (5) 福島の被災地の実情を知つていただくことは益々重要です。現地視察の受入や学習会の開催を継続して対応し、情報発信を行い、全国の生協とともに取り組みをすすめます。

そしてこれから

- ▶ みやぎ生協・コープふくしまでは
 - ▶ ALPS処理水海洋放出後も福島県産の水産品の供給を継続し、今後も拡大して応援していきます。職員向けの学習機会を設け、理解を促します。
 - ・職員向けの学習素材や「Q&A」を作成し、学習を計画します。（品質管理本部）
 - ・日本生協連作成予定の学習ツールを活用します。
 - ▶ 福島県産の水産品を応援する企画を計画します。
 - ▶ ※海洋放出とは関係なく、計画していきます。
 - ▶ 月1回を目途に福島県産品を中心とした店舗催事を行います。
 - ▶ 福島県相馬漁港の鮮魚を中心に個店企画中心に「めぐみ野商品（あおさ、しらす）の全店セール配置を計画します。
 - ▶ 日本生協連にも全国企画への協力を呼びかけます。

ありがとう そしてこれからも



COOP
MIYAGI
FUKUSHIMA

「東日本大震災12年の集い」への報告

9月2日 女川原発再稼働差止原告団・原伸雄

【避難計画を争点にした裁判について】

- 弁護士の呼びかけによる石巻市の広域避難計画の勉強会（2018年4月）
- 女川原発の避難計画を考える会の立ち上げと活動
- 避難計画の位置づけの法的な曖昧さ
- 県知事と石巻市長に対して「現状の避難計画の下での再稼働に同意しないことを求める仮処分の申し立て」（2019年11月）
 - 仮処分仙台地裁の決定：申し立て却下
 - （理由）（立法事実を無視）事故は制の具体的危険を主張。立証していない
 - 尚、この裁判長は途中異動で最高裁調査官から赴任
 - 仮処分仙台高裁の決定；控訴棄却
 - （理由）流石に立法事実無視の地裁の理由は採用せず、避難計画の不備は認めつつ
 - 人格権侵害は首長らの同意ではなく電力事業者の判断により生ずる
- 「東北電力は、現行の避難計画の下での再稼働をしてはならない」との判決を求めて東北電力を被告に仙台地裁に提訴
 - 仙台地裁判決；棄却
 - （理由）仮処分の時の地裁判決と全く同じ
- 現在地：仙台高裁へ控訴（6月5日）、控訴理由書提出（6月26日）
 - ・ 第1回口頭弁論；10月2日（月）15時、102号法廷
 - 弁護団；30分
 - 原告陳述；10分
 - ・ 当日の報告集会；16時、弁護士会館4階
 - ・ 石巻での報告集会；11月11日（土）13時。石巻市防災センター
- この間の裁判所の決定、判決の特徴
- 控訴審での仙台高裁への期待；憲法76条3項【裁判官の独立*】が当たり前の法曹界（水戸地裁での祭止め判決を出した前田裁判長の前任地は仙台地裁）「

【原発裁判での最大課題】；6・17最高裁判決をいかに乗り越えるか】

- ・ 2022年6月17日の最高裁第2小法廷の「東電福島台地原発の事故について」「国の責任はない」との判決をいかに乗り越えるかにある

【枚挙にいとまない国、最高裁、東電、原発企業の結びつき】

- ・ 原子力ムラに「巨大法律事務所」を加えなくてはならない現状を広く国民の中へ
- 雑誌「経済」5月号のフリージャーナリスト「後藤秀則」氏の論考に注目を。
- 宮城での集会；11月25日（土）13時半、戦災復興会館

* 憲法76条3項